

青木村地域防災計画

青木村防災会議

総則編

第1節	計画作成の趣旨	10
第2節	計画の基本方針	11
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	13
第4節	防災面からみた青木村の概要	18
第5節	被害想定	21

風水害対策編

第1章	災害予防計画	25
第1節	風水害に強い村づくり	26
第2節	災害発生直前対策	29
第3節	情報の収集・連絡体制計画	30
第4節	活動体制計画	32
第5節	広域相互応援計画	34
第6節	救助・救急・医療計画	36
第7節	消防・水防活動計画	39
第8節	要配慮者計画	43
第9節	緊急輸送計画	47
第10節	障害物の処理計画	50
第11節	避難収容活動計画	51
第12節	孤立防止対策	57
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	60
第14節	給水計画	62
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	64
第16節	危険物施設等災害予防計画	66
第17節	電気施設災害予防計画	69
第18節	上水道施設災害予防計画	70
第19節	下水道施設災害予防計画	71
第20節	通信・放送施設災害予防計画	73
第21節	災害広報計画	77
第22節	土砂災害等の災害予防計画	79
第23節	建築物災害予防計画	82
第24節	道路及び橋梁災害予防計画	84
第25節	河川施設等災害予防計画	85
第26節	ため池災害予防計画	86
第27節	農林水産物災害予防計画	87

第28節	二次災害の予防計画	88
第29節	防災知識普及計画	90
第30節	防災訓練計画	94
第31節	災害復旧・復興への備え	96
第32節	自主防災組織等の育成に関する計画	97
第33節	企業防災に関する計画	99
第34節	ボランティア活動の環境整備	100
第35節	災害対策基金等積立及び運用計画	102
第36節	風水害対策に関する調査研究及び観測	103
第37節	観光地の災害予防計画	104
第2章	災害応急対策計画	105
第1節	災害直前活動	106
第2節	災害情報の収集・連絡活動	114
第3節	非常参集職員の活動	125
第4節	広域相互応援活動	135
第5節	ヘリコプターの運用計画	140
第6節	自衛隊災害派遣活動	145
第7節	救助・救急・医療活動	149
第8節	消防活動・水防活動	151
第9節	要配慮者に対する応急活動	154
第10節	緊急輸送活動	159
第11節	障害物の処理活動	161
第12節	避難収容及び情報提供活動	162
第13節	孤立地域対策活動	174
第14節	食料品等の調達供給活動	176
第15節	飲料水の調達供給活動	179
第16節	生活必需品の調達供給活動	181
第17節	保健衛生・感染症予防活動	182
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動	184
第19節	廃棄物の処理活動	185
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	186
第21節	危険物施設等応急活動	187
第22節	電気施設応急活動	190
第23節	上水道施設応急活動	191
第24節	下水道施設応急活動	192
第25節	通信・放送施設応急活動	194
第26節	災害広報活動	198
第27節	土砂災害等応急対策	200

第28節	建築物災害応急活動	202
第29節	道路及び橋梁応急活動	204
第30節	河川施設等応急活動	205
第31節	被害の拡大防止と二次災害の防止活動	207
第32節	ため池災害応急活動	212
第33節	農林水産物災害応急活動	213
第34節	文教活動	215
第35節	飼養動物の保護対策	218
第36節	ボランティアの受入体制	219
第37節	義援物資・義援金品の受入体制	221
第38節	災害救助法の適用	225
第39節	観光地の災害応急対策	232
第3章	災害復旧計画	233
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	234
第2節	迅速な原状復旧の進め方	235
第3節	計画的な復興	237
第4節	資金計画	239
第5節	被災者等の生活再建等の支援	240
第6節	被災中小企業等の復興	243

震災対策編

第1章	災害予防計画	245
第1節	地震に強い村づくり	246
第2節	情報の収集・連絡体制計画	248
第3節	活動体制計画	248
第4節	広域相互応援計画	248
第5節	救助・救急・医療計画	248
第6節	消防・水防活動計画	249
第7節	要配慮者計画	249
第8節	緊急輸送計画	249
第9節	障害物の処理計画	249
第10節	避難収容活動計画	250
第11節	孤立防止対策	250
第12節	食料品等の備蓄・調達計画	250
第13節	給水計画	250
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	251

第15節	危険物施設等災害予防計画	251
第16節	電気施設災害予防計画	251
第17節	上水道施設災害予防計画	252
第18節	下水道施設等災害予防計画	253
第19節	通信・放送施設災害予防計画	255
第20節	災害広報計画	255
第21節	土砂災害等の災害予防計画	255
第22節	建築物災害予防計画	256
第23節	道路及び橋梁災害予防計画	258
第24節	河川施設等災害予防計画	258
第25節	ため池災害予防計画	258
第26節	農林水産物災害予防計画	258
第27節	積雪期の地震災害予防計画	259
第28節	二次災害の予防計画	262
第29節	防災知識普及計画	264
第30節	防災訓練計画	264
第31節	災害復旧・復興への備え	264
第32節	自主防災組織等の育成に関する計画	265
第33節	企業防災に関する計画	265
第34節	ボランティア活動の環境整備	265
第35節	災害対策基金等積立及び運用計画	265
第36節	震災対策に関する調査研究及び観測	266
第37節	観光地の災害予防計画	266
第2章	災害応急対策計画	267
第1節	災害情報の収集・連絡活動	268
第2節	非常参集職員の活動	268
第3節	広域相互応援活動	269
第4節	ヘリコプターの運用計画	274
第5節	自衛隊災害派遣活動	274
第6節	救助・救急・医療活動	274
第7節	消防活動・水防活動	274
第8節	要配慮者に対する応急活動	275
第9節	緊急輸送活動	275
第10節	障害物の処理活動	275
第11節	避難収容及び情報提供活動	275
第12節	孤立地域対策活動	276
第13節	食料品等の調達供給活動	276
第14節	飲料水の調達供給活動	276

第15節	生活必需品の調達供給活動	276
第16節	保健衛生・感染症予防活動	277
第17節	遺体の捜査及び処置等の活動	277
第18節	廃棄物の処理活動	277
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	277
第20節	危険物施設等応急活動	278
第21節	電気施設応急活動	278
第22節	上水道施設応急活動	278
第23節	下水道施設応急活動	278
第24節	通信放送施設応急活動	279
第25節	災害広報活動	279
第26節	土砂災害等応急対策	279
第27節	建築物災害応急活動	280
第28節	道路及び橋梁応急活動	282
第29節	河川施設等応急活動	282
第30節	被害の拡大防止と二次災害の防止活動	283
第31節	ため池災害応急活動	287
第32節	農林水産物災害応急活動	287
第33節	文教活動	287
第34節	飼養動物の保護対策	287
第35節	ボランティアの受入体制	287
第36節	救援物資・義援金品の受入体制	288
第37節	災害救助法の適用	288
第38節	観光地の災害応急対策	288
第3章	災害復旧計画	289
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	290
第2節	迅速な原状復旧の進め方	290
第3節	計画的な復興	290
第4節	資金計画	290
第5節	被災者等の生活再建等の支援	290
第6節	被災中小企業等の復興	291
第4章	東海地震に関する事前対策活動	292
第1節	総 則	293
第2節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	294
第3節	情報収集伝達計画	296
第4節	広報計画	300
第5節	避難活動等	302

第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画	305
第7節	医療救護及び保健衛生活動計画	306
第8節	児童生徒等の保護活動計画	307
第9節	消防・救急救助等対策	308
第10節	売惜しみ・買占め等の防止	309
第11節	交通対策	310
第12節	緊急輸送	311

その他災害対策編

第1章	航空災害対策	313
第1節	災害予防計画	313
第2節	災害応急対策計画	314
第2章	道路災害対策	316
第1節	災害予防計画	316
第2節	災害応急対策計画	317
第3章	危険物等災害対策	318
第1節	災害予防計画	318
第2節	災害応急対策計画	319
第4章	大規模な火事災害対策	321
第1節	災害予防計画	321
第2節	災害応急対策計画	324
第3節	災害復旧・復興計画	325
第5章	林野火災対策	326
第1節	災害予防計画	326
第2節	災害応急対策計画	328
第3節	災害復旧計画	329
第6章	雪害対策	330
第1節	災害予防計画	330
第2節	災害応急対策計画	330
第7章	火山災害対策	332
第1節	火山災害に強いむらづくり	332
第2節	災害発生直前対策	333
第3節	災害応急対策	334
第4節	災害復旧・復興計画	334

第 8 章	原子力災害対策	335
第 1 節	災害予防計画	335
第 2 節	災害応急対策計画	336
第 3 節	災害復旧・復興計画	337

総 則 編

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、青木村防災会議が作成する計画であり、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するため、昭和33年・34年の台風災害、平成22年の豪雨災害及び阪神・淡路大震災や平成16年新潟県中越地震、平成23年東日本大震災・長野県北部地震など過去の大規模な災害を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ青木村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

第2 計画の前提・性格

1 計画の前提

- (1) この計画は、本編第5節に掲げる「被害想定」、東日本大震災などの最近の大規模地震及び豪雨などの風水害などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び住民・村議会などの提言を可能な限り反映し策定した。
- (2) 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性、高齢者、子ども、障害者などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国の防災基本計画及び長野県地域防災計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、村としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。
- (3) 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

2 計画の性格

この計画と長野県地域防災計画との関係は、県の防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、村の地域防災計画は住民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用にあたっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、村長は地域防災に関して第一次的な責務を有する。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係わる基本事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていくものとする。

第2節 計画の基本方針

本村は、狭隘で急峻な地形を有するという自然的条件と、高齢者等要配慮者の増加等という社会的条件をあわせもち、様々な災害発生要因に対応した防災対策を講じる必要がある。

第1 防災の基本方針

- 1 防災対策を行うにあたっては、周到かつ十分な災害予防、迅速かつ円滑な災害応急対策、適切かつ速やかな災害復旧・復興を基本とし、それぞれの段階において、村、防災関係機関及び住民が一体となって最善の対策をとるものとする。
- 2 村、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。
 - 防災施設・設備の整備の促進
 - 防災体制の充実
 - 住民の防災意識の高揚及び自主防災組織等の育成強化
 - 高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍村民、外国人旅行者等、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
 - 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有
- 3 住民は、「自らの身の安全は自らが守る。」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。
- 4 大規模な災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、村土及び住民の財産に甚大な被害を与える。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、「自助」「共助」「公助」を実現し、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

災害による人的・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による「公助」はもとより、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」の意識をうながすとともに、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進にあたっては、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携強化を図る。

第2 防災関係機関等の責務

防災関係機関等	責務
村	村は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、村域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町村、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

防災関係機関等	責 務
県	県の地域、住民の生命身体及び財産を災害から保護する為、市町村や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。 また、市町村や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。
消 防 機 関	村の責務が果たされるよう、協力を行う。
指定地方行政機関(災害対策基本法第2条第4号参照)	指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。
指定公共機関及び指定地方公共機関(災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照)	業務の公共性または公益性にかんがみ、その業務を通じて防災に寄与するとともに、村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。
公共的団体、防災上重要な施設の管理者	災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。
住 民	自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。また、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄に努める。
事 業 者	村その他の行政機関が実施する災害対策事業及び住民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、災害時に必要な事業活動の継続に努める。

第3 計画の周知徹底

本計画を円滑かつ的確に運用するため、村職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、災害から村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害から村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 青木村

- (1) 村防災会議に関する事。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。
- (3) 水防その他の応急措置に関する事。
- (4) 村地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。
- (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関する事。
- (7) その他、村の所掌事務についての防災対策に関する事。
- (8) 村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。

2 長野県

- (1) 長野県防災会議に関する事。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関する事。
- (4) 水防その他の応急措置に関する事。
- (5) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。
- (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。
- (7) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関する事。
- (8) その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。
- (9) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関する事。
- (10) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関する事。

- (11) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
- ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事。
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事。
 - ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事。
 - エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関する事。
- (2) 関東財務局（長野財務事務所）
- ア 地方公共団体に対する資金の融通の斡旋に関する事。
 - イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事。
- (3) 関東信越厚生局
- ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。
 - イ 関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 関東農政局（長野地域センター、長野地域センター上田支所）
- ア 災害予防対策
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。
 - (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩落防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。
 - イ 応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。
 - (ウ) 災害時における生鮮食糧品等の供給に関する事。
 - (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等にかかる管理指導及び病虫害の防除に関する事。
 - (オ) 土地改良機械および技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事。
 - ウ 復旧対策
 - (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。
 - (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。
- (5) 中部森林管理局（東信森林管理署）
- ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事。
 - イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事。
 - ウ 災害応急対策用材の供給に関する事。
- (6) 関東経済産業局
- ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
 - イ 被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
 - ウ 被災中小企業の振興に関する事。
- (7) 中部経済産業局
- 電気の供給の確保に必要な指導に関する事。
- (8) 関東東北産業保安監督部
- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事。
 - イ 鉦山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事。
- (9) 中部近畿産業保安監督部
- 電気の保安に関する事。
- (10) 北陸信越運輸局
- 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送の斡旋並びに船舶及び自動車による輸

送の確保に関すること。

- (11) 東京航空局（東京空港事務所松本空港出張所）
 - ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する
こと。
 - イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
 - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
- (12) 東京管区气象台（長野地方气象台）
 - ア 気象警報等の発表及び伝達に関すること。
 - イ 防災知識の普及に関すること。
 - ウ 災害防止のための統計調査に関すること。
- (13) 信越総合通信局
 - ア 電気通信の監理に関すること。
 - イ 災害時における非常通信の確保に関すること。
- (14) 長野労働局
 - ア 事業場における産業災害の防止に関すること。
 - イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
- (15) 関東地方整備局
 - ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
 - (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (エ) 所管施設の緊急点検の実施

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

- (1) 災害時における人命又は財産の保護のための救護活動に関すること。
- (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

5 指定公共機関

- (1) 日本郵便(株)（青木郵便局）
 - ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対
策等に関すること。
 - イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
- (2) 東日本旅客鉄道(株)長野支社
 - ア 鉄道施設の防災に関すること。
 - イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
- (3) 日本貨物鉄道(株)（関東支社長野支店）
 - 災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (4) 電気通信事業者（東日本電信電話長野支店、NTT・ドコモ長野支店、KDDI、ソフ
トバンク）
 - ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。
 - イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
- (5) 日本銀行（松本支店）
 - ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。
 - イ 損傷通貨の引換えに関すること。

- (6) 日本赤十字社（長野県支部・長和町分区）
 - ア 医療、助産等救助、救護に関すること。
 - イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
 - ウ 義援金品の募集に関すること。
- (7) 日本放送協会（長野放送局）
 - 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
- (8) 日本通運(株)（長野支店）
 - 災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
- (9) 電力会社（中部電力（上田営業所））
 - ア 電力施設の保全、保安に関すること。
 - イ 電力の供給に関すること。
- (10) 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)（東日本高速道路）
 - 上信越自動車道、長野自動車道（豊科 I C～更埴 J C T）の防災に関すること。
 - （中日本高速道路）
 - 中央自動車道、長野自動車道（岡谷 J C T～豊科 I C）、安房峠道路の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区
 - ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。
- (2) ガス会社（帝石パイプライン）
 - ア ガス施設の保全、保安に関すること。
 - イ ガスの供給に関すること。
- (3) 鉄道会社
 - 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
- (4) 路線バス会社等（千曲バス(株)）
 - 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
- (5) 貨物自動車運送事業者
 - 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (6) 放送事業者気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
- (7) 長野県情報ネットワーク協会
 - 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
- (8) 医師会、歯科医師会（小県医師会・上田小県歯科医師会）
 - 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
- (9) 薬剤師会（上田薬剤師会）
 - 災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
- (10) （一社）長野県エルピーガス協会
 - 液化石油ガスの安全に関すること。
- (11) （社）長野県建設業協会
 - 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
- (12) （社福）長野県社会福祉協議会
 - 災害ボランティアに関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 信州うえだ農業協同組合（青木支所）
 - ア 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
 - ウ 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。

- エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事。
- オ 農産物の需給調整に関する事。
- (2) 信州上小森林組合（青木支所）
 - ア 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
 - イ 被災組合員に対する融資、斡旋に関する事。
 - ウ 木材の供給と物資の斡旋に関する事。
- (3) 青木村商工会
 - ア 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
 - イ 被災組合員の融資、斡旋の協力に関する事。
 - ウ 災害時における物価安定の協力に関する事。
 - エ 救援物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関する事。
- (4) 青木村高速情報センター
 - ア 災害情報等の放送に関する事。
 - イ 村が行う災害広報等の協力に関する事。
- (4) 社会福祉協議会
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事
- (5) 小県郡医師会・小県郡歯科医師会・小県郡薬剤師会等
 - ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。
 - イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関する事。
- (6) 青木診療所及び宮原歯科医院の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
- (7) 特別養護老人ホーム「ラポートあおき」の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事。
- (8) 区長会、女性団体連絡会等
 - ア 村が行う災害応急対策の協力に関する事。
 - イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関する事。

第4節 防災面からみた青木村の概要

第1 自然的条件

1 村域

青木村は長野県の東北部寄り、小県郡の西端に位置し、東西8.0km、南北10.4kmと総面積57.1km²を有する村で、北は東筑摩郡筑北村渡接し、西は松本市と接し、東は上田市と接している。

村役場は、山間の地にあつては比較的平坦な村中部の東経138度07分32秒、北緯36度22分02秒、海拔551mの地点に位置している。

2 地勢

青木村は三方を山に囲まれた山間地帯にある。北に子檀嶺岳(1,223m)、西に十観山(1,284m)、南に夫神岳(1,250m)の青木三山の他、南に大明神岳(1,232m)、青木峠から保福寺峠まで主峰滝山(1,623m)を含む屏風状の滝山連峰に囲まれている。

また、浦野川が村のほぼ中央を東に流れ、三方の山に源を発する田沢川、湯川、沓掛川、阿鳥川等がこれに合流して千曲川に注いでいる。標高は、役場の位置で555mであり、おおむね500mから850mの谷平野・扇状地に12の地区が散在している。地目別面積をみると、総面積のうち79.1%を森林が占めている。

3 地質・地盤

本村の地質は大部分がいわゆる第3紀層の別所層、青木層といわれる堆積岩(たいせきがん)の地層である。別所層はそのほとんどが黒色の黒色泥岩であつて、青木層は泥岩、砂岩、礫岩(れきがん)などの互層からなっている。これらの地層は一般的に軟弱で侵食されやすく、侵食作用により侵食谷がみられる。本村の場合、第3紀層を貫いて各所に硬質のひん岩の貫入がみられ、また、泥岩が変質して硬くなった岩石のいわゆる村雨帯(むらさめたい)とよばれる地層があり、これらの侵食により子檀嶺岳や夫神岳の地形はできている。

本村の山々や丘陵ならびに平地は、たいへん若い地質時代に堆積して形成された地層からできており、新第3紀層および第4紀層と呼ばれる地質時代の地層を基盤としている。前者の新第3紀層は海底に堆積した地層で、後者の第4紀層は主として湖沼・河川および風の営力などによって形成された地層である。

一般的傾向としては、本村の南にある地域の地層は古く、北西にある地域の地層は新しくなっている。本村の地盤は、全般的にみれば普通の地盤であると判断される。

4 自然条件にみる災害の要因

本村のおかれた自然環境は概して厳しく、それらが人為的な諸要因と相関して災害へと発展する素因は常に内存しているが、それらのうち特に風水害と関連して考えられる要因には次のものがある。

(1) 流出土砂の生産源

地形が複雑急峻であるため土砂の生産源となっており、豪雨の際には土砂の流出が著しく、洪水の大きな要因となっている。

(2) 急勾配の河川

本流、支流とも30分の1以上の急流が随所にあり、極めて急勾配になっているため水流による縦横の浸食力が非常に大きい。また、河川の水量が多く、しかも急勾配で流下するため、災害の直接の原因となっている。

(3) 水源地帯の荒廃及び開発

水源地帯である林野地帯には荒廃地面積も多くまた別荘等の開発が進み、豪雨時の貯水の機能が不十分のため、土砂の流出とあいまって、水害の要因となっている。

(4) 急峻な地形

急峻な地形が多いため、豪雨時等には各所で地滑りが発生する可能性が高い。

(5) 前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する温暖気流によって、前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり水害の直接の原因となる。

特に梅雨末期には集中豪雨となりやすく警戒を要する。

また、こうした雨期を含めて、近年の傾向として集中豪雨の頻度が増えており、40mm以上の雨量を記録する日が年間10日に増加している（年間5日が例年並み）ため、水害が発生する可能性が以前より高くなってきている。

(6) 台風の進路による影響

ア 県を縦断して北上する場合

全県が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東部・北部一帯は、風・雨ともに強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらす。

イ 県の東側に接近して北上する場合

県の東部山沿いで風・雨ともに強く、台風の吹き返しによる風が被害を大きくする。

ウ 県の南側に接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。

エ 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となる。

(7) 地震の可能性

長野県域において、我が国を代表する二本の地殻構造線（糸魚川—静岡構造線、中央構造線）が走っており、平成13年に実施された長野県地震対策基礎調査によれば、牛伏寺断層を含む糸魚川—静岡構造線断層帯の北部を中心とした大規模直下型地震が起こった場合には、本村にも震度6強レベルの被害が及びうると発表されている。

第2 社会的条件

1 人口

村の人口は、平成22年10月現在4,609人（世帯数1,563世帯）で、人口は減少を続けており、昭和40年を100とすると平成22年は79.2となっており、最近5年間では3.5%、165人減少した。

地区別に見ると、当郷、村松、青木で村全体の46.6%を占めており、中挾は増加傾向にあるものの、他地区は横ばい、減少傾向にあり、とりわけ山間地ほど減少傾向が高い状況がみられる。世帯数は、平成22年10月現在で1,563世帯で、人口に反して増加、横ばい傾向である。その結果1世帯当たりの人口は3.0人となっており、核家族化の傾向が伺える。

2 産業

(1) 農業

村は、農業従事者の高齢化、後継者不足による就業者の減少、有害鳥獣による作物被害、遊休荒廃地の増加等、農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。また、国はTPP（環太平洋パートナーシップ協定）に参加を表明し、農業への打撃は避けられない状況である。こうした厳しい経営、基幹産業である農業の振興を図るため、専業農家の育成をはじめ土地基盤整備事業や土地改良事業等、様々な施策を積極的に推進してきたが、今後も後継者の育成確保と支援体制の充実、農地の流動化促進による農業経営基盤の安定化を進める。

都市住民にとってのオアシスとしての田園景観の保全活用、農産物の加工販売直売等、第三次産業的高付加価値農業の展開による活力と魅力に溢れた農村づくりを計画的に推進している。

(2) 林業

村の山林面積は4,625haで村の総面積の81.0%を占め、そのうち国有林が984ha(21.3%)、民有林が3,641ha(78.7%)である。

林業経営は、長期にわたる木材価格の低落により低迷しているが、森林には国土保全・水資源の涵養・自然環境の保全等、その効用は計り知れないものがあり、このため森林組合を核として施設等の整備をはじめ、施業の集団化と資本装備の充実により、豊かで恵まれた自然環境の源である山林を守り育てていくことが必要である。

(3) 商工業

青木村の製造事業所数は47事業所、従業員数は832人である。また、村内の商店数は48軒で、大部分は日常生活必需品を扱う個人商店である。

車社会の中、多くの住民は近隣市町村の大型店を利用しているが、現在、村、商工会、商店主が一体となって店舗や経営の近代化、販売促進など、商圈確保に努めており、また商店街の街路灯の設置、歩道の整備等も図っている。

(4) 交通

交通網は、国道143号が村の中央を東西に縦貫しており、さらに県道下奈良本豊科線、主要地方道丸子信州新線が走っている。

県内の高速道路網整備にともない、これら高速道路網上の諸都市間を結ぶ短絡ルートとして交通量は年々増加の一途を辿っている。

3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりが見られ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るよう努める。

- (1) 要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の各施策の展開にあたっては、特別な配慮が必要となる。
- (2) ライフライン、コンピューター、情報ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (3) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

第5節 被害想定

第1 基本的な考え方

長野県（青木村）に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成12、13年度の2ヶ年で実施した県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき予測される被害量や被害の様相、さらに地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

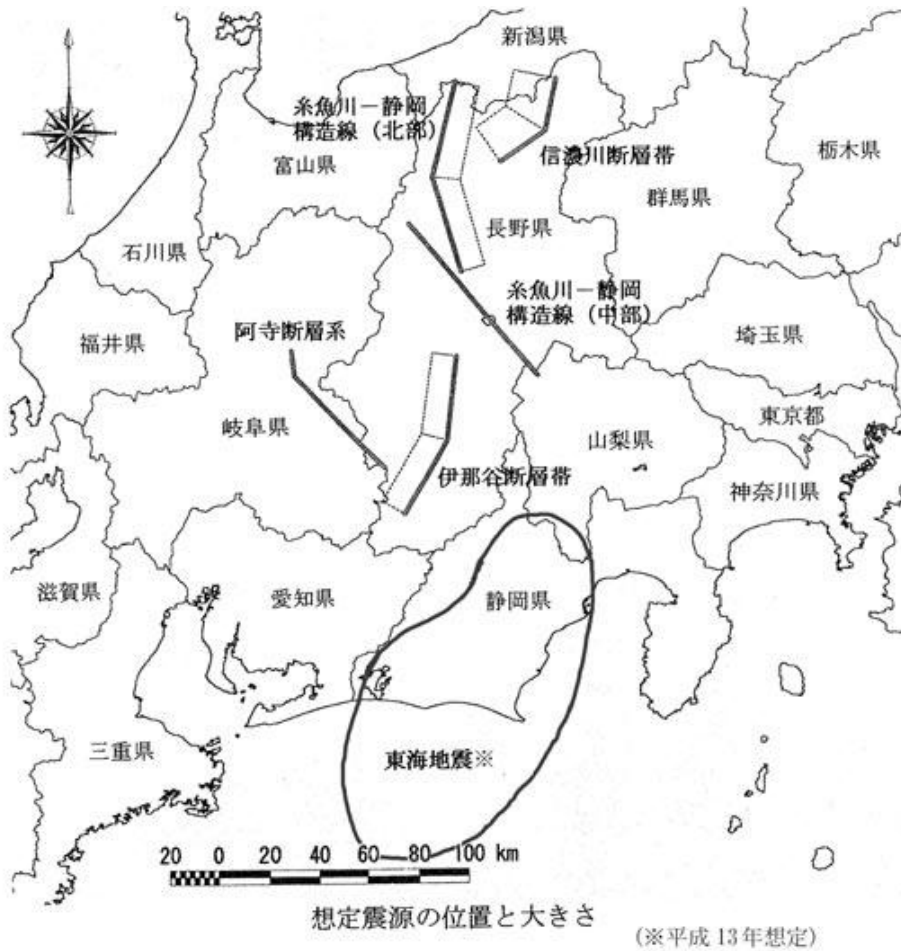
第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

想定地震の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	傾斜	位置等
	糸魚川—静岡構造線(北部)	8.0	80	20	60° E	小谷村～松本市
	糸魚川—静岡構造線(中部)	8.0	80	17	90°	安曇野市～富士見町
	信濃川断層帯	7.5	43	21	45° W	飯山市～長野市
	伊那谷断層帯	7.9	68	20	60° W	南箕輪村～浪合村
	東海地震	8.0	115	70	34° W	(平成13年想定)
	阿寺断層系	7.9	62	17	90°	王滝村～岐阜県

想定地震断層位置図



第3 被害の概要

1 県地震対策基礎調査の結果

項目	想定地震		信濃川断層帯	伊那谷断層帯	東海地震		阿寺断層系	
	糸魚川-静岡線 (北部)	糸魚川-静岡線 (中部)			S54	H13 (概略検討)		
国による地震発生確率 (30年以内)	14% *1		ほぼ0%	ほぼ0%	—		北部6~11% 南部ほぼ0%	
規模 (マグニチュード)	8.0	8.0	7.5	7.9	8	8	7.9	
震度	4~7	4~7	3~6強	4~7	4~5強	~6強	4~6強	
人的被害 (冬季の夜)	死者	3,457人	2,820人	1,031人	1,144人	2人	24人	166人
	重傷者	4,528人	4,356人	1,698人	2,430人	44人	262人	629人
	軽傷者	87,118人	83,918人	32,850人	46,915人	899人	5,251人	12,385人
	避難者	413,956人	382,692人	163,525人	219,352人	1,149人	15,973人	44,333人
建築物被害	全壊・大破	106,255棟	105,925棟	28,804棟	61,955棟	102棟	1,939棟	8,674棟
出荷棟数 (冬・昼)	554棟	559棟	176棟	309棟	2棟	—	62棟	
焼失棟数 (冬・夜)	12,583棟	11,865棟	4,738棟	3,365棟	1棟	—	689棟	
液状化被害地域	松本 安曇 大町	松本 安曇 諏訪	長野 飯山	飯田 伊那 諏訪	飯田 諏訪	—	飯田 諏訪	
水道配水管被害箇所	9,016ヶ所	11,563ヶ所	1,643ヶ所	4,285ヶ所	24ヶ所	—	668ヶ所	
都市ガス被害箇所	520ヶ所	572ヶ所	194ヶ所	140ヶ所	3ヶ所	—	44ヶ所	

*1 地震調査研究推進本部による発生確率の公表は北部中部を一連のものとして1箇所としている

2 東海地震の被害想定結果（中央防災会議：平成15年3月公表）

○人的被害(死者:人)

発生	予知情報	建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計
5時	予知情報なし	約70	約50	約20	約100
	予知情報あり	約20	—	—	約30
12時	予知情報なし	約20	約30	—	約60
	予知情報あり	—	—	—	約10
18時	予知情報なし	約40	約30	約50	約100
	予知情報あり	—	—	約10	約20

—:わずか

○建物被害（全壊棟数：棟）

発生	予知情報	揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計
5時	予知情報なし	約1,300	約900	約600	約1,500	約4,200
	予知情報あり	約1,300	約900	約600	—	約2,800

—:わずか

3 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動地震）の被害想定結果
（中央防災会議：平成24年8月公表）

○人的被害(死者:人)

発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計
夏12時	約20	—	—	約20
冬18時	約30	約10	—	約40
冬深夜	約50	約10	—	約60

（東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速8m/s、早期避難率低）

—:わずか

○建物被害（全壊棟数：棟）

地震動	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
基本ケース	—	約600	—	—	約600
陸側ケース	約700	約1,500	約90	約10	約2,400

（東海地方が大きく被災するケース、冬深夜、風速8m/s）

—:わずか

風水害対策編

第 1 章 災害予防計画

第1節 風水害に強い村づくり

第1 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ風水害に強い村づくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い村土を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強い村の形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強い村づくりを推進する。

第3 計画の内容

1 風水害に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

村内は、急峻な地形、急勾配の河川等を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な村土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合的・広域的計画の作成を検討する際には、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地滑り、土石流、崖崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を検討する

ウ 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。

エ 風水害に強い村土の形成を図るため、下記の事項（県が実施する計画）に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するよう努める。

(ア) 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。

(イ) 土石流、地滑り、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制を進める。

(ウ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地滑り防止施設等の整備に努める。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成にも努める。

(エ) 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

オ 老朽化した公共施設について、長寿命化計画の検討・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 風水害に強い村づくり

(1) 現状及び課題

ライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす影響は多様化しており、風水害に強い村づくりが必要になっている。

(2) 実施計画

ア 風水害に強い村の形成

(ア) 土砂災害警戒区域の指定を受けた村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達・避難・救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

- (イ) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講じるよう努める。
- (ウ) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的な整備を図る。
- (エ) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備に努める。
- (オ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強い村を形成する。
 - a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - b 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
 - c 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - d 浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な村土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備促進
 - e 土石流危険渓流、地滑り危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地滑り防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
 - f 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
 - g 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
 - h 山地災害危険地区、地滑り危険箇所等における山地治山、防災林造成、地滑り防止施設の整備
 - i 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
 - j 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- イ 風水害に対する建築物等の安全性の確保
 - (ア) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - (イ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - (ウ) 強風による落下物の防止対策に努める。
 - (エ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。
- ウ ライフライン施設等の機能の確保
 - (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、水道・下水道等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等の検討による代替性の確保に努める。
 - (イ) コンピューターシステムやバックアップ対策を講じるよう努める。
 - (ウ) 再生可能エネルギーは枯渇の恐れがなく、災害時にも発電が可能なことから、村は、再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強いむらづくりを推進する。

エ 災害応急対策への備え

- (ア) 風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。
- (イ) 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。
- (ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- (エ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

風水害の発生のおそれのある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象情報、警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制の整備に努める。

第2 主な取組

- 1 気象情報、警報等の住民に対する伝達体制の整備に努める。
- 2 住民の避難誘導体制の整備に努める。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象情報、警報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」の通りであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備に努めるものとする。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 村は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。
- (2) 村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難収容活動計画」参照。

3 災害未然防止活動

各施設の管理者は、災害発生の恐れがある場合には、適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備に努めるものとする。

- (1) 所管施設の緊急点検体制の整備
- (2) 応急復旧のための体制の整備
- (3) 防災用資機材の備蓄
- (4) 水防活動体制の整備（水防管理者＝村長）
- (5) 堰、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
- (6) 災害に関する情報についての村との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を推進するとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 村は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 2 情報伝達手段の多ルート化等を検討する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。村、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくよう努める。

イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するよう検討する。

ウ 公共施設（学校・公民館等）を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備について研究する。

エ 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

オ 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。

カ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

2 情報の分析整理

村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めると共に、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知に努める。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成、活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資する他、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる

(2) 実施計画

ア 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅

固な場所へ設置するよう努める。

ウ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供を得られるシステムの構築を検討する。

エ 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。

オ 衛生携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

カ NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話（※）等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

※平成26年現在、村役場に2台、社会福祉協議会事務所に1台有している。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な対応策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等防災時における活動体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

- ア 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行なうものとする。
その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。(詳細は第3章第3節非常参集職員の活動に掲載)
- イ 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。青木村防災会議の円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

青木村防災会議

災害対策基本法第16条に第5項及び青木村防災会議条例に基づき、青木村防災会議を設置し、村の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を必要に応じて行い、その計画の実施を推進する。

防災会議は村長を会長とし、防災関係機関の長又は村職員の内から任命された委員をもって組織する。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

このため、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

- ア 役場庁舎被災時において公共施設（文化会館等）を応急対策拠点として活用するため防災関係機能の強化を検討する。
- イ 役場庁舎被災時の他の村施設等を利用した防災中枢機能確保体制を検討する。
- ウ 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画の作成を検討する。

第5節 広域相互応援計画

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互及び消防機関相互等において応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時には協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

第2 主な取組み

- 1 県内全市町村による、相互応援協定の確立に努める。
- 2 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立に努める。
- 3 県外市町村による、相互応援協定の確立に努める。
- 4 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 5 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 県内市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

。県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。この他、県内市町村が、他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、平成24年4月1日現在、111協定である。今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 県町村会と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。
- イ 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- ウ 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

2 県内全消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状と課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされました。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。
- イ 各消防本部における消防力の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図るものとする。
- ウ 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

3 近隣都県外市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、関東地方知事会を構成する1都9県による「震災時等の相互応援に関する協定」、中部圏知事会を構成する9県及び名古屋市による「災害応援に関する協定」並びに新潟県と「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。また、新潟県、山梨県、群馬県と「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」を締結している。

これに加え長野県では、平成24年12月には、「長野県合同災害支援チームによる被災県への支援に関する協定」も締結されている。

これらの協定により、近隣都県市との相互応援体制は整備されていることから、一層の連携強化が必要である。

(2) 実施計画+32

長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定実施細則により実施する。

ア 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

イ 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施するよう検討し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

4 広域活動拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受入れるためには相当規模の拠点が必要となる。一方、村内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村避難地、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、予め関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

ア 村は、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

また、村では「青木村ふるさと公園（仮称）」の建設を進めており、完成後には、災害時のヘリポートや避難収容施設としての機能を備えた広域活動拠点として活用していく。

イ 選定された拠点ごとに、3者で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

ウ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材・医薬品等の備蓄、調達体制の整備に努める。また、災害時に医療活動の拠点となる青木診療所の災害医療体制の整備に努めるとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

この他、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行うよう努める。

第2 主な取組み

- 1 救急自動車の高規格化及び救助工作車の整備促進を検討するとともに、災害緊急時に備え救助・救急用資機材の整備に努める。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備に努めるとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の整備等の検討を行う。
- 3 災害医療拠点となる青木診療所を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

現在の状況は、青木村・上田市川西地区を管轄する川西消防署により運営されている。救助・救急車両の現有台数は、消防ポンプ車両1台、タンク車1台、救急自動車1台、指導車1台である。

これらの状況から、救助工作車及び高規格救急自動車の整備を検討する必要があるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備に努めるとともに、災害時に借受が必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

イ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

- (3) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

2 医療用資機材の整備

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄している他、日本赤十字

社、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備える。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。この他市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の風水害に対する安全性の確保等が必要である。

(2) 実施計画

ア 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するよう努める。また、近隣町村への供給体制についても、あらかじめ整備に努める。

イ 医薬品は必要に応じ、村内薬局、薬店における医薬品の在庫により災害時の迅速な供給に努める。

ウ 青木診療所等における医薬品の備蓄に努める。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポートや簡易ベッド等を装備した地域災害医療センターを二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害医療センターを県内に1カ所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。

青木診療所を村の災害時拠点医療機関と定め、救急医療資機材、仮設テント等装備の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【村の実施する計画】

(ア) 県が指定する地域災害医療センター(信州上田医療センター)を中心に、村の枠を越えた後方医療体制について、あらかじめ近隣の市町村と調整を行う。

(イ) 災害の状況等に応じて、青木診療所に医療、救護活動の実施及び医療用資機材、医薬品等の提供について要請する。

(ウ) 医師、看護師、保健師、村及び診療所職員等関係者で編成した医療班を、救護所等へ派遣できる体制の整備を図る。

イ【青木診療所が実施する計画】

(ア) 村から、医療、救護活動の実施及び医療用資機材、医薬品等の提供について要請があった場合は、災害の状況等に応じて、医療・救護活動を行う。

(イ) 医師、看護師、保健師、村及び病院職員等関係者で編成した医療班を、救護所等へ派遣できる体制の整備について配慮する。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集、連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機

関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

この他、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が円滑に行われるよう、上田広域消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するよう検討する。

- (ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- (イ) 最先到着隊による措置
- (ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- (エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- (オ) 各活動隊の編成と任務
- (カ) 消防団の活動要領
- (キ) 通信体制
- (ク) 関係機関との連絡
- (ケ) 報告及び広報
- (コ) 訓練計画
- (サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制の整備に努めるとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

ウ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

エ 関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取り組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

青木村における消防力の基準及び消防水利の基準に対する充足率は、十分な状況であるとはいえない。大規模災害に対しては、消防力の強化の他、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充に努めるとともに、防災活動の万全を期する。なお、次に掲げる事項に重点的に取り組む。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強に努めるとともに、その近代化を促進する。

特に発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進に努め、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備に努めるとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、防火貯水槽の整備促進、河川等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化に努める。

ウ 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による

被害状況を考慮した被害想定の実施に努める。

エ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要になることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制づくりに努める。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化に努めるとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団、消防署、自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時等において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築に努める。

オ 火災予防

(ア) 防火思想・知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動の実施を推進する他、広報あおき、有線放送情報電話等を通じて、住民等に対する火気の取り扱い、消火器具等の常備及びその取り扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発に努める。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難態勢の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施するよう努め、常に村域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行う等、予防消防の一層の強化に努める。

(ウ) 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器の転倒、落下、破損等により次に掲げるような混触発火が生じないように管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

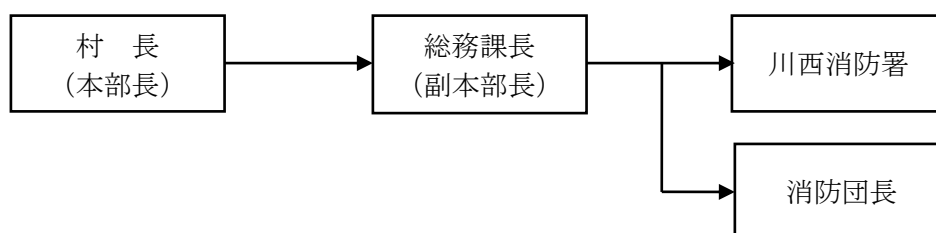
カ 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画の策定を検討する。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備に努める。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

(ア) 活動計画

a 組織



b 動員

消防職員及び消防団員の動員は、消防署長及び消防団長が行う。警戒宣言が発令された場合、消防職員においては全署員が出勤して警戒体制をとるものとし、消防団においては、全団員が団長の命により警戒体制に入るとともに、班長以上は各詰所において警戒体制をとるものとする。

c 警戒体制

(a) 出火防止広報

広報車等を利用して火の始末、火気使用制限等出火防止広報を行う。

(b) 情報収集・連絡

- ① 団員の参集状況及び配置状況
- ② 管内道路状況の把握
- ③ 避難状況及び避難者の動向

d 出動体制

(a) 消防署の出動は、消防署長の指令に基づき出動する。

(b) 消防団の出動は、消防団本部の通報を受け、又は火災等を覚知したとき次により出動する。

第1出動	火災発生地を管轄する分団の出動及びその他の分団については、全積載車の出動
第2出動	火災発生地を管轄する分団以外の分団の可搬ポンプ要員を除く青木村消防団全分団の出動
第3出動	青木村消防団全分団の出動

キ 応援協力体制の確立

大規模災害時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

ク 住民及び自主防災組織

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具の取り扱いを習熟する等、火災発生時に置いて初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

村内の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

村は、水防管理団体として次に掲げる事項を実施するものとする。

ア 水防組織、水防団、消防団の確立・整備

水防活動を実施するにあたっては、青木村消防団をもってこれに当てる。

なお、情報の収集については、村及び消防団、川西消防署等が行う。

イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄他次に掲げる事項

(ア) 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

- (イ) 緊急時に使用できる民家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- ウ 通信連絡システムの整備、警報等の住民への連絡体制の整備
- エ 平常時における河川、遊水池等水防対象箇所の巡視
- オ 河川ごとの水防工法の検討
- カ 居住者への立退の指示体制の整備
- キ 洪水時等における水防活動体制の整備
- ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- ケ 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成
- コ 浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を公表
- サ コに該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

第8節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実に努めるものとする。

また、近年要配慮者関連施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化に努める。
- 2 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を促進するとともに、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化に努める。
- 3 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を促進するとともに、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化に努める。
- 4 外国籍住民等、観光客、外国人等のために避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備充実をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護、救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の強化充実など、防災の様々な場面において、要配慮者を想定したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 避難施設の整備

村は、災害発生時において避難施設となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置等要配慮者を想定した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 防災教育・防災訓練の実施

村は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ウ 応援体制及び受援体制の整備

村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員等）、車両（小型リフト付車両等）、資器材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努める。

【村が実施する計画】

ア 緊急通報装置等の整備

村は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を進めるものとする

イ 要配慮者の状況把握

村は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障害者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要配慮者の状況把握に努めるものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の整備

市町村は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努めるものとする。

エ 要配慮者の態様に配慮した避難支援計画の策定

村は、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、浸水被害、土砂災害等に対応し、かつ要配慮者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、住民に対し避難場所、避難経路等の周知徹底を図るものとする。なお、避難支援計画の策定にあたっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。

オ 避難支援計画等の活用

避難支援計画については、村防災・福祉担当及び自主防災組織や要配慮者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

カ 支援協力体制の整備

村は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、ボランティアグループ等との連携の下に、災害時の安否の確認、避難誘導、情報提供、救護、救済対策、緊急受入等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

2 社会福祉施設等対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障害者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 防災設備等の整備

村は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

イ 組織体制の整備

村は、社会福祉施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常召集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

村は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自ら

の対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

エ 応援体制及び受援体制の整備

村は、社会福祉施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（小型リフト付車両等）、資器材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。また、村は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施設等を一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するよう努める。

3 病院患者等対策

(1) 現状及び課題

青木診療所が被災した場合、既患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、青木診療所における防災体制の強化に努めるとともに、重症患者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア 村は、青木診療所に対し、厚生省のガイドラインに沿って、実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における患者等の安全の確保が円滑に行えるよう指導する。

イ 村は、医療施設の損壊等により、患者の移送、医師・看護師等の確保、医薬品・医療用資器材等の補給等応援要請のある場合に備え青木診療所等に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

4 外国籍住民等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍住民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずる恐れがある。このため、外国籍住民等に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。また、青木村の地理に不案内な観光客に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 外国籍住民等の被災者への情報提供体制の整備

村は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民等に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

イ 避難場所や避難経路の周知

村は、外国籍住民等や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

村は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図る。

エ 応援体制及び受援体制の整備

村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制の整備に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、

円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

オ 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

青木村における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図るものとする。

カ 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して「災害時における対応（心得）」を作成するよう努めるものとする。

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い村内には、多くの要配慮者関連施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者関連施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び村が実施する計画】

県及び村は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

イ【村が実施する計画】

(ア) 村は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(イ) 村は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

ウ【要配慮者関連施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設（社会福祉施設等、病院に該当するものの他に、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

第9節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模な風水害が発生した時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立にするとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処しうる事前計画の確立に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、各種輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

本村は、3本の国・県道により周辺の市町村と連絡しているが、ほとんどのルートに橋梁もしくは峠が介在している。現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。

(2) 実施計画

村は、上田警察署と協議のうえ、村の実情にあった区域内の交通確保計画の策定するものとする。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について特に配慮するものとする。

ア 道路調査

災害が発生し道路に被害がでたときは、村は、速やかに地域の道路・橋梁の決壊、その他の交通支障の調査を行う。

イ 交通障害場所の交通規制

規制の実施は、次の区分により行われる。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	建設大臣 県知事 村長	1 道路の破損、決壊その他の理由により、交通が危険であると認められる場合。 2 道路に関する工事のためやむをえないと認める場合
警 察	公安委員会 警 察 署 警 察 官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認める場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路上において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合。

但し道路管理者及び警察関係機関は密接な連絡を取り、適切な措置がとられるよう配慮する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送地点確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア 村は、「物資輸送拠点及び拠点ヘリポート等」を確保指定する。

このヘリポートは、避難所（場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

イ 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の利便を考慮するものとする。

ウ 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする

物資輸送拠点及び拠点ヘリポート一覧表

種 別	所 在 地	名 称	施設規模	広 さ ・ 長 さ × 幅	
物資輸送拠点	青木村大字田沢3267	総合体育館	中型	1,496㎡	44×34 m
拠点ヘリポート	青木村大字村松152-1	総合グラウンド	中型	9,000㎡	90×100 m
拠点ヘリポート	青木村大字田沢92	青木小学校校庭	中型	6,300㎡	70×90 m
拠点ヘリポート	青木村大字村松1840	青木中学校校庭	中型	4,900㎡	70×70 m
拠点ヘリポート	青木村大字村松66	ふるさと公園あおき	大型	16,000㎡	

3 輸送体制の整備計画

(1) 現況及び課題

大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくよう検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア 千曲バス(株)及び村内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制の確保に努める。

イ 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための協定締結及び体制整備に努める。

ウ 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備に努める。

エ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及に努める。

4 緊急通行車両の事前確認事務

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に
従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。

(2) 実施計画

一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地
における活動を開始できるよう、県公安委員会に対し、緊急通行車両の事前届の確認を済ま
せておくものとする。

第10節 障害物の処理計画

第1 基本方針

河川の決壊、建築物の倒壊、沿線樹木街路樹、電柱等の倒壊、流倒木、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃より不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門技術者を確保する体制の整備を検討する。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。緊急輸送路として確保すべき基幹農道等の管理は村が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

(1) 【村が実施する計画】

- ア 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するよう努める。
- イ 緊急輸送路とされている道路について、速やかな障害物除去体制の整備に努める。
- ウ 建設業者に対し、災害時の障害物除去に要する車両及び要員について、協力体制の整備を要請する。
- エ がれき等の仮置き場として活用できる場所をあらかじめ検討する。

(2) 【住民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

第 1 1 節 避難収容活動計画

第 1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所へ避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等に努めるものとする。

第 2 主な取組み

- 1 避難計画の策定を検討し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立に努める。
- 2 安全な避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備に努める。
- 3 住宅の迅速な供給体制の整備に努める。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第 3 計画の内容

1 避難計画の策定

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 村が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。
- (イ) 村及び県は避難場所、避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。
- (ウ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
- (エ) 次の事項に留意して避難計画の作成を検討するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。
 - a 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
 - b 避難準備情報を伝達する判断基準及び伝達方法
 - c 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - d 避難場所への経路及び誘導方法
 - e 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
 - f 避難場所の管理に関する事項
 - (a) 避難収容中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務

- g 広域避難地等の整備に関する事項
 - (a) 収容施設
 - (b) 給水施設
 - (c) 情報伝達施設
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - ① 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - ② 住民に対する巡回指導
 - ③ 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - ① 広報車による周知
 - ② 避難誘導員による現地広報
 - ③ 住民組織を通じた広報
- (オ) 要配慮者対策

要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する

 - a 所在、援護の要否等の状況把握
 - b 配慮すべき個々の態様
 - c 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
 - d 災害発生時の安否の確認、
 - e 避難誘導方法及び要配慮者の支援者の行動計画
 - f 情報提供手段
 - g 配慮すべき救護・救援対策
 - h 地域の支え合いによる支援協力体制

特に、要配慮者関連施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図るものとする。
- (カ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

指定避難場所一覧

避難対象地区名	施設名	収容人員
当郷	当郷公民館	150
村松	アイリスの館	150
木立 洞池	木立公民館	150
弘法	弘法公民館	50
中村	中村生活改善センター	100
中挟	中挟防災研修センター	200
下奈 沓掛	下奈良本コミュニティセンター滝の館	150
入奈	入奈良本防災センター	150
沓掛	沓掛コミュニティセンター	150
夫神	夫神公民館	130
細谷	細谷公民館	50
殿戸	殿戸区コミュニティセンター	140
青木	義民の郷ふれあいセンター	150
広域避難施設	青木村文化会館	300
	青木小学校体育館	500
	青木中学校体育館	300
	青木村総合体育館	1,200
	青木村保健センター	300
	ふるさと公園あおき	3,000

イ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
- a 家の中でどこが一番安全か。
 - b 救急医薬品や火気等の点検
 - c 幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか。
 - d 避難場所、避難路はどこにあるか。
 - e 避難するとき、誰が何を持ち出すか。非常持ち出し袋はどこに置くか。
 - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等を何時でも持ち出せるように備えておくものとする。

ウ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資

の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

指定避難場所については前ページの通りであるが、より円滑な避難活動を確保するために、緊急時のヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及び要配慮者を想定し、避難場所及び避難路を事前に確保する必要がある。

また、避難場所として指定された建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 避難指示者、施設管理者等とあらかじめ協議して、避難場所を指定する。
- (イ) 次に掲げる事項に留意のうえ、避難場所、避難路の指定を行うものとする。
 - a 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の避難場所（避難路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。
 - b 避難場所（避難路）の安全性に特に配慮すること。
 - c 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。
 - d 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。
- (ウ) 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておくものとする。
- (エ) 村が、全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
- (カ) 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- (キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (ク) 指定された避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (ケ) 避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努めるものとする。

特に、平成25年3月現在において建設中である「青木村ふるさと公園（仮称）」については、避難場所としての機能を周知する。
- (コ) 要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際、速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者を想定した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (サ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における要配慮者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (シ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図るものとする。
- (ス) 避難所マニュアル策定指針（平成24年3月長野県危機管理部）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

- (セ) 避難場所として指定した学校・公民館等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。
- (ソ) 他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設についての避難場所の指定に協力する。(全機関)
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者にも周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携のもとに、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

3 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため県及び村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施する計画

- ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。
- エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- カ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

4 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という）においては、園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

学校においては、多数の児童生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。

ア 防災計画

- (ア) 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては村、警察署、消防署及びその他関係機関と十分協議するものとする。
- (イ) 学校長は、防災計画を作成し又は変更したときは、速やかに、村教育委員会（以下「村教委」という。）に報告するとともに、教職員児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (ウ) 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。

- a 風水害対策に係る防災組織の編成
 - b 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - c 村教委、村、警察署、消防署及びその他の機関への連絡方法
 - d 夜間、休日における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - e 児童生徒の避難・誘導と検索の方法
 - f 児童生徒の帰宅と保護の方法
 - g 児童生徒の保護者への引渡し方法
 - h 児童生徒が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
 - i 児童生徒の救護方法
 - j 初期消火と重要物品の搬出方法
 - k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
 - l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - m 防災訓練の回数、時期、方法
 - n 教職員、児童生徒に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - o 風水害時における応急教育に関する事項。
 - p その他、学校長が必要とする事項
- イ 施設・設備の点検管理
- 学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。
- (ア) 日常的に児童生徒がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
 - (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災設備や薬品庫等の施設・設備を各担当が点検する。
 - (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- ウ 防火管理
- 風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。
- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消化器等についても点検する。
 - (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- エ 避難誘導
- (ア) 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定しあらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - (イ) 防災計画の「児童生徒の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては、以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - d 登下校時、在宅時における災害発生の場合にも対応できるものとする。

第12節 孤立防止対策

第1 基本方針

青木村は村域の80%が山地であり、村のほぼ中央を浦野川が東に流れ、三方の山に源を發する田沢川、湯川、沓掛川、阿鳥川等がこれに合流し千曲川に注いでいる。その流域沿いに大小の集落が形成されおり、これを結ぶ道路網は山間地を走り、川に沿い、多くの橋梁によって施設されている。

また、村の南西部の山地には、別荘開發により別荘が建てられており、村に住所を定めた住民が居住している。

こうした地勢及び居住形態の状況は、一朝災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくされることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進に努める。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救護が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を検討する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するよう努める。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

有線回線（青木村情報告知端末・NTT）以外で確保されている通信手段は次の通りであるが、今後、青木村地域防災無線の整備に努める必要がある。

また、アマチュア無線局の協力確保について、村内のアマチュア無線局開局者の取りまとめを行い、組織づくりなどの体制確保に努めるとともに、孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。

無線局	固定局	移動局
青木村防災行政無線	1	5
川西消防署		8
携帯用防災行政無線		2
警察無線		1
青木消防アマチュア無線		13

(2) 実施計画

ア 地域防災無線の導入等、災害時の通信手段の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムを検討する。

イ アマチュア無線の協力確保について、体制の確立に努める。

ウ 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る

ものとする。

エ 住民は、道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

本村の地勢上、急峻な地形を切り開いて建設されている道路も多いことから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。

したがって、

ア 主要道路優先の対策推進

イ 複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア 村は、村道の災害予防対策を推進する。

イ 住民は、道路に面した工作物・立木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要のある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア 村は、平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。

イ 村は、観光開発地域が孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくよう努める。

ウ 住民は、自分の住む地区内の要配慮者について平素から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

村内の企業等による自主防災組織の組織率は年々高くなってきているものの、一般住民による自主防災組織は無いのが現状である。平成23年度、入田沢の洞・木立地区でモデル的に取り組みが始まり、高齢者による支え合い事業は数ヶ所組織され、徐々に自主防災組織に対する意識が高まってきている。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場に到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要となるものと予想される。人命救助や初期消火活動は、一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア 村は、全地区における組織結成に努める。

イ 村は、災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。

ウ 村は、活動用資材の整備充実に努める。

エ 孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対し積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに、最低1か所以上の避難所となり得る施設は整備されているが、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、必要に応じて点検整備及び更新等について、地区を指導する。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時には、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

イ【住民等が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮するものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

村は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄（以下「流通備蓄」という。）の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民が発災直後から概ね3日間分を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。
- 2 食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 3 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現況及び課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する村は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。方法については、現物備蓄の他、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 平成12、13年度に実施した県地震対策基礎調査の結果や地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与のもと定める。
- (イ) 静岡県長泉町等、青木村と交流を持つ地方公共団体等との間に災害時相互応援協定の締結により体制を整備する。
- (ウ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。
- (エ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分

周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。

(オ) 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

イ【住民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり概ね3日分の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、村の備蓄食料の供給計画により避難所等に速やかに供給できる体制を整備するよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備するよう検討する。

イ 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶碗、はし）、調味料（味噌、塩）等についても整備するよう検討する。

第14節 給水計画

第1 基本計画

飲料水の備蓄は、村内の各配水池に確保された貯留水とし、調達体制は村内各所に湧出する地下水の内から、定期的に行っている水質検査の結果から飲用に適しているとされている湧水をもって充てるものとする。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

この他、村は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保に努めるとともに、給水車、給水タンク等の確保に努め、飲料水の供給に備えるものとする。

第2 主な取組

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置、ろ水器の整備促進等、湧水周辺的环境整備等、飲料水の備蓄・調達体制の整備に努める。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進に努め、飲料水の供給体制を確立するものとする。

第3 計画の内容

1 飲用水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現況及び課題

現在、村内の水道は2系統に分かれており、30の配水池があるがいずれの配水池も緊急遮断弁は未設置である。

配水池への緊急遮断弁の設置、飲用適格湧水の保全及び水辺環境の整備等を行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備に努める。

(イ) 飲用適格湧水の水質保全及び水辺環境の整備に努める。

(ウ) 住民が実施する事項への支援を行う。

(エ) 県が実施する事項に対する協力を行う。

(オ) 予備水源、予備電源の確保を検討する。

(カ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握に努める。

イ【住民が実施する計画】

(ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。

(イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。

(ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

(エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

村には、給水タンク（1,000リットル）1個、ポリタンク50個が整備されており、川西消防署の水槽付きポンプ車も災害に備えて常に水の入れ替えを行っている。緊急時には、これらの器具により供給を行う。また、村だけでは供給が困難となった場合は、災害相互応援により他の市町村の応援を受ける。

しかし、大規模災害等により被災が広範囲に亘った場合には、相互応援（水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想されている。

(2) 実施計画

- ア 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立に努める。
- イ 給水源の確保、供給量の見直しを検討する。
- ウ 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定に努める。
- エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保に努める。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本方針

災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図るよう検討する必要がある。

(災害時の主な生活必需品)

- 寝具（タオルケット・毛布等）
- 衣類（下着・靴下・作業着等）
- 炊事道具（なべ・包丁・卓上コンロ等）
- 身の回り品（タオル・生理用品・紙オムツ等）
- 食器類（はし・茶碗・ほ乳瓶等）
- 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・トイレットペーパー等）
- 光熱材料（マッチ・ガスボンベ・ストーブ・灯油等）

(必要量)

人口の5%程度が、生活必需品について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

村は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備に努めるとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自らが行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最低限の生活必需品については、備蓄を図るよう検討する必要がある。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 村は、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るよう検討する。
- (イ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。
- (ウ) 生活必需品の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど避難所の環境を十分に考慮するとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した生活必需品の確保に留意する。
- (エ) 災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

イ【住民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋等の準備を行うものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、村は直ちに備蓄分の生活必需品の供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する必要がある。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、輸送手段、集積場所等について関係機関と調整し、あらかじめ定めておくよう検討する必要がある。

(2) 実施計画

ア 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整するよう検討する。

イ 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう検討する。

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

風水害等により危険物施設に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらす恐れがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止するものとする。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立するよう検討する
- 2 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画の確立を検討する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画の確立を検討する。
- 4 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画の確立を検討する。
- 5 高压ガス施設における災害発生及び拡大防止計画の確立を検討する。
- 6 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画の確立を検討する。

第3 計画の内容

1 危険物災害予防計画

(1) 現状及び課題

村内の消防法に定める危険物施設は、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設においては、大規模災害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保、耐震性の確保及び防災応急用資機材の備蓄に努めるとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求める他、必要に応じて、改修、改造、移設等の指導、助言を行い、安全性の向上に努める。

(ウ) 立入検査等については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

イ 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

ウ 科学的な消火、防災資機(器)材の整備促進

村は、多様化する危険物に対応する科学消防力の整備を検討する。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機(器)材の整備、備蓄の促進について指導する。

エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取り扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

オ 上田警察署との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、上田警察署に対しその旨を連絡し、連携を図るものとする。

《青木村の危険物施設数》

貯 蔵 所						取 扱 所			
屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内貯蔵所	地下貯蔵所	移動貯蔵所	貯蔵所合計	給油取扱所	一般取扱所	給油取扱所	取扱所合計
1	—	1	1 2	2	1 6	2	3	1	6

2 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を行う必要がある。

(2) 【県が実施する計画】

- ア 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査の実施を検討し、法令遵守の徹底に努める。
- イ 災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとるべき緊急措置についての周知を確実にを行うよう指導する。
- ウ 水害時に、容器置場等から液化石油ガス容器が流出しないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、万全の対策を講じるよう指導する。

3 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

村内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造、販売業及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が、難しい状況である。なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて常時備蓄している。

また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 【県が実施する計画】

- ア 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
- イ 災害発生緊急通報システムを作成する。
- ウ 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。
- エ 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。
- オ 災害発生状況を把握するため、保健所等に空気呼吸器などの体制整備について検討す

る。

カ 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、関係機関に対し指導等を行う。営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。

第 1 7 節 電気施設災害予防計画

第 1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 1 災害に強い電気供給システムの整備促進
- 2 災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進するものとする。

第 2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第 3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状と課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。

(2) 実施計画

県及び関係機関が実施する計画に対し、必要に応じ協力をする。

2 職員の配置計画

(1) 現状と課題

通常業務で実施している監視体制の他、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

県及び関係機関が実施する計画に対し、必要に応じ協力をする。

3 関係機関との連携

(1) 現状と課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

村では現在、一般財団法人中部電気保安協会長野支店との災害協定を締結している。

第18節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態の維持に努め、かつ非常用施設・設備が被災しにくいものにする必要がある。これらについては、将来の施設・設備の更新時に十分に考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実に努める必要がある。

第2 主な取組み

通常のメンテナンス体制の充実に努めるとともに、施設の安全性の確保を図るものとする。老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

村は、現在、平成25年から平成29年にかけての5カ年計画で、簡易水道統合整備事業を進めている。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

- (1) 配水系統の相互連絡のブロック化を検討する。
- (2) 復旧資材の備蓄に努める。
- (3) 水道管路図の整備に努める。
- (4) 水質改善や老朽管の敷設、水量確保を図り、水の安定した供給を図るものとする。
- (5) 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。

第 1 9 節 下水道施設災害予防計画

第 1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一時たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、災害に強い村づくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

被害の予防に努めるとともに、被災時における復旧作業を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立に努める。

第 2 主な取組み

- 1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立に努める。
- 2 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 3 下水道施設台帳等の整備、拡充に努める。
- 4 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第 3 計画の内容

1 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領をあらかじめ策定するよう検討する必要がある。

また、復旧体制について、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結するよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領の策定を検討する。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくよう検討する。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制の確立に努めるものとする。

2 緊急用、復旧用資器材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

災害時には、被災の状況を迅速かつ的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用資器材が必要となることから、これらの資器材について、平常時から計画的に購入、備蓄していくよう努める必要がある。

(2) 実施計画

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資器材を計画的に購入、備蓄するよう検討する。

3 下水道台帳の整備・拡充、下水道BCPの策定

(1) 現状及び課題

下水道台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整・保管が義務づけられている。

下水道施設等が風水害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、

下水道施設台帳等の整備が不可欠である。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

(2) 実施計画

ア 下水道施設台帳等の適切な調整・保管に努める。また必要に応じて台帳のデータベース化を検討し、確実かつ迅速なデータの調査、検索ができる体制の整備に努める

イ 大規模地震等の災害発生時、制約がある中で下水道機能を維持するために、災害の想定、非常時の対応計画、業務継続のための対策、事前計画、教育訓練、維持改善計画を盛り込んだ下水道BCPの策定等を行う。

4 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できる体制を整えておく必要がある。

このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信、放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するため、日本電信電話会社及び放送機関等は予防対策を講じているが、村においても、情報電話放送等、放送・通信手段の防災対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 村は、緊急時における通信・放送手段の確保、整備に努める。
- 2 村は、通信・放送施設の風水害対策、災害に強い通信・放送手段の整備に努める。
- 3 日本電信電話株式会社は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 5 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 6 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳（ふくそう）の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立を検討する必要がある。

(2) 実施計画

村は、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化の検討、また移動通信機器の整備にも努める他、緊急時のための通信施設、機器の準備も検討する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくよう検討する。

2 村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

村と住民及び防災関係機関への災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達手段として村防災行政無線を整備しており、また、村と県および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。今後も設備の老朽化また、デジタル化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

次の災害予防対策を行っている。

- ア 予備電源装置として発動発電機を設置している。
- イ 空中線については、風速60メートルに耐えられるよう設置を行っている。
- ウ 中継局は、浸水対策として高床式としている。
- エ 中継局は、雷対策として耐雷トランスを設置している。

(2) 実施計画

住民への情報伝達手段として有効な同報系並びに防災・生活関連機関・自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を検討する。また、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策に努めるものとする。

3 電気通信施設災害予防

(1) 現状および課題

電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

村は、東日本電信電話株式会社及びNTTドコモ、KDDI株式会社等との連携を図るものとする。

4 村高速情報通信センター災害予防

(1) 現状と課題

平成23年4月に村高速情報通信センターが開所し、村全域に敷設した光ファイバーケーブルを利用した通信サービス、放送サービスが開始された。また、この光ファイバーケーブルの一部を民間業者に貸し出すことにより高速ブロードバンド環境が実現している。

本事業において、通信サービスを利用した情報告知端末とJ-Alertを連携させ、緊急情報などを自動で住民に周知できるシステムをセンター開所と同時に運用し、災害時の情報伝達手段の重要な役割を担っていくものとする。

ただし、光ケーブルが断線したときの代替的な情報発信手段や、現状では全戸加入でないなど課題もあり、以後は補完的な情報発信手段の確立に努める。

(2) 実施計画

高齢者等要配慮者を想定し、かつ災害に強い情報通信網の構築に努める。

5 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送㈱

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ ㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備2台化等）

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

(ウ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ ㈱テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当該企業の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の風水害対策について

社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

(イ) 電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送㈱

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

(ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施

(イ) 予備放送設備の整備

(ウ) C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

(エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア 日本放送協会が実施する計画

平常時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。

イ 信越放送㈱が実施する計画

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ ㈱長野放送が実施する計画

(ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。

(イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。

(ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ ㈱テレビ信州が実施する計画

(ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。

(イ) 演奏所と送信所を結ぶS T Lの予備回線を検討している。

オ 長野朝日放送㈱が実施する計画

放送回線・通信回線の拡充を図る。

(ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加

(イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保

- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検
- カ 長野エフエム放送局が実施する計画
台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行う。
 - (ア) 地下受電設備の浸水対策の推進
 - (イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
 - (ウ) 演奏所電源系改修の実施
 - (エ) S T L 非常回線の設置を検討
 - (オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施

6 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 【道路管理者が実施する計画】

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第 2 1 節 災害広報計画

第 1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、住民に対する情報の提供体制の整備に努めるとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第 2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制の整備に努める。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第 3 計画の内容

1 被災者及び住民への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上で重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する対応に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

(2) 実施計画

ア 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・FAXを設置するよう努め、職員が専属で対応できるよう体制の整備に努めるものとする。

イ 情報電話放送、広報車等により、村固有の情報をリアルタイムで住民に提供することができるよう、体制の整備を図るものとする。

ウ 村のホームページ等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。

エ 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。

オ エの他、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

カ 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておくよう検討する必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行

- う体制の整備に努める。
- イ 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行うものとする。

第2節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

当村は、その地形から土砂災害が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩落、地滑り等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずるよう検討する必要がある。

特に、近年要配慮者関連施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内については、特に万全の対策が必要とされる。また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定をかけ、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、周知徹底を図る。
- 2 要配慮者関連施設が所在する土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内について防災対策を推進する。
- 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

第3 計画の内容

1 地滑り対策

(1) 現状及び課題

本村は、急峻な地形と複雑な地質のため、地滑り災害の発生しやすい条件を備えており、山地に起因する危険箇所は比較的多い状況である。このため、国・県をはじめ関係機関に働きかけ、計画的に未然防止事業の推進を図る必要がある。

*地滑り危険箇所及び区域（資料16参照）

(2) 実施計画

ア 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、地滑り危険箇所を住民に周知するものとする。

イ おおむね対策工事を完了した地区については、県からの委託により巡視及び軽微な修繕を行うよう努める。

2 土石流対策

(1) 現状と課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本村は、昭和33年・昭和34年の連続2カ年に亘り、台風の通過に伴う豪雨により被った大災害の惨状は、昭和から平成の時代へと変わった今も住民の記憶に新しいところである。

村の土石流発生危険渓流箇所は29渓流あり、緊急時に際しては適切な措置が執れるよう警戒避難体制の整備に努め、総合的な土石流対策を検討する必要がある。（資料20参照）

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を住民に周知するものとする。

イ【住民が実施する計画】

土石流危険渓流についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておくものとする。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

がけくずれ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し急傾斜地の崩壊による災害の防止に努めるものとする。（資料19参照）

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるよう努める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。

(ウ) がけ崩れ災害の発生する恐れがある場合等に、迅速かつ適切な避難勧告または指示を行えるような基準及び伝達方法等について、避難計画の確立を検討する。

(エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させるものとする。

(オ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

イ【住民が実施する計画】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

4 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い村内には、要配慮者関連施設が、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

村は、防災マップ等の配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

5 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

長野県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成24年4月1日現在で18,079区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒

区域のうち、土砂災害特別警戒区域は14,832区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ア) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(イ) 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

イ 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ア) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。

(イ) 土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

第23節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に押さえ、住民の生命、財産を保護するため建築物及び敷地の安全性の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 強風による落下物の防止対策を講ずるよう努める。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずるよう努める。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備えるものとする。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 公共建築物について屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施するよう検討し、必要に応じ改修を行うよう検討する。
- (イ) 一般建築物について、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発に努める。
- (ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずるよう努める必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行うよう検討する必要がある。

ア【村が実施する計画】

- (ア) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるよう検討する。
- (イ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画の策定を検討し、移転事業の推進に努める。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等必要な措置を講ずるものとする。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な住民皆の財産であり、正しく次世代へ継承していくこ

とが必要である。

村指定文化財のうち、建造物については、全部が木造であるため、風水害等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全に努め、合わせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施するよう検討し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底に努める。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設を整備し、自衛消防隊の確立を図るものとする。

第24節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークの充実を検討し、風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。機能に重大な障害が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保に努める。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との相互応援体制の強化に努める。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性の確保に努める。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制の整備に努める。
- 3 危険防止のための事前規制を行うものとする。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯設備・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について、風水害に対する強化に努める必要がある。

(2) 実施計画

村は、それぞれの施設整備計画の策定を検討し、風水害に対する安全性に配慮した整備を行うよう努める。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧対策を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れる恐れがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、村は相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

(2) 実施計画

村は、地域防災計画等の定めるところにより、関係機関との協力体制を整備し連携の強化に努めるものとする。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】

道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

第 2 5 節 河川施設等災害予防計画

第 1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第 2 主な取組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 既存のダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者施設等の施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第 3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

(2) 実施計画

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

(2) 実施計画

ダムを管理する村においては、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認するものとする。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

3 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生している他、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。村は、浸水想定区域内の要配慮者関連施設等の防災体制の確立を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 浸水想定区域内の要配慮者関連施設等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

イ 要配慮者関連施設の管理者、自主防災組織等と連携を図り災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

第26節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

当村には、主に4カ所の灌漑用水を確保するためのため池、及び多目的用途として造られたダム湖があるが、洪水等によりこれらが決壊した場合、下流の住民のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。そこで、必要に応じたそれらの補強工事の実施を検討するなど、関係機関との連携により被害の発生を未然に防止するよう努める必要がある。

《ため池、ダム湖》

場 所	名 称	面積(m ²)
青木村大字当郷	管 社 池	391
〃	中 原 池	420
〃	塩 之 入 池	5,273
〃 村松	高 山 池	91
〃 奈良本	滝川ダム湖	8,000

第2 主な取組み

巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

ため池台帳に記載されている農業用ため池の他、受益のなくなった旧農業用ため池もある。老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼす恐れがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施している。

(2) 実施計画

ア ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておくものとする。

イ 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。

ウ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。

第 2 7 節 農林水産物災害予防計画

第 1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第 2 主な取り組み

- 1 農作物災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センターを通じ、農業団体、農業者等に周知徹底を図るよう努める。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第 3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。

(1) 【村が実施する計画】

農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底に努める。

(2) 【住民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施するものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成に努めるとともに、齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行うなど、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村森林整備計画に基づき健全な森林の整備に努める。

(イ) 県と連携をとって林産物の生産、流通、加工現場において安全パトロールの実施に努める。

イ 【住民が実施する計画】

村が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

第28節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じるよう努める。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じるよう努める。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構築物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが、構造上、土砂崩落等が起こる可能性が高いため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等も被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

村は、基本計画等に定めるところにより整備を行うよう努める。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄に努めるとともに、保安体制の強化にも努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施を推進

(イ) 立入検査の実施等指導の強化

(ウ) 防災応急対策用資機材の整備についての指導

(エ) 自衛消防組織の強化についての指導

(オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

イ【危険物取扱事業所が実施する計画】

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

(イ) 防災応急対策用資機材の整備

(ウ) 自衛消防組織の強化促進

(エ) 近隣の危険物取扱所との相互応援体制の促進

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉鎖し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

(2) 実施計画

災害に強い森林づくり等、総合的な対策を検討する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地滑り及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制の整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集体制の整備に努める。

イ 警戒避難体制の整備に努める。

第 2 9 節 防災知識普及計画

第 1 基本方針

自らの命は、自らが守るのが防災の基本であり、村による対策が有効に機能するためには、住民が常日頃から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで、村は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第 2 主な取組み

- 1 住民等に対して実践的な防災知識の普及・啓発活動に努める。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及に努める。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 村関係職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。
- 6 地区防災計画の作成支援を行う。

第 3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対して、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組や広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等を検討し、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、村ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- b 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- c 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- d 災害時にとるべき行動に関する知識
- e 正確な情報入手の方法
- f 要配慮者に対する配慮
- g 男女のニーズの違いに対する配慮
- h 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- i 平素住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容

(イ) 上記 (ア) の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。

- a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- b 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
 - a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 避難地に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。

イ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織が作成に参加することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な対応といった点からも望ましく、自主防災組織においても、地区別防災カルテの作成に協力するものとする。

ウ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講演会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新

エ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえたうえで、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、診療所及び社会福祉施設等要配慮者を収容している施設、旅館等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村の管理下にある防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底に努める。

イ【防災上重要な施設の管理者が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動がとれるよう各種防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

小中学校において児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、小中学校における防災訓練をより実践的なものにするるとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 小中学校においては、大規模災害にも対処できるように、村及び防災機関等と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 村職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。

そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく必要がある。

(2) 実施する計画

村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 自然災害に関する一般的な知識

イ 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村及び県が実施する計画】

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承す

る取組を支援する。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

6 地区防災計画の作成支援

村は、地域防災行動力の向上を図るため、一定の地区内の居住者及び事業者が共同して行う防災訓練や備蓄等について定める地区防災計画の作成を支援する。

第30節 防災訓練計画

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における適切な行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

村及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練の実施を検討する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施するなど、防災関係機関と連携した各種訓練を実施するよう検討する。
- 2 実践的な訓練にするために訓練内容について配慮し、事後評価を行うものとする。

第3 計画の内容

1 防災訓練の実施時期

(1) 現状及び課題

防災週間（8月30日～9月5日）を中心に、青木村で防災訓練を実施しており、各企業等においても適宜訓練を実施している。

今後も、訓練内容が、より実践的で充実したものとなるよう検討していく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 訓練の名称

青木村防災訓練

(イ) 実施時期

防災週間（8月30日～9月5日）を中心に実施するものとする。

(ウ) 実施場所

青木村に所在する防災上重要な施設及び訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。

(エ) 実施方法

村、消防関係機関、訓練実施施設の職員及び収容者、地元住民が参加してイの(ア)～(ウ)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行うなど、予想される事態に即応した応急活動の実施に努めるものとする。

イ 訓練の内容

(ア) 水防訓練

災害時における水防活動の円滑な遂行を図るため独自に、又は共同して水防訓練を実施する他水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防衛訓練、救助・避難誘導訓練等の実施する他、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(ウ) 災害救助訓練

村及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定にしたがって、医療救護、人命救助、炊出し等の訓練を検討する。

(エ) 通信訓練

村及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、あらか

じめ作成された想定により情報伝達、感度交換訓練等に努める。

(オ) 避難訓練

村及び避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の実施設置運営訓練を検討する。

非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえで抜き打ち的实施も検討する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練の実施を検討する。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

(ク) 広域防災訓練

村は、広域応援協定をより実効性のあるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結市町村間等の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施を検討する。

(ケ) 複合災害を想定した訓練の実施

村は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

ウ【住民が実施する計画】

住民は、県、村等が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

エ【企業等が実施する計画】

企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫するとともに、次回以降の訓練の参考とするために訓練実施後には事後評価を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、被害の想定を明らかにする、訓練の実施時間を工夫する、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

(イ) 自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練となるよう努めるものとする。

(ウ) 要配慮者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うものとする。

第3 1 節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。災害発生後円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。

第3 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

村は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

第3 2節 自主防災組織等の育成に関する計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における成果が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織は、今日的な社会環境の中でも、その重要性を増していると言える。

今後、より積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。

第2 主な取組み

- 1 各地区、企業等において、自主防災組織の組織化を促進する。
- 2 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容の明確化を図る。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等、組織を活性化するための対策を講じる。
- 5 防災組織相互の応援体制確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

長野県内における平成24年4月1日現在の組織数は3,859であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は91.2%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）は92.6%となっている。

青木村は、組織化が遅れているため組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくことが今後の課題である。また、小中学校、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。

(2) 実施計画

村は、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を呼びかける。

村は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、主婦等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図るものとする。

2 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

自主防災組織の活動環境の整備に関しては、県により助成措置が講じられている。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して活動環境の整備の推進を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

村は、コミュニティ助成事業、コミュニティ防災資機材等整備事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場所を確保するため、既存の施設（老人福祉センター等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

3 組織の活性化

(1) 現況及び課題

災害発生時に活発な行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

(2) 実施する計画

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層への参加を促進し、組織の活性化を図る。

4 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

発災時連携のとれた活動を行えるよう、防災組織相互の連絡応援体制の確立を図る。また、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

ア 地域の防災組織間、及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

イ 自主防災組織と消防団、日赤奉仕団等との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第3 3節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的を実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 【村が実施する計画】

- (1) 住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- (2) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

2 【企業が実施する計画】

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に確認し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。
- (2) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (3) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める

第34節 ボランティア活動の環境整備

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動が行えるよう村は、環境整備を図っていくよう検討する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 災害救援ボランティアの事前登録を、青木村社会福祉協議会において行うものとする。
- 2 ボランティアグループ相互の連携を図るため、ボランティア連絡協議会の設置を検討する。
- 3 ボランティアコーディネーターの養成を推進するよう検討する。

第3 計画の内容

1 災害救援ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障害者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村社会福祉協議会等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

イ【社会福祉協議会が実施する計画】

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進に努める。

2 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

現在、村内にはボランティアの会等のボランティア団体がそれぞれの団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要になることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握に努め、総合的、効果的な活動が行えるよう団体間の連絡の強化に努める必要がある。

(2) 実施計画

村は、ボランティアグループ相互間の連携を深めるため連絡協議会の設置を検討するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施も検討する。

3 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多重にわたることが予想される。これ

らのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの社会福祉協議会への配置を検討する必要がある。

(2) 実施計画

村は、ボランティアコーディネーターの社会福祉協議会への配置及び資質の向上を検討する。

第35節 災害対策基金等積立及び運用計画

第1 基本方針

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第3 計画の内容

1 基金の積立

(1) 現状及び課題

村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、資金積立金条例（昭和56年条例第11号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。

(2) 実施計画

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

青木村財政調整基金

名 称	目 的	使 途
青木村財政調整基金	村財政の健全な運営を図る	次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 3 緊急に実施することが必要になった大規模な土木その他の建築事業の経費その他必要やむをえない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う村債の償還の経費

第36節 風水害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、時には大きな被害が発生している。

また、本県には、地質構造の特異性から全国屈指の地滑り地帯が存在し、特に県中北部の第三紀層地帯においては、中・小規模の崩積土すべりが多く、豪雨災害時には比較的規模の大きな岩盤すべりも発生している。また、県南部の中央構造線沿いには、大規模な破碎帯に由来する地滑り履歴地が存在し、豪雨災害等を誘因に大規模かつ急激な動きを示す地滑りが発生する場合が見られ、予測と機構把握の困難さが特徴となっている。既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

このことから村は、国、県が行う、観測施設の設置等に積極的に協力するとともに、村内のデータの累積及び分析に努めるものとする。

第2 主な取組み

村・県・各機関が協力し、風水害に対する情報収集整理に努める。

第3 計画の内容

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの実施を検討し、その結果を計画の中で明らかにするよう検討する。
- 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努めるものとする。

第 3 7 節 観光地の災害予防計画

第 1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第 2 主な取組み

- 1 村、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。

第 3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 【県及び村が実施する計画】

観光地での災害発生時の県、村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。

(2) 【村が実施する計画】

ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。

イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。

ウ 観光客が携帯電話などでも災害情報が受け取れるように、エリアメールの導入を推進する。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 【県及び村が実施する計画】

ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。

イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。

(2) 【村が実施する計画】

ア 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。

イ バスターミナル、ホテル・旅館など多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報、注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。

特に、要配慮者が迅速に避難できるよう対策を行なうことが必要である。

第2 主な活動

- 1 気象警報、注意報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の住民に対する伝達活動

(1) 基本方針

気象警報、注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、別紙「警報等伝達系統図」により気象警報、注意報、水位情報・土砂災害警戒

情報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 村は、各関係機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を、村内に設置されたサイレンと情報電話を使用することで、速やかに周知徹底する。また、放送等により気象情報を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

(イ) 村において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

イ【住民が実施する対策】

以下のような異常を発見した者は、直ちに村長又は警察官に通報するものとする。

(ア) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

(イ) 水象関係

河川の水位の異常な上昇

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達・避難勧告・避難指示を行い、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 村は、風水害の発生の恐れがある場合には河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避

難準備情報の伝達・避難勧告・避難指示等を行うとともに、避難誘導活動を実施する。特に、要配慮者については避難準備情報の伝達を行なうなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者関連施設に対して連絡・通報を行うものとする。また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (イ) 村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (ウ) 住民に対する避難準備情報・避難勧告・避難指示等の伝達にあたっては、村防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (エ) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、要配慮者に対して配慮するよう努める。
- (オ) 避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。
- (カ) 避難指示、避難勧告等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

イ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

ウ【要配慮者関連施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 要配慮者関連施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合は、村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれのある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア【水防管理者（村長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画の策定を検討し、それによる河川堤防等の巡視を行うなど、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するよう努める。

イ【河川管理者、農業用排水施設管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ【住民が実施する対策】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を村長又は警察官に通報しなければならない。

オ【要配慮者関連施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 要配慮者関連施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行なうなど、自主的な防災活動に努める。
- (イ) 災害が発生する恐れのある場合は、村、自主防災組織等と連携し、非難誘導等を実施するものとする。

警報等の種類及び発表基準

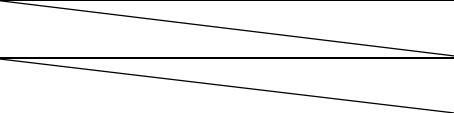
1 気象業務法に基づくもの(1) 特別警報・警報・注意報等

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。また、大雨や洪水などの特別警報・警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

警報・注意報等の種類

種 類	概 要
特別警報	数十年に一度の激しい豪雨や暴風など異常な気象現象が予想される場合、その旨を警告して行う予報
警 報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こる恐れがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こる恐れがある場合に、その旨を注意して行う予報

警報・注意報等の発表基準

青木村	府県予報区	長野県	
	一次細分区域	中部	
	市町村等をまとめた地域	上田地域	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量60mm
		土壌雨量指数基準	88
	洪水	雨量基準	1時間雨量60mm
		流域雨量指数基準	—
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量40mm
		土壌雨量指数基準	70
	洪水	雨量基準	1時間雨量40mm
		流域雨量指数基準	—
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	13m/s

	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%	
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

特別警報基準

特別警報	気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 (参考値：「50年に一度の値」 48時間降水量：224mm 3時間降水量：108mm 土壌雨量指数：157)
		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 (参考値：伊勢湾台風 中心気圧930 h Pa以下または最大風速50m/s)
		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (参考値：松本の「50年に一度の値」 積雪深：55cm)
	地象	地震動	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合
		火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
		地面現象	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

※特別警報は、「50年に一度の値」のみをもって発表が決定されるわけではないことに留意のこと。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)	発 表 基 準
洪水 警報	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水 注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位 到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位がはん濫注意水位に達し、上昇の恐れがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと)

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

種 類	発 表 基 準
火災気象通報	<p>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルを超える見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 <p>(降雨、降雪のときは通報しないことがある。)</p>

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

種 類	発 表 基 準
火 災 警 報	前項（１）の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険が高まった市町村を特定し、長野県と長野地方気象台が共同して発表する情報。

種 類	発 表 基 準
土砂災害警戒情報	2時間先までの予想雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(2) 記録的短時間大雨情報

現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを、地域を名指しで発表する情報をいう。

種 類	発 表 基 準
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような激しい単時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組合せた分析）した場合。（1時間 雨量100mm）

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

種 類	発 表 基 準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。

(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区 分	発 表 基 準
全般気象情報、 関東甲信地方気象 情報 長野県気象情報	気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

5 警報等の発表及び解除

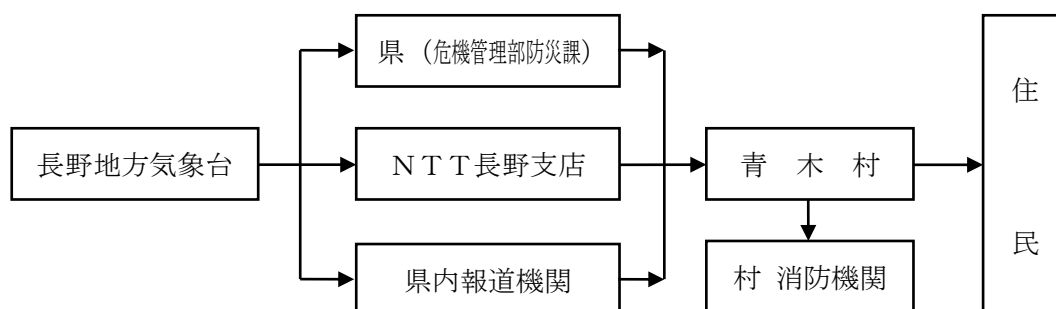
警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。なお、警報・注意報はその種類にかかわらず、新たな警報・注意報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 気象特別警報 洪水注意報 洪水警報※	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	村長	村域
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県建設部砂防課	県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部

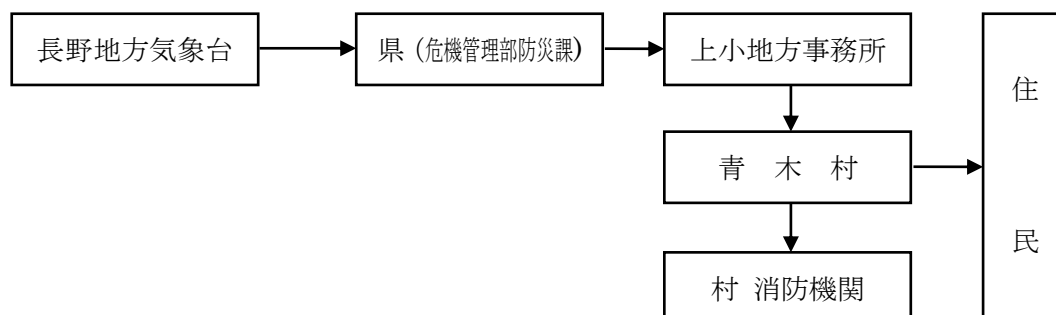
※洪水は特別警報の対象ではありません

6 警報伝達系統

(1) 注意報及び情報



(2) 火災気象通報



第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速かつ的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更があった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる区分により村が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、担当者相互の連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

村は、被害が甚大である等、村単独では調査の実施が困難なときは、次表に掲げる協力機関に定める県現地機関等に応援を求める。

また、村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項	調査担当課	協力機関
概況速報	総務課	県関係出先機関
人的及び住家の被害	〃	上小地方事務所
避難準備情報・避難勧告 避難指示等避難状況	〃	〃
社会福祉施設被害	住民福祉課	上田保健福祉事務所
農・畜産業被害	建設産業課	上小地方事務所・農業改良普及センター・ 家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・ 農協・信州上小森林組合・農業共済組合
林業関係被害	〃	上小地方事務所 森林管理署 信州上小森林組合
農地農業用施設被害	建設産業課	川西土地改良区 上小地方事務所

公共土木施設被害	〃	上田建設事務所 県砂防課
土砂災害等による被害	〃	上田建設事務所 県砂防課
水道施設被害	住民福祉課	上小地方事務所
下水道施設被害	〃	上田建設事務所
廃棄物処理施設被害	〃	上小地方事務所
感染症関係被害関係被害	〃	上田保健福祉事務所
医療施設被害	〃	〃
商工関係被害	建設産業課	上小地方事務所・青木村商工会
観光施設被害	〃	上小地方事務所
教育関係被害	教育委員会	東信教育事務所
村有財産被害	総務課	青木村及び上田市共有財産組合
火災（林野火災）即報	〃	〃
危険物等の事故による被害	〃	〃

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除く他、次表の通りとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種類の報告様式は、「長野県地域防災計画」資料7(資料編)の通りとする。

(2) 連絡系統

村機関等が収集した被害状況の連絡は、下記の表にしたがって行うこととする。ただし、緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において上小地方事務所等の機関に報告する。

被害状況等報告先機関及び報告様式

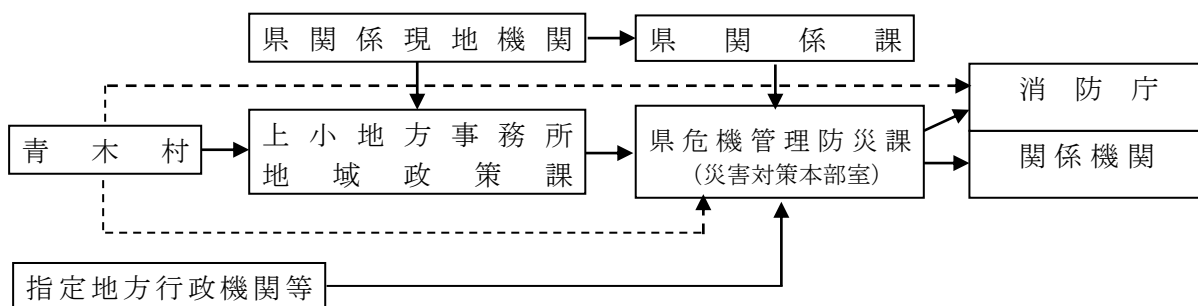
報告種別	県及び関係機関	様式
概況速報	上小地方事務所地域政策課(県危機管理部防災課)	第1号
人的及び住家の被害状況	〃 〃	第2号
避難勧告・指示等避難状況	〃 〃	第2-1号
社会福祉施設被害状況	上田保健福祉事務所福祉課(健康福祉部関係)	第3号
農・畜産被害状況	上小地方事務所農政課(県農業政策課)	第5号
農地・農業用施設被害状況	〃 農地整備課(県農地整備課)	
農業集落排水施設被害状況	〃 農地整備課(県農地整備課)	
林業関係被害状況	〃 林務課(県林務部関係課)	第6号
土木関係被害状況	上田建設事務所(県河川課)	第7号
土砂災害等による被害状況	〃(県砂防課)	
下水道施設被害状況	〃(県生活排水課)	第8号
水道施設被害状況	上小地方事務所環境課(県水大気環境課)	第9号

廃棄物処理施設被害状況	〃 (県廃棄物対策課)	第10号
感染症関係	上田保健福祉事務所健康づくり支援課 (県健康長寿課)	第11号
医療施設関係被害状況 (国保診療施設除く)	上田保健福祉事務所総務課(県医療推進課)	第12号
商工関係被害状況	上小地方事務所商工観光課(県産業政策課)	第13号
観光施設被害状況	〃 (県観光企画課)	第14号
教育関係被害状況	東信教育事務所(県教育委員会関係課)	第15号
村有財産被害	上小地方事務所地域政策課(県危機管理防災課)	第17号
火災(林野火災)即報	〃 (県消防課)	第19号
火災即報(危険物に係る事故)	〃 〃	

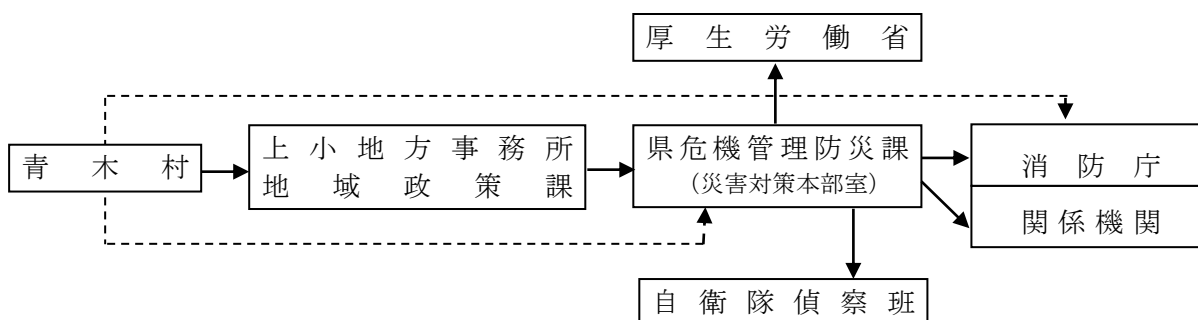
(注) () 内は、緊急を要する場合の報告先である。

5 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 様式1号 (消防庁への速報は様式21号 (表21の2))

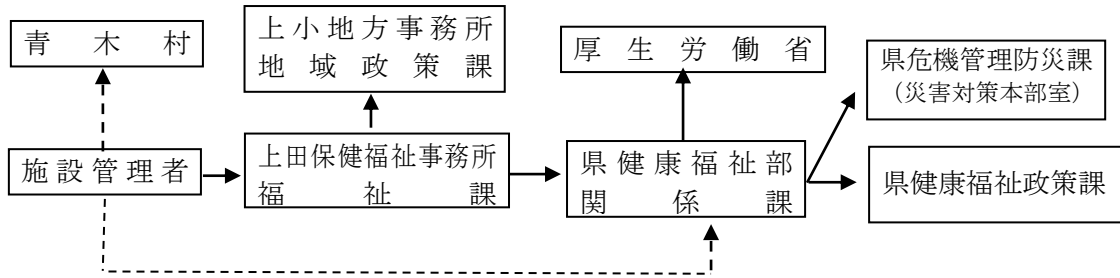


(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号
避難準備情報・避難勧告・避難指示等避難状況報告 様式2-1号

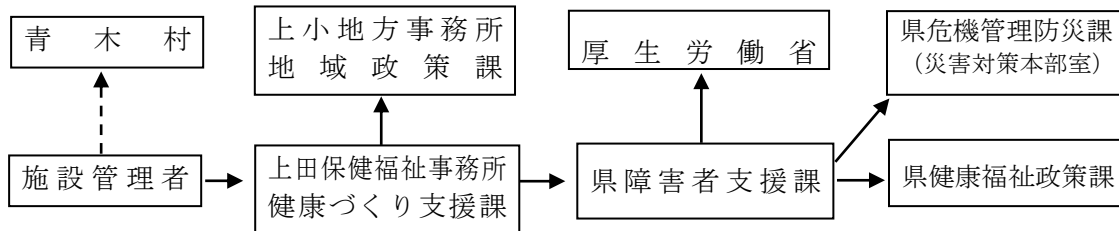


(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号

ア 社会福祉施設被害状況報告 (精神障害者社会復帰施設に関するものを除く)

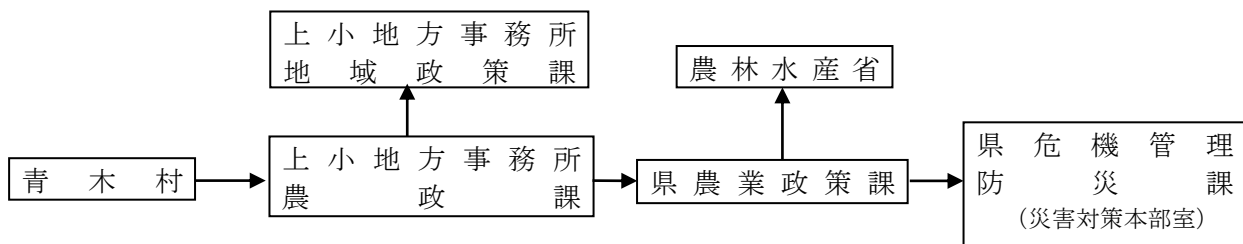


イ 社会福祉施設被害状況報告 (精神障害者社会復帰施設に関すること)

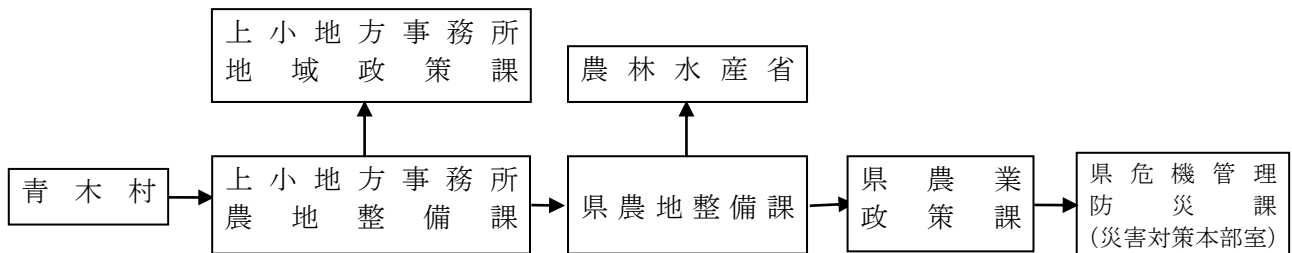


(4) 農業関係被害状況報告 様式5号

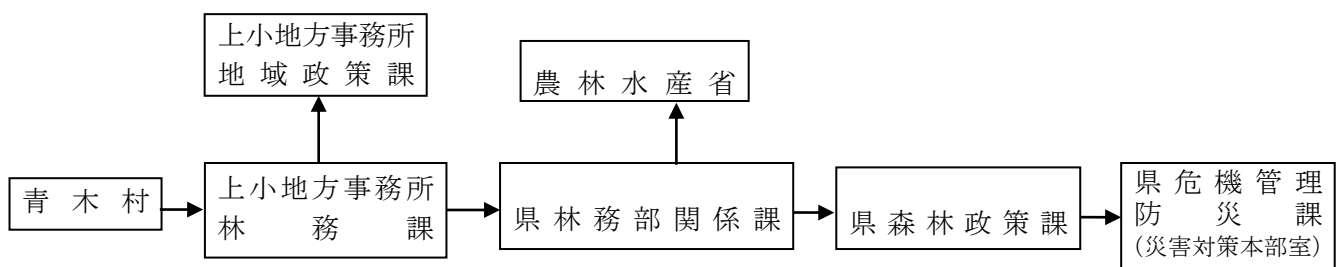
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



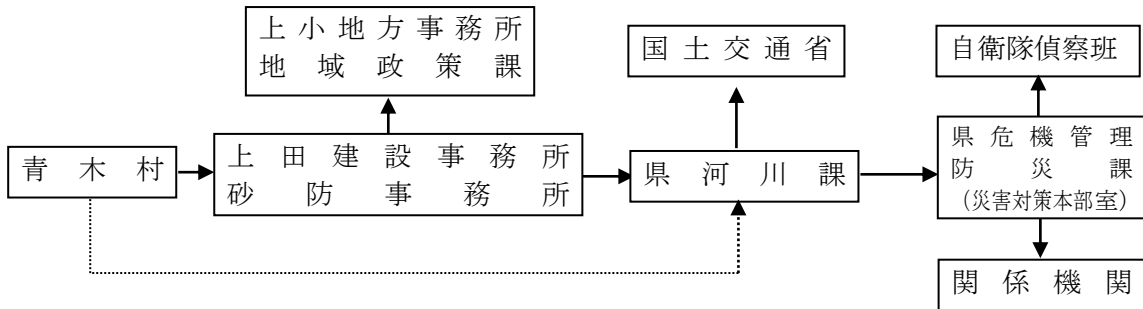
イ 農地・農業用施設被害状況報告



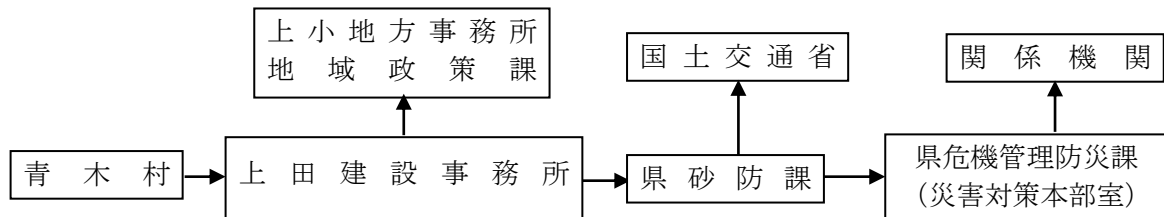
(5) 林業関係被害状況報告 様式6号



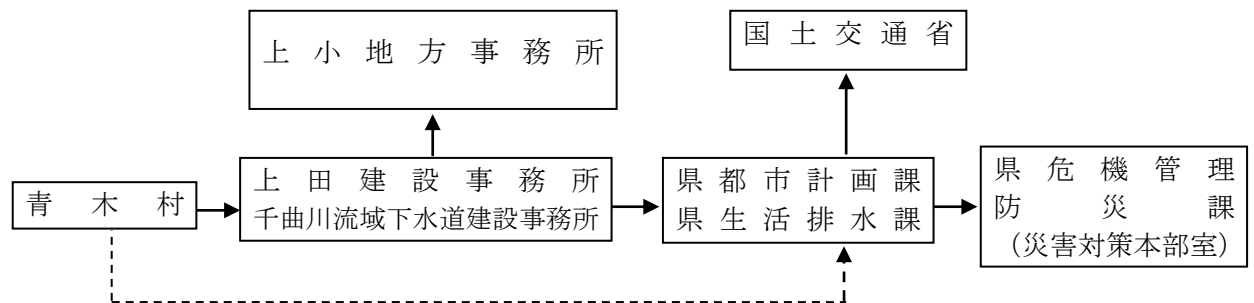
(6) 土木関係被害状況報告 様式7号
 ア 公共土木施設被害状況報告等



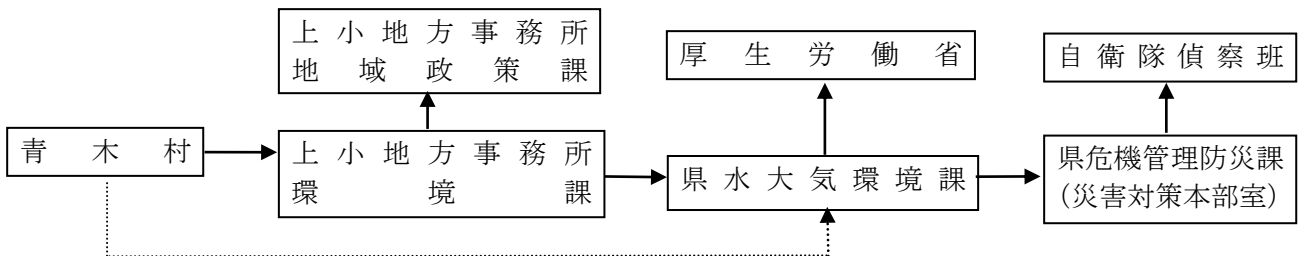
イ 土砂災害等による被害報告



(7) 下水道施設被害状況報告 様式8号

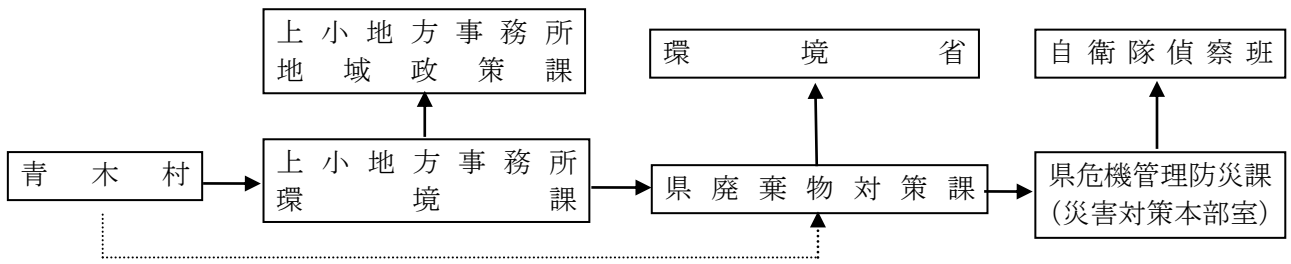


(8) 水道施設被害状況報告様 式9号



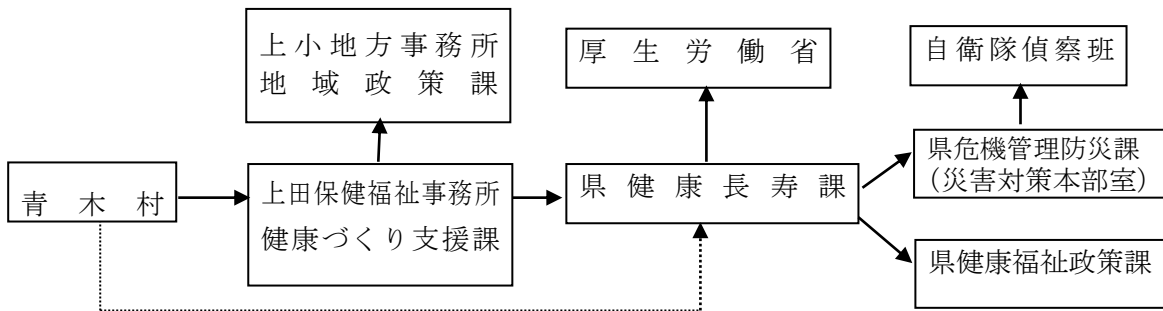
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告

様式10号



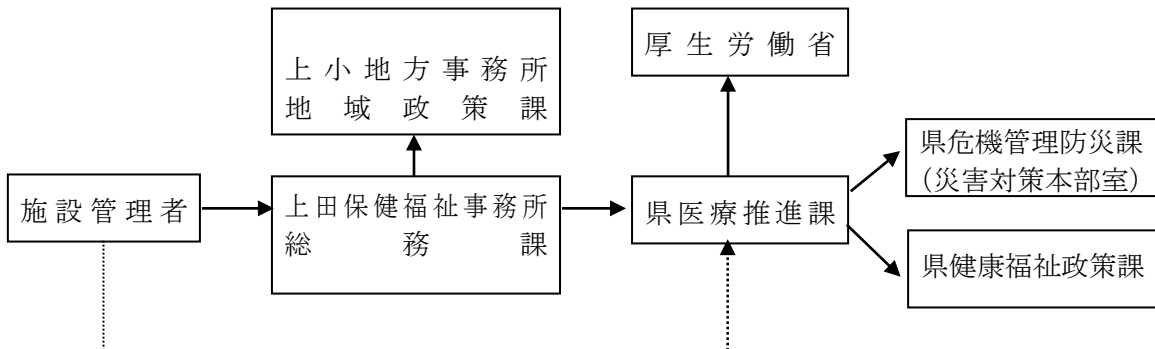
(10) 感染症関係報告

様式11号



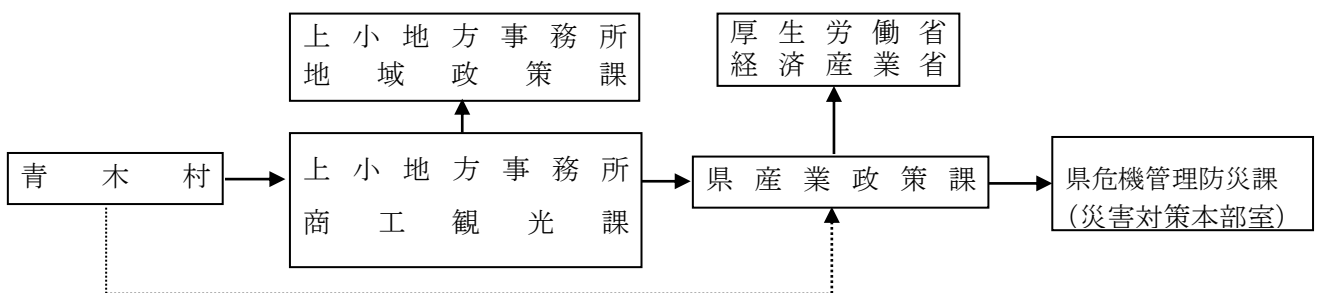
(11) 医療施設関係被害状況報告

様式12号



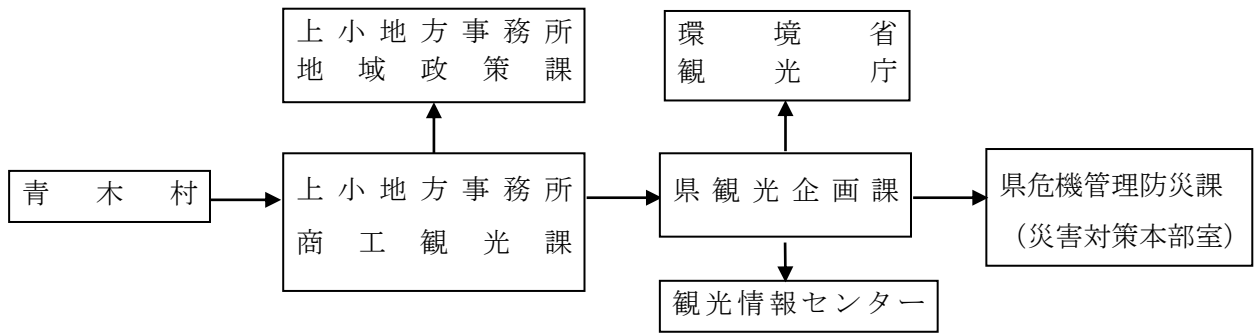
(12) 商工関係被害状況報告

様式13号



(13) 観光施設被害状況報告

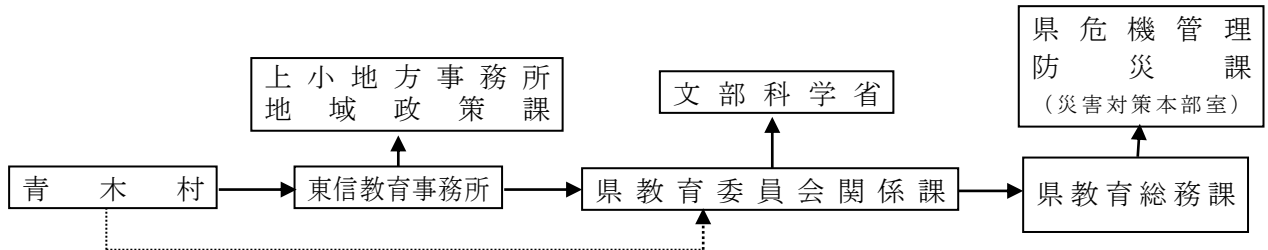
様式14号



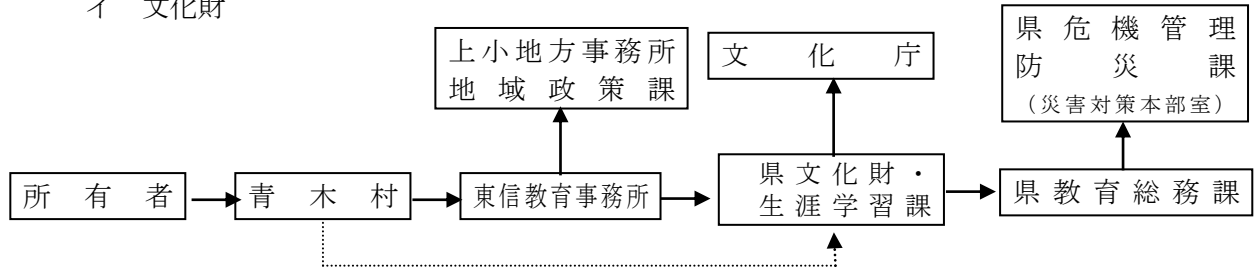
(14) 教育関係被害状況報告

様式15号

ア 市町村施設



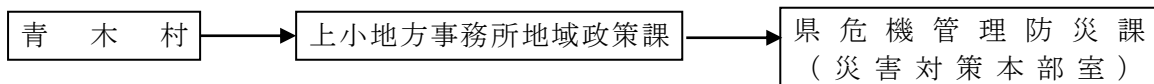
イ 文化財



(15) 村有財産の被害状況報告

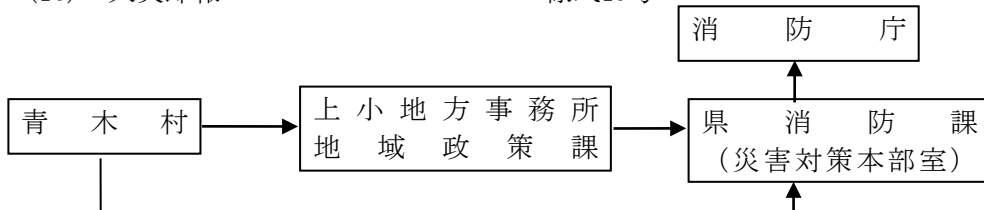
様式17号

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。



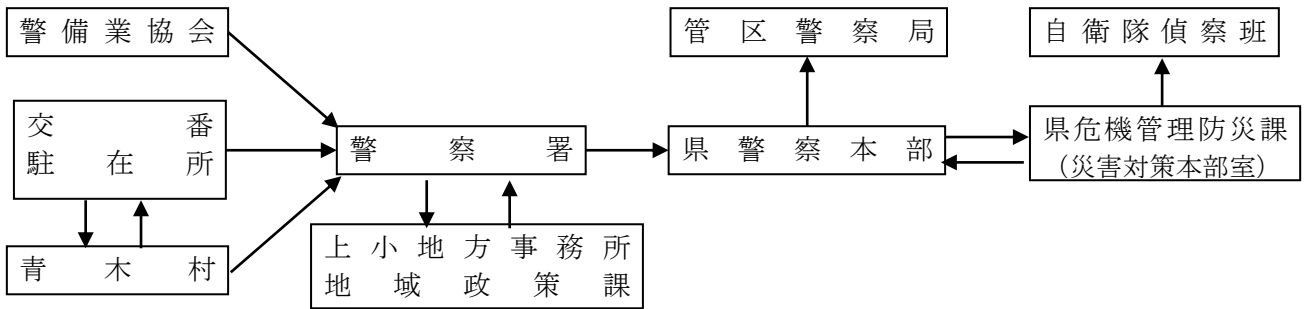
(16) 火災即報

様式19号



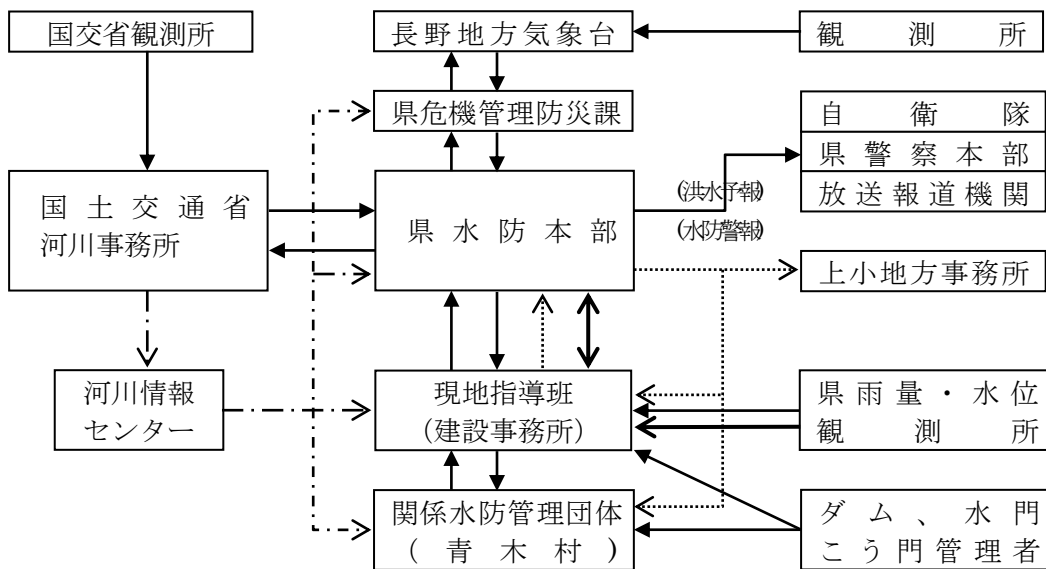
(17) 警察調査被害状況報告

様式20号



(18) 水防情報

雨量・水位の通報



- はNTTFAX等による伝達を示す。
- はFAXによる伝達を示す。
-→ は長野県水防情報システムを示す。
- .-.-→ は県HP「川の防災情報」(統一河川情報システムによる補助的伝達系統である)

6 村の実施事項

- (1) あらかじめ定められた「青木村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の5に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告する。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- (2) 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は上小地方事務所長に応援を求める。
- (3) 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。この場合の対象となる災害は、次に定める通りとする。
 - ア 県において災害対策本部を設置した災害
 - イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - ウ アまたはイに定める災害になる恐れのある災害。ただし、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常のルートに戻るものとする。

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

7 通信手段の確保

村及び各防災機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

【村が実施する事項】

村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

- (1) 村内無線局
 - 消防無線設備（消防署）移動局 8 局
 - 青木村防災行政無線基地局 1 基移動局 5 局
 - 携帯用防災行政無線移動局 2 局
- (2) 村内災害通信協力者
 - 青木村駐在所（警察無線）
- (3) 村内アマチュア無線（
 - 災害時の情報収集をより充実したものにすため、村内のアマチュア無線クラブと協定を締結し活用する。
 - ア 活用内容
 - 災害情報の収集、その他災害応急措置の通信
 - イ 通信訓練
 - 村及び協力会は、非常災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため毎年共同して訓練を行うよう検討するものとする。
 - ウ 協定締結団体クラブ名とクラブ員数
 - 青木消防アマチュア無線クラブエ 消防団員内の資格者による通信の確保
 - オ アマチュア無線局の運用
 - (ア) 運用の原則
 - a 運用は郵政大臣の許可を受けた「無線従事者」で、「無線局の免許」を受けた者が

行う。

b 非常通信のみの運用とする。

c その他「電波法令」に基づき運用を行うこと。

(イ) 運用の細目

a 状況に応じて青木村役場、川西消防署のどちらかに無線局を開局するものとする。

b 呼出符号 J R φ Y V G

c 使用する周波数については次による。

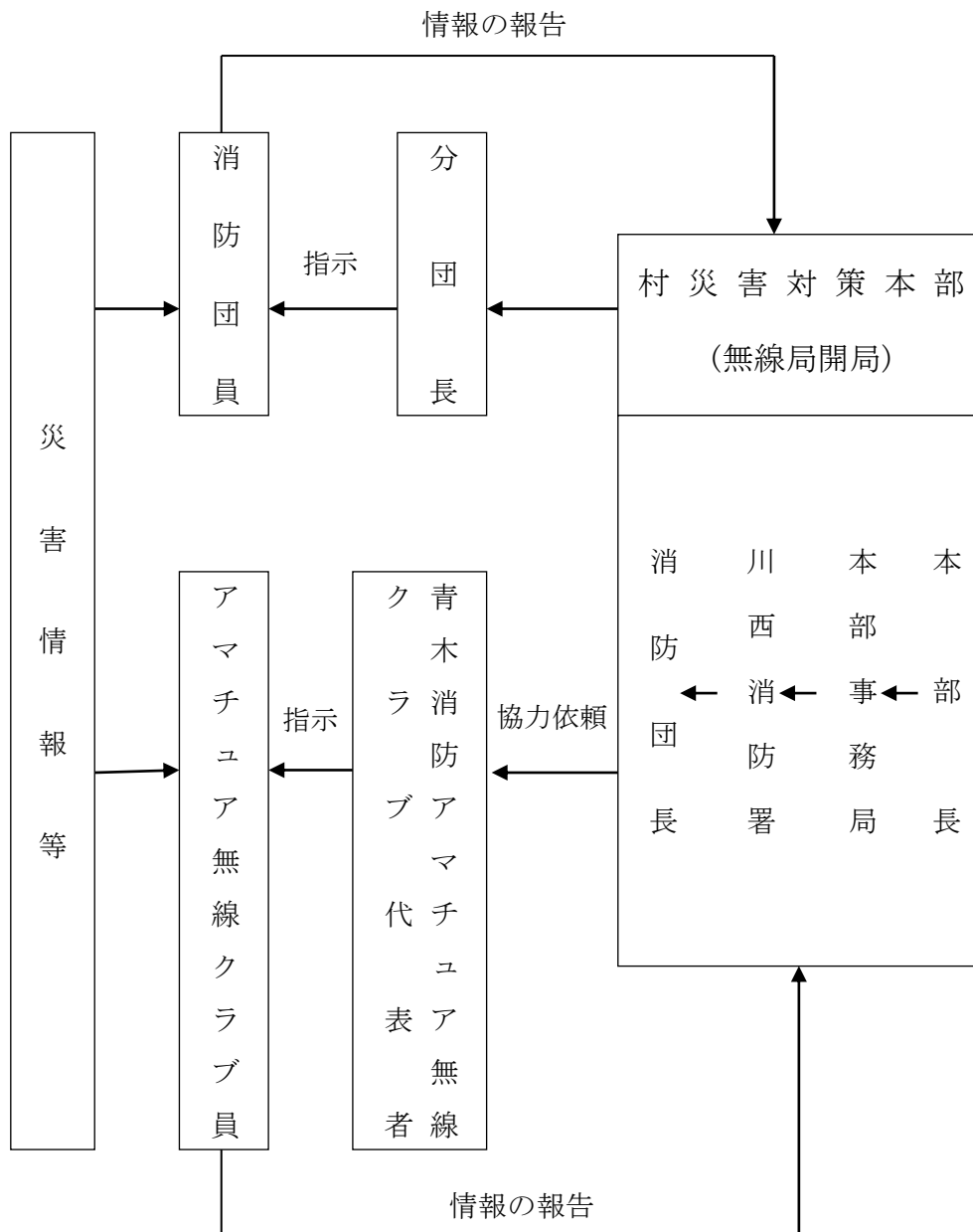
1 4 4 MHzの呼出周波数（非常通信周波数は145.44MHzとする。）

4 3 0 MHzの呼出周波数（非常通信周波数は433.44MHzとする。）

(4) 携帯電話の利用

個人の携帯電話所持者による情報の提供も、エリア内の通信施設に被災がなければ十分活用できる通信手段であり、広く住民に周知し普及できるよう検討する。

《アマチュア無線による災害時応援協定連絡系統図》



第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

各機関は、村の地域に災害が発生し、または発生する恐れのある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び青木村防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、双方の防災関係機関は、その組織及び機能の全てを挙げて応急対策活動に協力するものとする。

第2 主な活動

災害発生の恐れがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置を行う

第3 活動の内容

1 責務

村の地域に災害が発生し、または発生する恐れのある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、長野県地域防災計画及び青木村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

2 組織、配備基準

村は、1の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、県に準じるよう努めるものとする。

3 災害救助法が適用された場合の体制

村の地域に災害救助法が適用されたときは、村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

(活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準)

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
警戒一次体制	○災害発生前の体制で総務課職員等により情報収集・伝達を行う（警戒二次体制以降に継続するための事前対策） ○総務課長が必要と認めた場合、課内職員により増員を行う。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、または総務課長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎災害が発生する恐れのある時で総務課長が必要と認めた時 ◎村内に震度3の地震が発生した時 ◎村内に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時（単独で発生した時も同様）
警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、または村長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	上記基準の状況下で村長が必要と認めた時 ◎村内に震度4の地震が発生した時
非常体制	○災害発生直前または発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当した時から、警報等が解除された時、または村長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	○以下のいずれかの状況下で村長が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生する恐れのある時 ○村内に震度5弱及び5強の地震が発生した時
緊急体制	○災害発生後の体制で、非常態勢を強化し、広域的または大規模災害に対処する体制とする。	右の基準に該当した時から、村長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	○大規模な災害が発生した場合、村内全域にわたり大規模な災害が発生する恐れがある場合等で村長が必要と認めた時 ◎村内に震度6弱の地震が発生した時

全体体制	○村の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。	右の基準に該当した時から、村長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	○村内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、村長が必要と認めた時 ◎村内に震度6強及び7の地震が発生したとき
------	--	--	---

(3) 東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、本県で観測された震度が3未満の場合でも「警戒一次体制」をとることとし、国等への情報収集の結果、必要があると認められるときは、非常体制以降の体制とする。

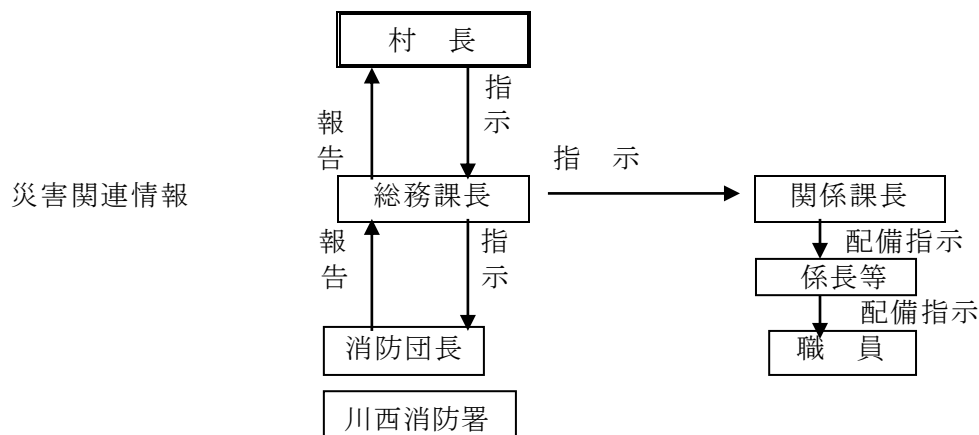
(4) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制については「第5章第2節」の記載による。

4 配備指令の伝達及び配備担当者の召集

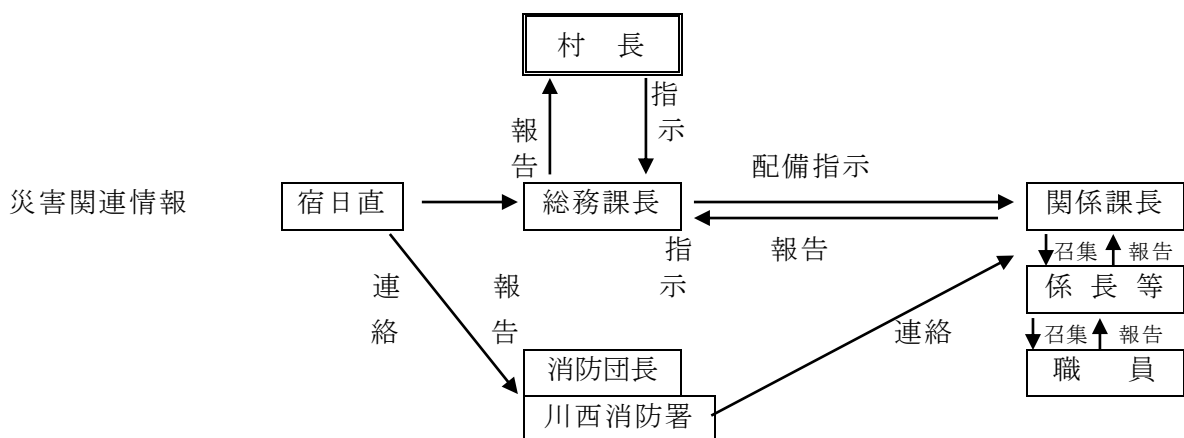
(1) 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(2) 伝達方法

配備決定に基づく総務課長からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

ア 勤務時間内

(ア) 本庁：庁内電話、使走等より速やかに伝達する。

(イ) 現地：本庁関係課から電話、情報電話、使走等により速やかに行う。

必要に応じて携帯電話等により伝達する。

イ 勤務時間外

情報電話放送による村内一斉放送、電話等のうち、最も速やかに行える方法により行う。

必要に応じて携帯電話等により伝達する。

(3) 配備担当者の決定

関係課長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておくものとする。

(4) 自主参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ、村雨量計等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオ、インターネット等による情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁するものとする。

道路の寸断等により、登庁ができない場合は、その旨を連絡した上で指示を受けるものとする。

5 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長（本部長）は、非常体制、緊急体制及び全体体制をとるべき状況で特に必要があると認めるとき並びに村内に震度6弱以上の地震が発生したときは、災害対策基本法第23条及び青木村災害対策本部条例に基づき村災害対策本部（以下「対策本部という。」）を設置する。

(2) 体制の種別

村長（本部長）は、対策本部を設置したときは、非常体制、緊急体制または全体体制のうち必要と認める体制をとる。

(3) 本部の組織

対策本部の組織等は、青木村災害対策本部条例に定めるところによる。（本節末別表「青木村災害対策本部組織図」「青木村災害対策本部組織及び事務分掌」参照）

(4) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

村災害対策本部を設置しまたは廃止した場合は、直ちにその旨を関係者に通知及び公表するとともに、対策本部の標識（「青木村災害対策本部」）を役場本庁正面玄関に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班
上小地方事務所(地域政策課)	電話及び防災無線	総務班
報道機関	電話・口頭	総務班
一般住民	情報電話放送・広報車	総務班

(5) 活動要領

ア 災害対策本部は役場内に設置する。

イ 各部長（課長）は、所属の職員の内から本部連絡員を指名し、本部室に派遣するもの

とする。

ウ 各部長（課長）は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、本部連絡員を通じて本部室長（総務課長）に報告するものとする。

エ 本部室長（総務課長）は、各対策部からの情報を取りまとめ、随時本部長（村長）に報告するものとする。

オ 各部長（課長）は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行するものとする。

カ 本部長（村長）は、必要に応じ、本部員会議を招集するものとする。

(6) 本部員会議

ア 本部会議は、本部長（村長）、副本部長（助役）及び本部員をもって構成し、災害情報、被害状況の分析とそれにとりまなう対策活動の基本方針等、災害対策の基本的な事項について協議する。

イ 本部員は、本部会議の招集を必要とするときは、本部室長（総務課長）に申し出るものとする。

(7) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長（村長）は、現地の状況を把握し、応急対策の実施等に必要があると認められた場合は、災害現場付近に現地災害対策本部を置く。

イ 現地本部は、本部の任務の内急を要する対策について現場での連絡、状況報告、要請等に基づいて適切な処置を講じるものとする。

ウ 現地本部の職員配置については青木村災害対策本部条例によるものとする。

(8) 本部の廃止

本部長は、村の地域において災害が拡大する恐れがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね終了したと判断できるときは本部を廃止するものとする。

ア 災害救助法による応急救助が完了したとき

イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等、当面の日常生活の場が確保されたとき

ウ 災害援護資金、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき

エ 被害数値がおおむね確定したとき

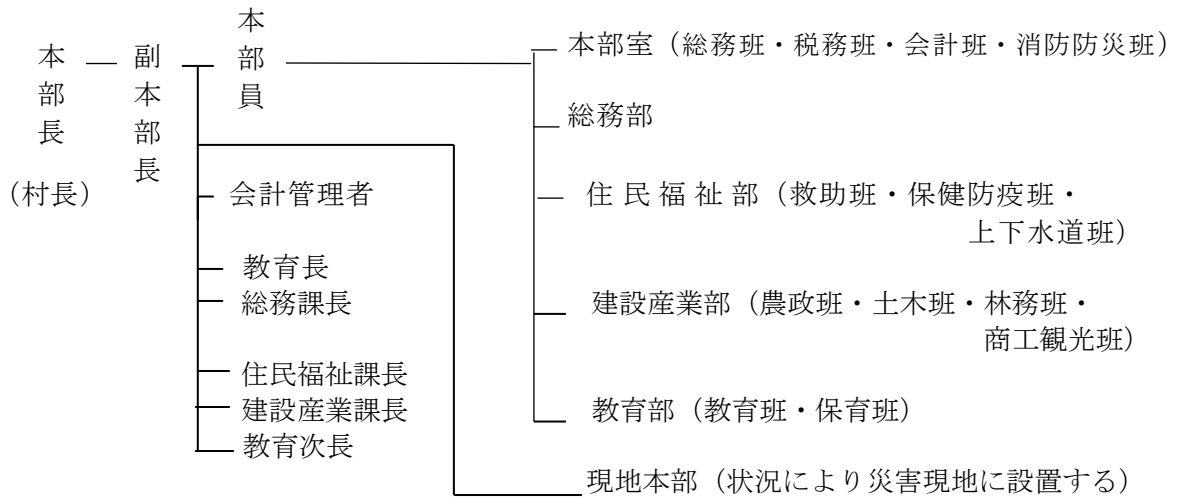
オ その他、災害応急対策から災害復旧対策に移行できると判断できるとき

6 災害救助法が適用された場合の体制

青木村に災害救助法が適用されたときは、村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

【参考】

青木村災害対策本部組織編成図



<協力機関>

- ・ 県 (026-232-0111)
- ・ 上田警察署 (22-0110)
- ・ 千曲バス上田営業所 (22-2363)
- ・ 中部電力上田営業所 (22-1240)
- ・ 国道工事事務所 (22-2737)
- ・ NTT上田営業支店 (23-9270)
- ・ 上田営林署 (35-3525)
- ・ 日本赤十字社長野県支部 (026-226-2073)

青木村災害対策本部組織及び事務分掌

室・部 (室長・部長)	班 (班長)	分 掌 事 務
本部室 総務部 室長・部長 総務課長	総務班 (総務企画係長) 総務企画係	1. 本部の設置の通知及び本部の運営に関する連絡調整並びに庶務に関する事。 2. 気象予報及び警報等の伝達に関する事。 3. 関係機関、団体等に対する協力及び応援要請に関する事。 4. 職員の動員に関する事。 5. 自衛隊の派遣要請に関する事。 6. 災害情報の収集、各部の被害状況の取りまとめ及び県、関係機関への報告に関する事。 7. 議会への連絡に関する事。 8. 部内の調整に関する事。 9. 災害情報の収集、分析及び災害広報に関する事。 10. 災害経費の予算措置に関する事。 11. 本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保対策に関する事。
	税務班 (税務係長) 税務係	1. 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	会計班 (会計係)	1. 災害経費の出納に関する事。
	消防・防災班 (総務企画係長) 総務企画係	1. 消防署・消防団との連絡調整に関する事。 2. 警報等の伝達に関する事。 3. 通信の確保に関する事。 4. 被災者の救助、救出及び救急活動に関する事。 5. 被災者の避難誘導に関する事。 6. 災害の警戒及び防護に関する事。 7. 危険物施設の応急対策に関する事。 8. 遺体の捜索に関する事。 9. 飲料水供給の応援に関する事。 10. 要配慮者の避難誘導に関する事。 11. 応急対策資材の調達に関する事。

室 ・ 部 (室長・部長)	班 (班長)	分 掌 事 務
住民福祉部 部長 住民福祉課長	保 健 防 疫 班 (国保衛生係長)	1. 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。
	救 助 班 (福祉係長) 福祉係 住民係 社会福祉協議会 授産所 包括支援センター	1. 避難所の開設及び管理に関すること。 2. 救助物資に関する各部との調整連絡に関すること。 3. ボランティアに関すること。 4. 災害義援金、見舞金に関すること。 5. 罹災者の誘導及び収容に関すること。 6. 要保護者に関すること。 7. 福祉施設に関すること。 8. 遺体処理、埋葬等に関すること。 9. 被害状況調査に関すること。
	水 道 班 (水道係長) 水 道 係	1. 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2. 水道施設の応急対策に関すること。 3. 配水施設、湧水の保安及び衛生管理、供給に関すること。 4. 被害状況調査に関すること。 5. 部内の連絡調整に関すること。
	下 水 道 班 (下水道係長) 下 水 道 係	1. 下水道施設の応急対策に関すること。 2. 被害状況調査に関すること。
建設産業部 部長 建設産業課長	農 政 班 (産業観光係長) 産 業 係	1. 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2. 農作物の応急対策に関すること。 3. 畜産関係の応急対策に関すること。 4. 園芸特産関係の応急対策に関すること。 5. 主要食料の調達に関すること。 6. 被害状況調査に関すること。 7. 部内の調整に関すること。 8. 農地、農業用施設等の応急対策に関すること
	土 木 班 (建設係長)	1. 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2. 道路、橋梁、河川の応急対策に関すること。 3. 災害応急資材、機械の調達、確保に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 4. 道路の迂回路の設定に関する事。 5. 砂防及び地滑りの応急対策に関する事。 6. 被害状況調査に関する事。 7. 部内の調整に関する事。
	林 務 班 (林 務 係)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 林道の応急対策に関する事。 2. 林地、治山施設の応急対策に関する事 3. 被害状況調査に関する事。
	商 工 観 光 班 (産業観光係長) 商 工 観 光 係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 2. 商工業者に係る応急対策に関する事。 3. 観光開発地域に係る応急対策に関する事。 4. 被害状況調査に関する事。 5. 部内の調整に関する事。 6. 施設利用者の避難誘導に関する事。
教育部 部長 教育次長	教 育 班 (教育次長) 教 育 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> 1. 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 2. 生涯学習施設の応急対策に関する事。 3. 文化財の応急対策に関する事。 4. 同和教育施設の応急対策に関する事。 5. 本部長の命じる応急対策に関する事。 6. 被害状況調査に関する事。 7. 部内の連絡調整に関する事。 8. 学校施設の応急対策に関する事。 9. 被災世帯の児童生徒に係る教材、学用品の交付に関する事。
	保 育 班 (青木保育所長) 保 育 所 保 育 士	<ul style="list-style-type: none"> 1. 保育園児の避難及び収容に関する事。 2. 保育所内の応急対策に関する事。 3. 被害状況調査に関する事。

現 地 本 部 (現地本部長)	班 (班長)	分 掌 事 務
その都度本部長 が定める。	同 左	その都度本部長が定める。
部長 本部長が指名する職員	同 左	

(注) 各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、双方協議して実施するものとする。

体制課名	警戒体制	非常体制	緊急体制	全体体制
総 務 課	3	4	8	15
住民福祉課	1	4	7	15
建設産業課	1	3	8	11
教育委員会	1	3	5	18
合計	6	14	28	59

第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況から、村単独では、十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互応援協定等及び法令に基づき協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。（別記参照）

なお、村が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請にあたっては、受入体制に不備が生じないように十分配慮するものとする。

また、大規模災害時において、村が被災を免れまたは軽微な被災であった場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整えるものとする。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入体制を確立する。
- 4 応援活動にともなう経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

村が被災した場合、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要がある場合は、直ちに応援要請を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

村長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、または、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請し、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

村長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

a 緊急消防援助隊

b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領」に基づくヘリコプターの応援

c その他、他都道府県からの消防隊の応援

イ 消防以外に関する応援要請

【他市町村に対する応援要請】

村長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、または、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速

やかにブロック代表市町村等に対して長に応援を要請し、その旨知事に連絡する。

村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

- ・ 応援を求める理由及び災害の状況
- ・ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣機関等
- ・ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- ・ その他必要な事項

ウ 県に対する応援要請等

村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、または、応急措置の実施を要請する。

エ 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請

村長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、または、斡旋を求める。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要になることから、村は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集及び応援体制の確立

村は（以下「応援側」という。）、風水害等々の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに行動する。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入体制の整備が重要になる。

しかし、受入体制を全て整えた後に応援要請を行うことは、初動の応急措置に遅れが生じることになることから、要請時には、配置、指揮命令系統及びヘリポート等応援活動に

必要な基本的事項を整え、宿泊場所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整える等、迅速かつ弾力的な受援体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

他の地方公共団体等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

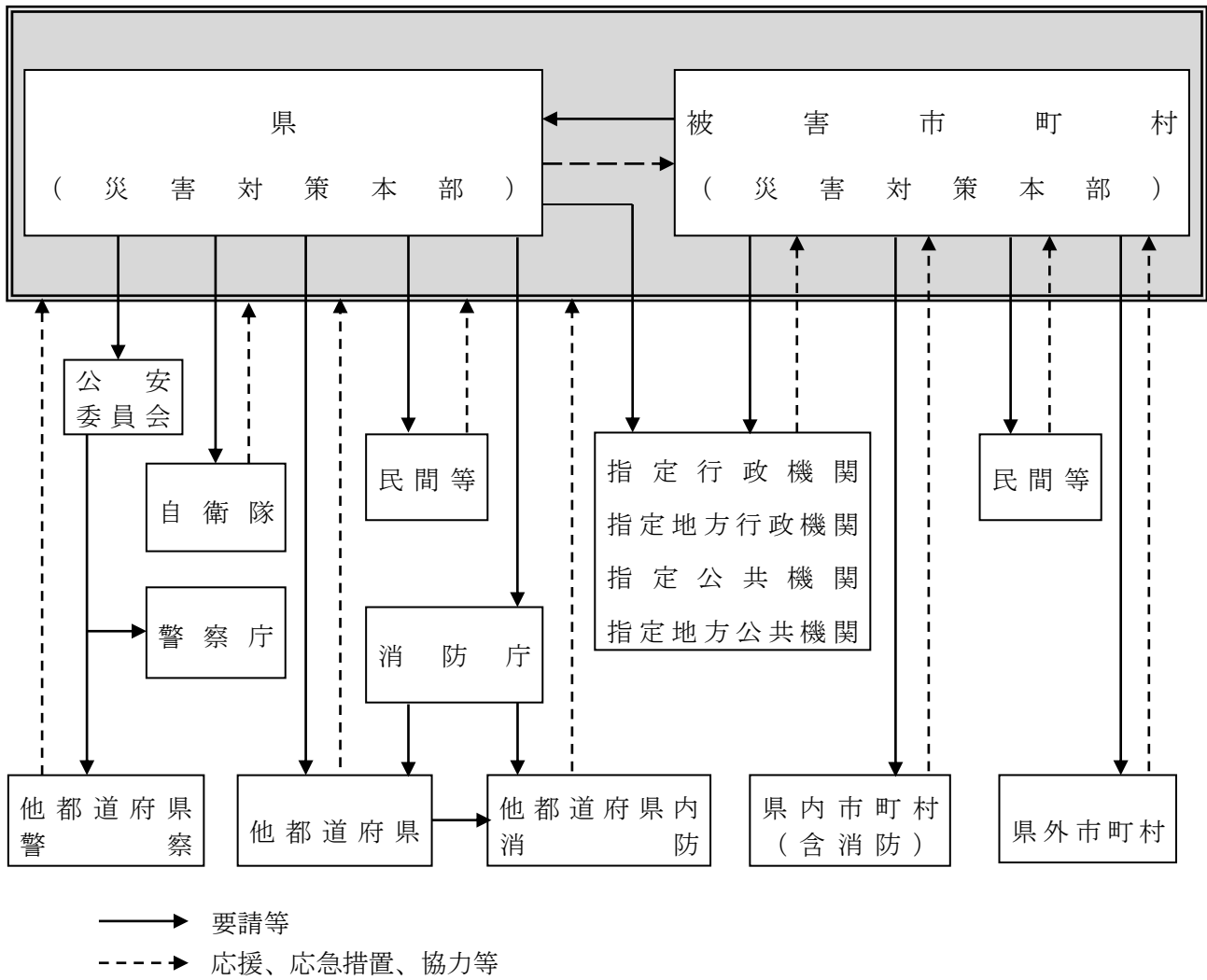
4 経費の負担

(1) 国から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他市町村から村に派遣を受けた職員の給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法によるものとする。

(別記1)

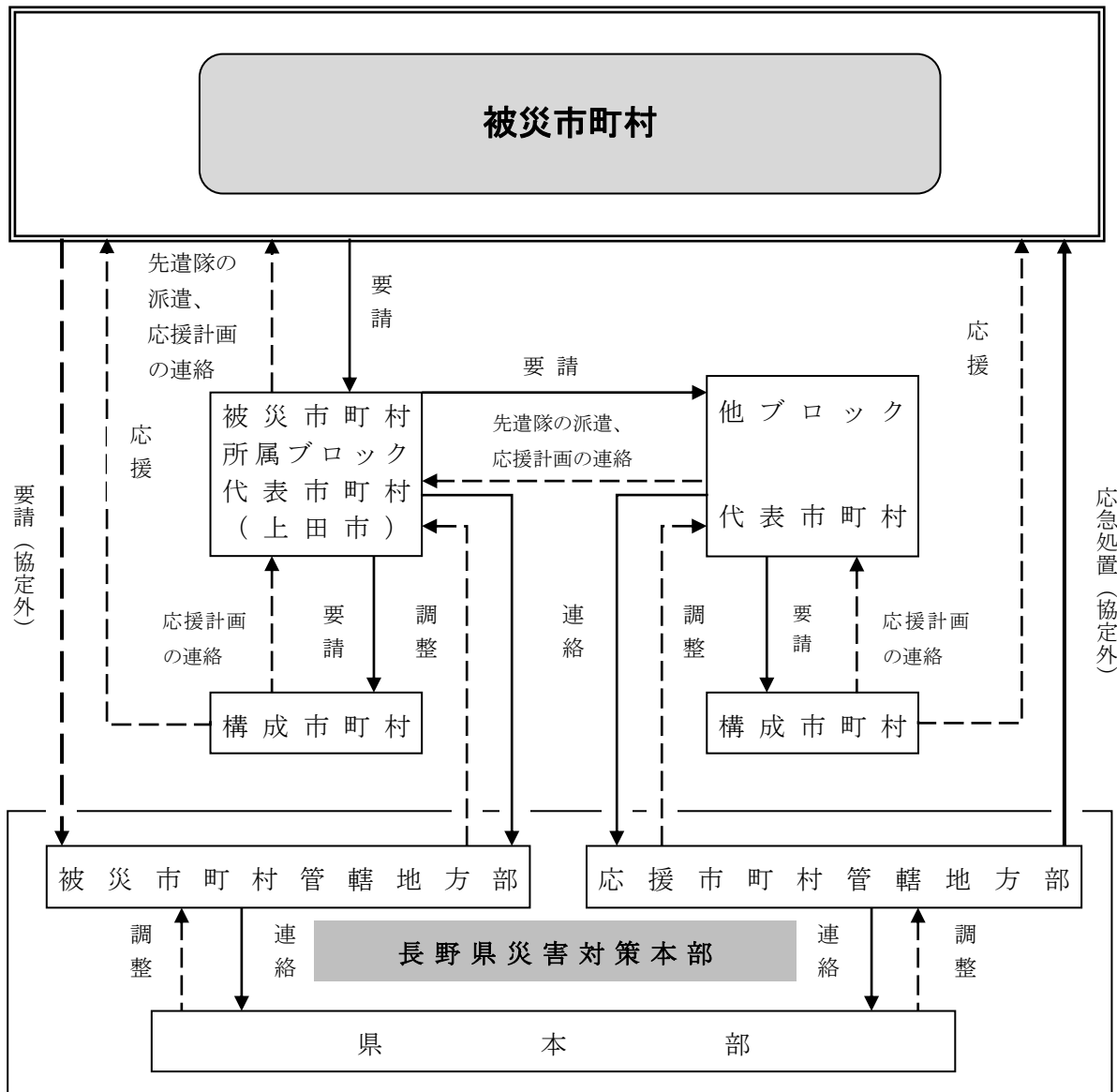
広域相互応援体制図



(別記2)

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



- * 1 第2以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定。
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。

第5節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第2 主な活動

- 1 村は、災害等が発生した場合における災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑かつ効果的な対策を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

村は、県に対し、ヘリコプターの出動要請をした場合は、まず消防防災ヘリコプターが対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。

名称	機種	定員	救助ホスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412EP	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種		○	○	
ドクターヘリ		6				

2 実施計画

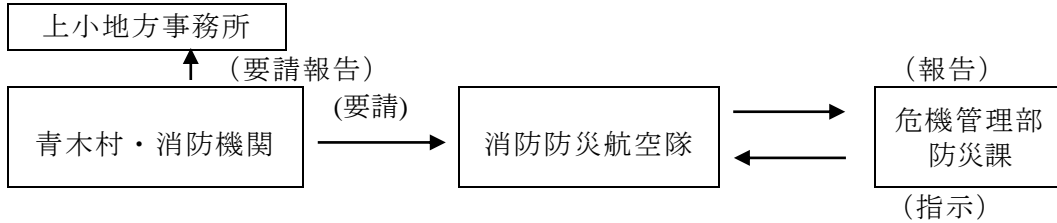
- (1) ヘリコプターの要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請するものとする。(文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。)
 - ア 災害の状況と活動の具体的内容
(物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等)
 - イ 活動に必要な資機材等
 - ウ ヘリポート及び給油体制
 - エ 要請者、現場責任者及び連絡方法
 - オ 資機材等の準備状況
 - カ 気象状況
 - キ ヘリコプターの誘導方法
 - ク 他のヘリコプターの活動状況
 - ケ その他必要な事項

- イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行うものとする。
- ウ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配するものとする。
- エ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたるものとする。
- オ 自衛隊の派遣要請手続きについては本章第6節「自衛隊災害派遣活動」による。

(別記) ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

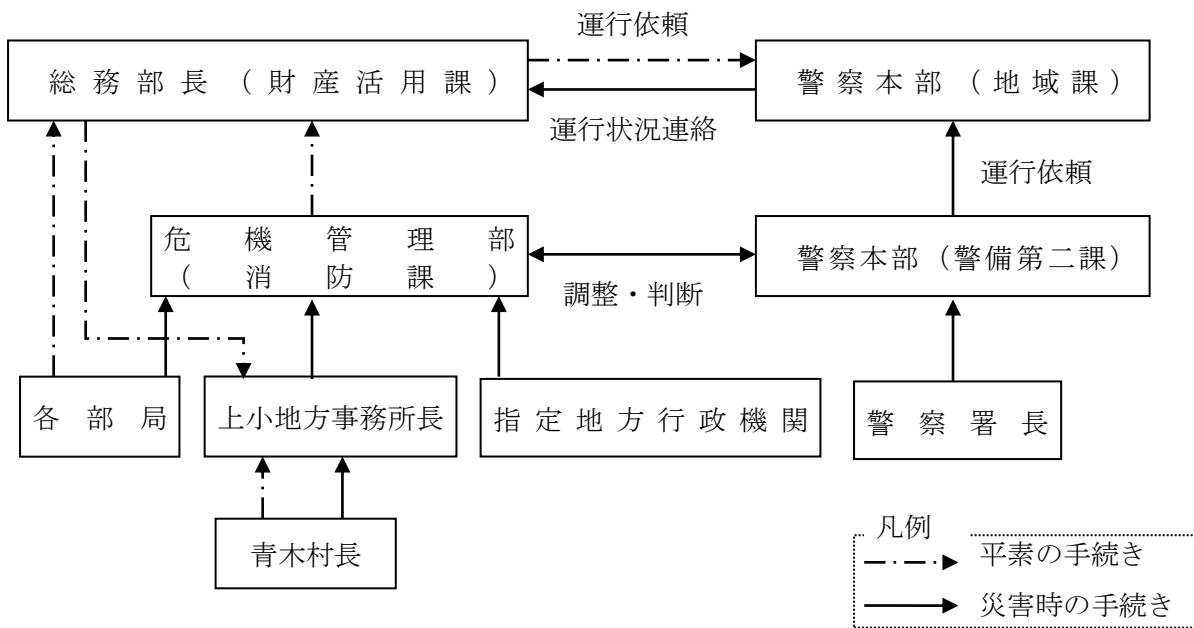
災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



* 連絡用無線消防県内共通波152.81MHZ
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷすいち」

2 県政用ヘリコプター

村長は、県政用ヘリコプターの派遣を求めようとするときは、文書または口頭をもって上小地方事務所長に派遣要請を求める。

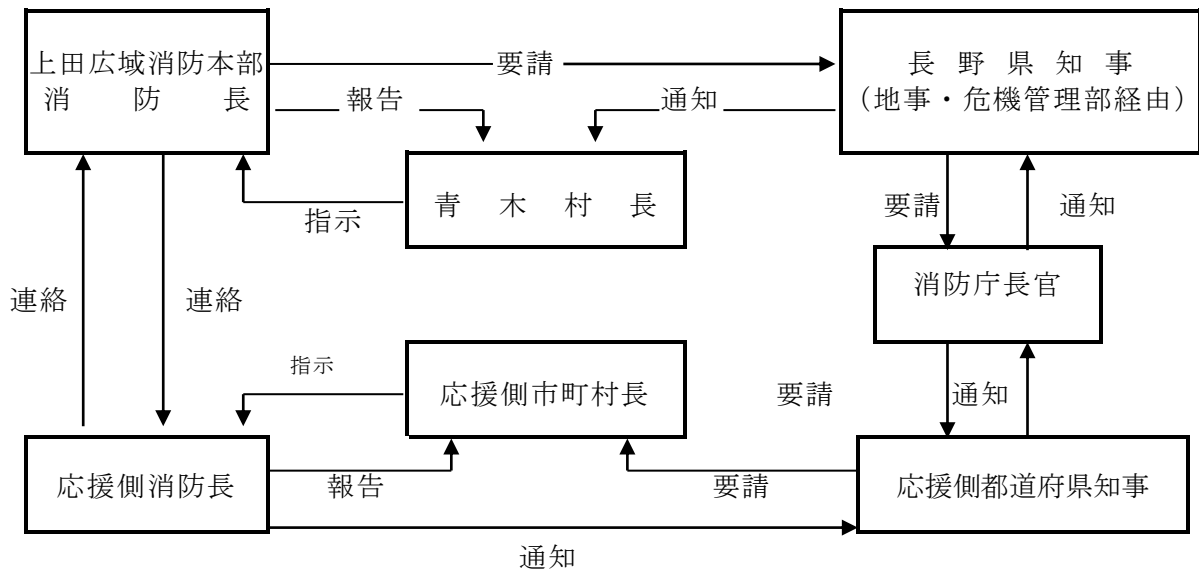


3 県警ヘリコプター (県が実施する)

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプター及び県政用ヘリコプターが使用できない場合、または2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

4 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



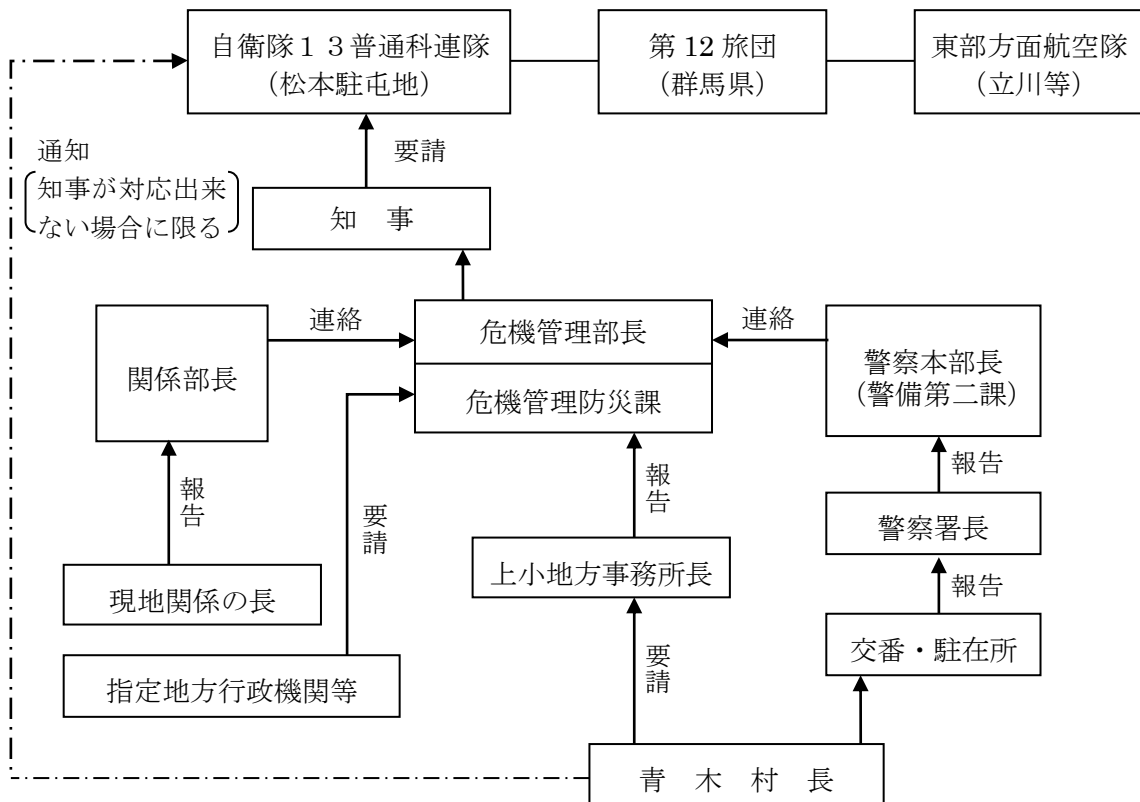
- (1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第1次航空部隊とし、長野県に発生した場合の第1次航空部隊は以下の通り。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
-----	-------	-----	-----	-----

- (2) 第1出動航空部隊の他、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は以下の通り。

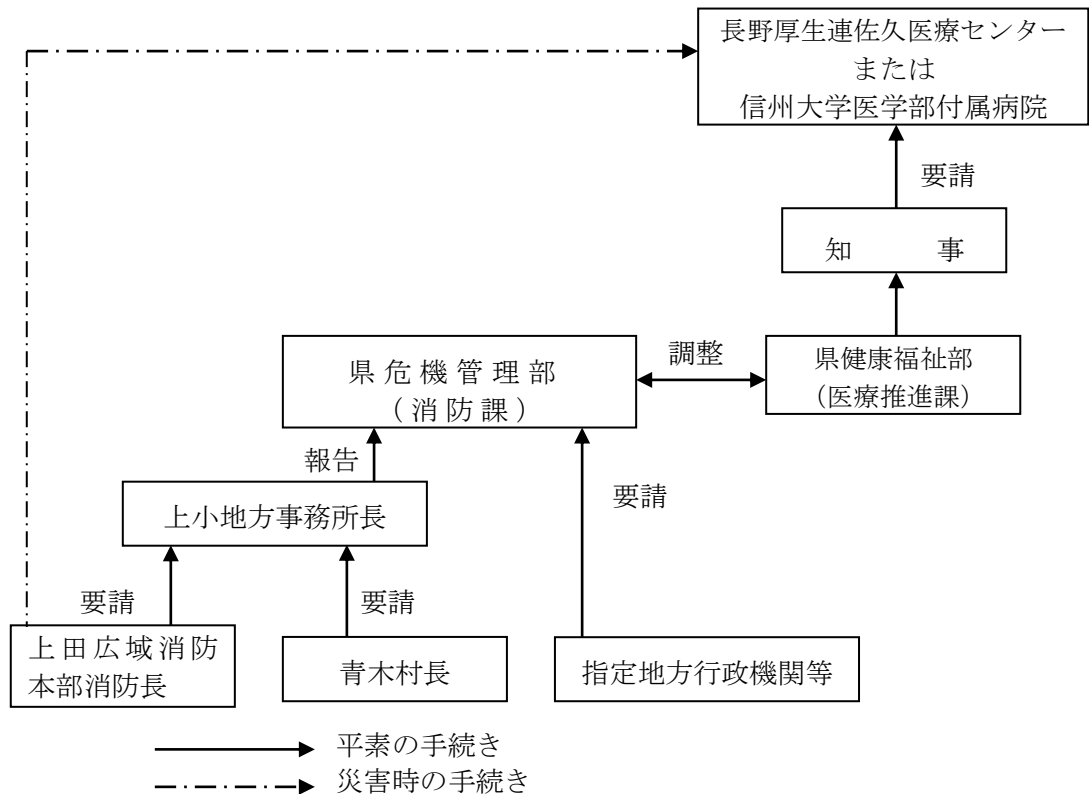
栃木県	茨城県	埼玉県	千葉市	横浜市	川崎市	富山県	石川県
福井県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市

5 自衛隊ヘリコプター



6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ、長野厚生連策総合病院へドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊災害派遣活動

第1 基本方針

大規模な災害が発生したときには、村及び県だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。

このような場合には、人命または財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づき自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、本計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて定める。
- 2 村、県等と派遣部隊の連絡調整について定め受入体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、村は、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに上小地方事務所長もしくは上田警察署長を通じ知事に対し自衛隊の派遣要請を求め、事態の推移に応じ、必要がなくなった場合は、直ちにその旨を上小地方事務所長もしくは上田警察署長に連絡する。

(2) 実施計画

ア 派遣要請を求める範囲

自衛隊の派遣の要請を求められる範囲は、原則として人命及び財産の救護のため必要があり、かつその事態がやむをえないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

(ア) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

(イ) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(ウ) 遭難者等の捜索、救助

死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助

(ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業に優先して実施する。)

(エ) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土嚢の作成、積み込み及び運搬

(オ) 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

(カ) 道路または水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響あると考えられる場合。)

(キ) 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な感染症等の発生にともなう応急防疫等 (薬剤等は青木村が準備)

(ク) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援

- (ケ) 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他、救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (コ) 炊飯及び給水支援
緊急を要し他に適当な手段がない場合
- (サ) 救援物資の無償貸与または譲与
「防衛庁省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令1号）による。（ただし、譲与は县市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る）
- (シ) 交通規制の支援
自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。
- (ス) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- (セ) 予防派遣
風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
- (ソ) その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定した場合

イ 村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書または口頭をもって上小地方事務所長または上田警察署長（青木駐在所経由）を通じ知事に対し派遣要請を求める。

ウ 村長は、イにより口頭をもって要請したときは、事後において速やかに上小地方事務所を通じ文書による要請処理をする。

エ 村長は、アの要請ができない場合（知事が対応できない場合）には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

通知文書の宛先・連絡先

宛先：陸上自衛隊第13普通科連隊長（松本市高宮西1-1）

時 間 内	時 間 外
第三科長 TEL NTT 0263-26-2766（内線235） 防災行政無線 8-535-79 FAX NTT 0263-26-2766（内線239） 防災行政無線 8-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766（内線302） 防災行政無線 8-535-79 FAX NTT 0263-26-2766（内線239） 防災行政無線 8-535-76

要請事項要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- ・連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- ・ヘリコプターを要請する場合はヘリポート

2 派遣部隊の活動

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、村は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入体制を整備する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（長野県地域防災計画風水害対策編第3章第6節より抜粋）

(ア) 部隊等との連絡調整者部隊等との県庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による

区分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	上小地方事務所長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(イ) 連絡調整者の任務

a 総括連絡調整者

(a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡に当たらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。

(b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡に当たらせるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び村長に通知する。

(c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、村その他関係機関等との連絡調整を行う。

(d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等について市町村と協力し、準備を行う。

- ・本部事務所
- ・宿泊施設
- ・資材置場、炊事場
- ・駐車場
- ・ヘリポート
- ・作業箇所及び作業内容
- ・作業箇所別必要人員及び機材
- ・作業箇所別優先順位
- ・資材の調達方法

(e) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。

(f) 災害の状況により現地連絡調整者が替った場合は、引継を受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

イ【村が実施する計画対策】

(ア) 村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

(イ) 村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。

(ウ) 村は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむをえない事情がある場合を除き、これに協力する。

ウ【住民が実施する計画対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収

村長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者にその旨を報告する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担とすべきものを除き、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、その内容は、おおむね次の通りとする。

ア 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く）

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱、水道、電話及び入浴等の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

第7節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の編成、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品、医療用資機材の確保、市町村間に締結されている相互応援協定の効果的運用等、関係機関と連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 村、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する疾病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、疾病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、双方の救助活動計画に従い、相互の連携を密にしなが、円滑で効果的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助、救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、適時に他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を行うとともに、ヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行えるようヘリコプター等の派遣等を県に要請する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 上田警察署、青木診療所、上小管内の医療関係機関（「災害時医療救護及び医薬品等の供給協定」による。）等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
- (イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節広域相互応援活動」及び「第6節自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図る。
- (ウ) 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効果的な対応をする。
- (エ) 消防機関は、救助活動にあたり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効果的な救助を行う。
- (オ) 消防機関は、救急活動にあたり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態にあわせて有効に運用する。
- (カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ【住民及び自主防災組織が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。特に道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努

めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院（2次医療：信州上田医療センター 3次医療：佐久総合病院または信州大学医学部付属病院）を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

さらに、村の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 青木村地域防災計画において、関係機関と協議のうえ、災害時における医療救護体制について定めるとともに、青木診療所等村内医療機関の職員及び上田・小県郡医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては、別に掲げる医療救護活動等を行う。

また、必要に応じて県、隣接市町村、小県郡・上田市医師会等に協力を要請する。

(イ) 村内の適当な場所（青木小学校グラウンド等）に救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

(ウ) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の輸送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

(エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への輸送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救急救命センター等への緊急輸送について県に要請する。

(オ) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または上田・小県郡薬剤師会等関係機関に対し、供給の要請を行う。

イ【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、発災時は自発的に救急活動を行うよう心がけるものとする。

〈救護班等の業務内容〉

- ・ 負傷の程度の判定
- ・ 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- ・ 救急処置の実施
- ・ 救急活動の記録
- ・ 遺体の検案
- ・ その他必要な事項

第8節 消防活動・水防活動

第1 基本方針

大規模災害発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力または水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、または実施することが困難と認められるときは、相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的な部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊配置を行う。

特に、大規模な同時多発火災時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c 応援要請等

(a) 村長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、または対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対する応援要請等を「第4節広域相互応援活動」及び「第6節自衛隊災害派遣活動」により行う。

(b) 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び上田警察署、青木診療所等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、「第7節救助・救急・医療活動」に定める。

イ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

住民等は、自発的に負傷者の救助・救急を行うとともに、消防機関に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、または発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断の下に円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 監視・警戒活動

水防管理者（村長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。

(イ) 通報・連絡

水防管理者（村長）は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(ウ) 水防活動の実施

水防管理者（村長）は、決壊箇所または危険な状態になった箇所に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得て実施する。

(エ) 応援による水防活動の実施

a 村長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、または対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行う。

b 村長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】

ダム等の管理者は、洪水時または洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水

防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報する。

(ア) 洪水警戒時における措置

管理する施設への最大流入量等を予測し、予備放流等の必要な措置を行う。

(イ) 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダム等については、洪水を調節するなど、的確な操作を行う。

(ウ) 緊急時の措置

施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村、県及び医療機関、社会福祉協議会等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者を想定した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難収容活動

(1) 基本方針

村、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者応急対策を講じる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、情報電話放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

(イ) 要配慮者の状況把握及び避難誘導

災害が発生した際は、要配慮者に関する避難支援計画等に基づき、要配慮者に関する台帳の活用や地域住民の協力等により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。

なお、避難誘導する際には、要配慮者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用する。

また、社会福祉施設や医療機関等の利用者に関しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。

なお、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供できることに留意する。

(ウ) 避難場所での生活環境整備

災害時に通常の避難場所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

a 避難施設・設備の整備

段差解消スロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

b 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活をする避難所には、保健師や会議支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

d 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、FAX、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(エ) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会議等の協力により要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

a 在宅者の訪問の実施

村では、在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会議等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

c 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

d 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

イ【関係機関等が実施する計画】

(ア) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制などの確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、

迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、要配慮者の救助、避難支援、避難所生活等に関し、市町村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

イ【関係機関等が実施する計画】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難場所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

別表

配 慮 す べ き 事 項	実 施 機 関 等	対 象 者
【避難収容等】 ○要配慮者の状況把握、安否確認、保健福祉サービスの要否等	村	全要配慮者
○災害情報及び避難勧告、指示の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達	村、関係機関	全要配慮者
○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障害者、児童等の優先的避難誘導（必要により車両による移送も配慮）	村、関係機関、 地域住民	全要配慮者
○避難場所での生活環境の整備 ・避難施設の整備 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護器具等の手配、確保車椅子、障害者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備	県、村 関係機関	全要配慮者
○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、FAXの設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣等	県、村 関係機関	高齢者、障害者 外国人
○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要の高いものから優先的に受入れ	県、村 青木診療所 特別養護老人 ホーム「ラポー トあおき」	傷病者、高齢者 障害者、児童
○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障害者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居	県、村	傷病者、高齢者 障害者、児童
【生活必需品等】 ○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達。確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	県、村 社協	傷病者、高齢者 障害者、児童
【保健衛生、防疫等】 ○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ・保健福祉サービスの提供 ・ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣 ・入浴サービス等の実施	県、村 ラポートあおき 社協	傷病者、高齢者 障害者、児童

配 慮 す べ き 事 項	実 施 機 関 等	対 象 者
<p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等 	<p>県、村 関係機関 青木診療所 レポートあおき</p>	<p>患者 入所者等</p>
<p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職員医師、看護師、保健師、介護職員、 社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両移動入浴車、小型リフト付き車両 ストレッチャー車両等 資機材医療機器、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法の調整 	<p>県、村 青木診療所 レポートあおき 社協</p>	<p>全要配慮者</p>
<p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、 指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 	<p>県、村 青木診療所 レポートあおき 社協</p>	<p>全要配慮者</p>

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を的確迅速に実施するために、村域内道路交通網を確保し、必要な場合は、県に対して航空機の派遣を要請する等多元的に輸送確保を行うものとする。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none">・人命救助・消防等災害拡大防止・ライフライン復旧・交通規制	<ul style="list-style-type: none">・（第1段階の続行）・食料、水等、燃料等の輸送・被災者の救出・搬送・応急復旧	<ul style="list-style-type: none">・（第1・2段階の続行）・災害復旧・生活必需物資輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送の調整は、災害対策本部が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保する。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送機関の協力により輸送車両を確保する。自ら調達することが不可能な場合や、ヘリコプターを必要とする場合は直ちに県に対して調達を要請する。
- 6 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に行うため、各避難所と輸送拠点の連携を密にする。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の調整

(1) 基本方針

交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であるため、各機関と協議の上、災害対策本部が必要な調整を行うものとする。

2 緊急交通路確保のための交通規制

【警察官、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

- (1) 警察官は、緊急通行車両の通行確保のため、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両他の物件（以下「物件等」という。）の移動、破損等の措置命令または強制措置を行う。
- (2) 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(1)の措置を講じるものとする。

3 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

村は、村域内の緊急交通路の復旧が困難な場合は、村道、林道、農道等、のうちから指定道路に変わるべき道路を確保する。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期

の緊急交通路確保に留意するものとする。

(2) 実施計画（対策）

ア 村は、『長野県地域防災計画』により定められている緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

イ 村は、村域内の緊急交通路が使用不能になった場合は、村道、林道、農道等、指定道路に変わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

4 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関に協力を求めるとともに、必要な場合は、直ちに県に対して輸送力の調達を要請する。

(2) 実施計画（対策）

村は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

5 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して配送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮され、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる場所が県により拠点に設定される。

（県は、拠点の指定にあたっては、村における応急対策のための業務量を考慮し、村と協議のうえ、原則として外周の市町村を指定する。）

(2) 実施計画（対策）

ア 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村が当たることが原則とされている。近隣市町村の被災に伴い村内に拠点を設定された場合、運営にあたっては、被災市町村及び県と密接に連携して進める。

イ 村が被災した場合は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点との連携を密にする。

第 1 1 節 障害物の処理活動

第 1 基本計画

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者または管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害状況を早期に収集し、障害物除去に対処することが大切である。

また、障害物の集積、処分にあたっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の収集、処分ができるよう措置する必要がある。

第 2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者または管理者が行う。
- 2 障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者または管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第 3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者または管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画（対策）

ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 応援協力体制

(ア) 村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

(イ) 村だけでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者または管理者が行うものであるが、一次的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、収集場所の確保、障害物の権利関係を事前または発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う

(2) 実施計画（対策）

ア 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 応援協力体制

(ア) 村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

(イ) 村だけでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

第 1 2 節 避難収容及び情報提供活動

第 1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され住民の身体、生命に大きな被害を及ぼす恐れがあるので、避難に係る的確な応急対策は第 1 次的実施責任者である村長が計画を作成するものとする。

その際、要配慮者についても十分に考慮する。

特に、要配慮者関連施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第 2 主な活動

- 1 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 村長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者を気づかいつつ、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 6 村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 7 村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第 3 活動の内容

1 避難準備情報、避難勧告、避難指示

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護または災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告・避難指示を行う者は、関係機関相互に密接な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難の勧告・指示の実施機関、根拠

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難準備情報	村長	災害対策基本法第 56 条	災害全般
避難勧告	村長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示	村長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
避難所の開設、収容	村長		

(イ) 知事は、災害の発生により村長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を、村長に代わって行う。

イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

(ア) 「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

(イ) 「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧めまたは促す行為をいう。

(ウ) 「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるものをいう。

ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

(ア) 村長の行う措置

a 避難勧告、避難指示

災害が発生し、または発生の恐れがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または避難場所を示し、早期に避難の指示、勧告を行うものとする。

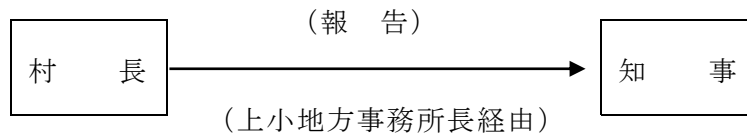
- (a) 長野気象台からの豪雨、台風等災害に関する気象警報が発せられ、避難を要すると判断される地域
- (b) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）
- (c) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (d) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (e) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水の恐れがある地域
- (f) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (g) 地滑りにより著しい危険が切迫している地域
- (h) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (i) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (j) 避難路の断たれる危険のある地域
- (k) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (l) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

- (a) 長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (b) 国または長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 報告（災害対策基本法第60条）



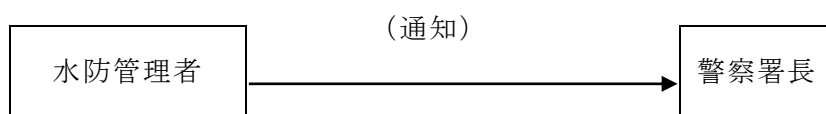
(報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照)
 ※避難の必要のなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めた時は、その地域の居住者に対し避難の立退きを指示する。

b 通知(水防法第29条)



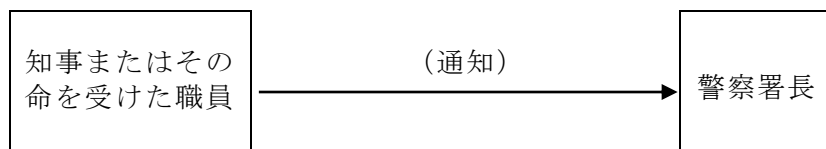
(ウ) 知事またはその命を受けた職員の実行措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地滑りのための指示(地滑り等防止法第25条)

地滑りにより危険が切迫していると認めた時は、その地域内の居住者に対し立退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険箇所を把握するため各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険箇所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難、誘導に努めること。

(b) 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 村長による避難の指示ができないと認めるとき、または村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

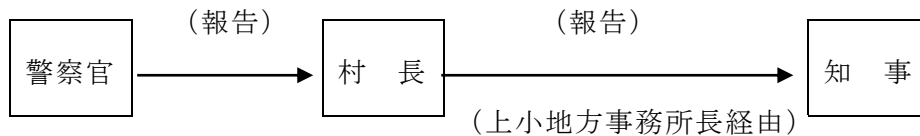
(d) 被害発生の危険が切迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講じる。

(e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

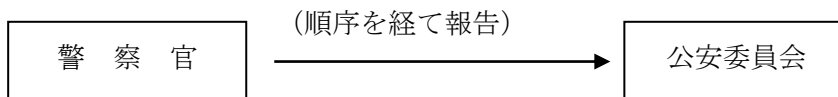
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c)による場合（災害対策基本法第61条）



- (b) 上記 a (d)による場合（警察官職務執行法第4条）

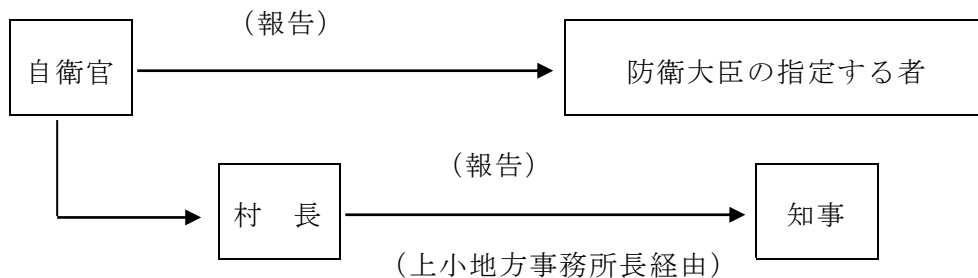


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難の勧告または指示の時期

上記ウ (ア) a(a)～(1)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

オ 避難勧告、避難指示、避難準備情報の内容

避難の勧告・指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 避難場所
- (カ) 避難の時期・時間

- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

- (ア) 避難勧告、避難指示、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を青木村防災行政無線、情報電話放送、広報車等あらゆる広報手段を通じまたは直接住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。特に要配慮者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。
- (イ) 村長以外の指示者は、住民と直接関係している村長と密接な連絡をとり、周知徹底を図る。
- (ウ) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき範囲が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
 県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (オ) 村及び県は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

キ 要配慮者の状況把握

村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、消防、警察、ボランティアグループ等関係機関の協力を得て、要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

(3) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準

ア 洪水に係る避難勧告等の発令基準

避難勧告等の発令の判断基準は下記の通りであるが、この運用にあたっては、次の事項に注意する。

- (ア) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と相互に情報交換すること。
- (イ) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- (ウ) 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- (エ) 気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令すること。

発令の区分	条 件
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫注意水位 0.9mに到達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ○はん濫注意情報が発表された場合 ○その他避難準備の必要が予想される各種情報の収受、又は気象警報が発せられた場合 ○要配慮者の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認める場合

避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○避難判断水位 1.3mに到達した場合 ○はん濫警戒情報が発表された場合 ○避難の必要が予想される各種警報等が発せられた場合 ○短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険がある場合 ○その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認める場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○はん濫危険水位 1.5mに到達した場合 ○はん濫危険情報が発表された場合 ○特別警報が発せられた場合 ○その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認める場合

※ 浦野川（浦野川水位観測所）における基準水位

イ 土砂災害避難勧告等の発令基準

避難勧告等の発令の判断基準は下記の通りであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等と相互に情報交換すること。
- (イ) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- (ウ) 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- (エ) 気象予想や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令すること。
- (オ) 土砂災害警戒情報とは、大雨注意情報、大雨警報に続いて、長野県と長野地方気象台が共同により、降雨量と土壌雨量指数から判断し、スネークライン図において、2時間以内雨量状況曲線が土砂災害発生危険基準線を越え、土砂災害の恐れがあるときに発表されるもの。

発令の区分	条 件
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 ○その他避難準備の必要が予想される各種情報の収受、又は気象警報が発せられた場合 ○要配慮者の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認める場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合 ○近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 ○避難の必要が予想される各種警報等が発せられた場合 ○その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認める場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣で土砂災害が発生した場合 ○近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 ○特別警報が発せられた場合 ○その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認める場合

ウ 避難勧告等の伝達の例

(ア) 避難準備（要配慮者避難）

避難準備（要配慮者避難）の伝達文（例）
こちらは、広報あおき（村災害対策本部）です。ただ今、（避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、避難準備情報を発令しました。お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、直ちに（避難所の施設名）へ避難してください。その他の方は、避難の準備を始めてください。

(イ) 避難勧告

避難勧告の伝達文（例）
こちらは、広報あおき（村災害対策本部）です。ただ今、（避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、避難勧告を発令しました。直ちに（避難所の施設名）へ避難してください。 なお、（〇〇付近は冠水により通行ができない・山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がある）ので十分注意して避難してください。 また、避難の際は、できるだけ近所の方にも声をかけてください。

(ウ) 避難指示

避難指示の伝達文（例）
こちらは、広報あおき（村災害対策本部）です。ただ今、（避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、避難指示を発令しました。 大変危険な状態です。避難中の方は、直ちに（避難所の施設名）へ避難を完了してください。避難に十分な時間がない場合は、近くの安全な建物に避難してください。なお、（〇〇付近は冠水により通行ができない・山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がある）ので十分注意してください。

(エ) 避難すべき事由（例）

避難すべき事由（例）
<ul style="list-style-type: none">・浦野川で危険水位に達した・〇〇地区の〇〇川堤防が決壊した・〇〇地区では土砂災害の危険性が非常に高まった・〇〇地区で土砂の移動現象が確認された・〇〇地区で重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が確認された

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生したまたは発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 村長、村職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 消防職員（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、または依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項―市町村長またはその職権を行う者がいない場合に限る。）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立ち入りを制限、禁止、またはその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示により災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告または指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難の勧告または指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、避難場所、経路及び方法を的確に指示する。
- b 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行う他、状況により誘導員を配置する。
- d 浸水地にあってはロープ等を使用し、安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立退くことが困難となった者については、村が車両及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、双方の態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。
- g 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、村は上小地方事務所を通じて県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。村は、被災の状況によっては、直接他の市町村、上田警察署等と連絡して実施する。
- h 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、被害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

村は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が送れるように必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 災害のため現に被害を受けまたは受ける恐れのある者で避難しなければならない者を、一次的に収容し保護するため避難所を開設する。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。

この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

(イ) 要配慮者を考慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(ウ) 避難所を開設したときは、村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力を得られるよう努める。

- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d 他の地方公共団体
- e ボランティア

(オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

(キ) 避難の長期化等、必要に応じプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

(ク) 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (ケ) 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティアグループ等の協力を得つつ計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器の供給等、高齢者、障害者等に配慮した設備、機器等の整備に努める。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ、等
 - (d) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - e 文字放送テレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣依頼等要配慮者に対する情報提供体制の確立に努める。
- (シ) 避難所の管理運営にあたり災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (ス) 小・中学校における対策（教育委員会）
 - a 小・中学校が避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じて村に協力するものとする。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。
 - c 幼児及び児童生徒が在学時に災害が発生し、避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、双方に対する情報、指令の伝達に万全を期すとともに、避難者と児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (セ) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討するものとする。

イ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については、村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境の下で避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、村、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 被害が甚大で村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び村は相互に連携し、公営住宅の斡旋等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、または流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、村公有地または私有地を提供する。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

『参考』

応急仮設住宅の設置戸数は、市町村長から要請のあったとき、原則として全焼、全壊、または流失戸数の3割以内で決定する。……災害救助法が適用された場合の県が実施する対策

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提

供するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 村及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、双方の機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 村及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 村及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

第13節 孤立地域対策活動

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、消防署における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が相当数存在する当村の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、以下の優先順位をもって当たるものとする。

- 1 被害実体の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対して連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通途絶地域からの救急救助要請に対しては県にヘリコプターの派遣を要請し、迅速な救急救助活動を行う。また、観光シーズンにおける観光客等の救出にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機等の配置を検討する他、職員等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターの派遣を県に要請する。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 実施計画（対策）

- ア 孤立予想地域にNTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに報告する。

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施するものとする。

(2) 実施計画（対策）

- ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県または他の市町村の応援を得て救

出を推進する。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、村防災行政無線の整備が遅れている当村は、孤立地帯での実態を把握し、必要な連絡をすることが不可能になると予測される。情報上の孤立状態をまず解消するため、村の消防アマチュア無線クラブ等と協力して早急に応急的な情報回線の確保に努める。また、衛星携帯電話の導入など他の通信手段について検討する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

地域防災無線を携帯した職員の派遣、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努めるものとする。

4 食料品等生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、県に対するヘリコプターの確保要請等も考慮に入れながら、迂回路や不通箇所での中継輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

迂回路等による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対して

ヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての生活確保について協力しあうものとする。

(イ) 住民自らも、隣接地域及び市町村等との連絡確保に努めるものとする。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保するものとする。

(2) 実施計画（対策）

孤立地域に通じる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪車、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第14節 食料品等の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後の、被災地における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。また、市町村間の応援協定、関係業界団体等への緊急要請による食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字奉仕団等ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 村は、自らの備蓄食料では、必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に要請する。
- 2 蓄食料、要請等によって調達した食料を速やかに供給する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、市町村間の応援協定、関係業界団体等への緊急要請による食料品等の調達供給活動を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

村の備蓄分だけでは必要量を満たせない場合は、近隣市町村及び県（上小地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

村は、本計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。

イ【県が実施する対策】

(ア) 上小地方事務所長は災害発生時に、村から備蓄食料の供給について要請があった場合、当該地方事務所の備蓄食料の供給を行い、また供給した食料の種類及び数量を危機管理部長宛報告する。被災者が多数になり、また、村からの食料の要請量が当該地方事務所の備蓄により供給できなくなった場合は、当該地方事務所長は危機管理部長に必要量について報告し、危機管理部長は他の地方事務所及び松本空港事務所に備蓄食料の供給を依頼する。（危機管理部）

(イ) 村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。（危機管理部）

(ウ) 長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。（企画部）

(エ) 村の要請に基づき、県内流通業者との協定に基づき食料の調達を図る。（商工労働部）

(オ) 「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」及び「災害救助法または国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき、長野地域センター及び県内米穀卸売業者等に応急用米穀の供給を要請する。（農政部）

(カ) 「災害時における乾パンの取扱要領」により長野地域センターを通じて供給を要請する。（農政部）

- (キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長長野県本部との協定に基づき食料の供給を要請する。(農政部)
- (ク) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社サークルKサンクスとの協定に基づき食料の供給を要請する。(農政部)
- (ケ) 上記(ウ)、(エ)、(キ)及び(ク)については、発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。(企画部、商工労働部、農政部)

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

村の備蓄食料及び調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

村は、被災者の状況をいち早く把握し、関係機関と連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 村は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず村の備蓄食料により供給を行うよう努める。

(イ) 村は、本計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県(上小地方事務所長)に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。

(ウ) 食料の供給活動に関しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

イ【関係機関が実施する対策】(日本赤十字社長野県支部)

日本赤十字社長野県支部は、村災害対策本部等と連携をとり、赤十字奉仕団等の労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力する。

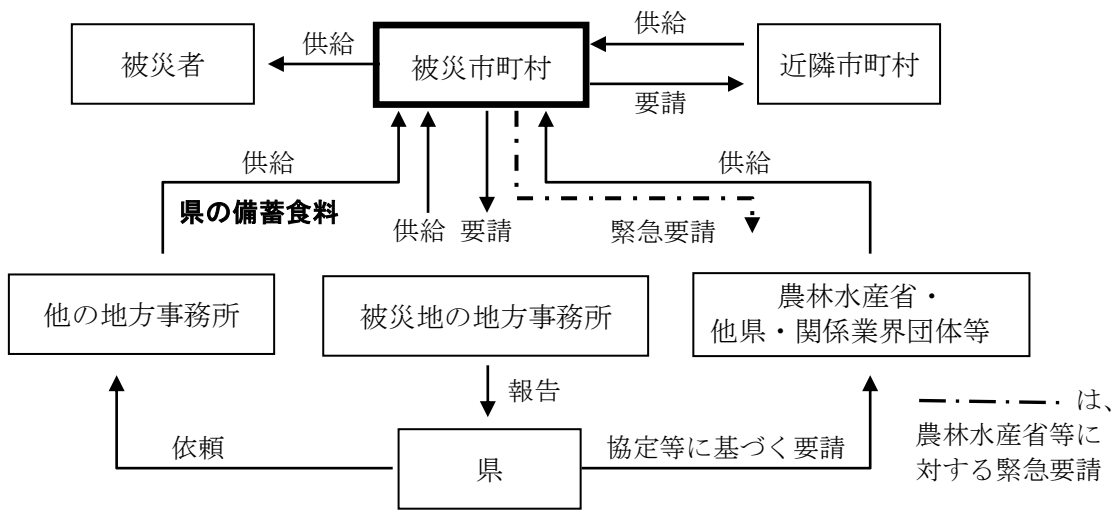
ウ【住民が実施する対策】

住民は、手持ちの食料を融通しあう等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

〈応急用米穀の供給基準〉

供給の対象	精米の必要量
1 被災者に対して炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米200グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に事ずる者に対して給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米300グラム

〈食料の調達供給に関する図表〉



第 1 5 節 飲料水の調達供給活動

第 1 基本方針

飲料水の調達は、村内の各配水池に確保された貯留水及び村内各所に湧出する地下水により行うこととし、水の確保が困難となった場合は、隣接市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、診療所等を中心に、村が給水タンク等により行い、被災の規模により村が行う給水活動が困難となる場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により近隣市町村等が給水応援を行う。

第 2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第 3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、村内の各配水池に確保された貯留水並びに湧水により確保する。

また、村内での水の確保が困難となった場合は、相互応援要綱により近隣市町村等からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画（対策）

- ア 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- イ 湧水に濾過器を設置し、飲料水の確保を行う。
- ウ 村が対応困難な場合は、支援要請を行う

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

村は、青木村地域防災計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、診療所等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画（対策）

- ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- ウ 給水用具の確保を行う。
- エ 災害のために水道等の給水施設が破壊され、飲料水がえられない被災者に対し、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上を供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- カ 被災の状況により、村のみでは対応できないときは、近隣他市町村、県または自衛隊の応援を要請する。
- キ 復旧作業にあたり、指定店等との調整を行う。
- ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

〈青木村水道配水池及び貯水量〉

簡易水道名	配水地名	容量 (m ³)	
青木村簡易水道	弘法第 1 配水池	5 5 . 0	
	弘法第 2 配水池	4 6 . 9	
	原池配水池	1 6 2 . 0	
	立谷配水池	3 7 . 8	
	川久保配水池	5 4 . 0	
	中村 (浄水場横) 配水池	4 9 . 6	
	青木配水池	1 5 5 . 0	
	西洞第 2 配水池	5 0 . 0	
	中洞配水池	3 4 . 0	
	新夫神配水池	4 7 0 . 0	
	木戸配水池	5 0 . 0	
	夫神第 2 配水池	5 6 . 0	
	殿戸配水池	4 8 . 6	
	当郷第 1 配水池	8 4 . 0	
	当郷第 2 配水池	7 0 . 0	
	当郷第 3 配水池	1 2 0 . 0	
	下奈良本配水池	7 5 . 0	
	湯原配水池	7 5 . 0	
	足之田配水池	5 2 . 0	
	深山配水池	4 1 . 6	
	市之沢浄水場	7 5 . 0	
	湯原第 2 配水池	1 2 9 . 0	
	新西洞配水池	1 3 2 . 0	
	新釜房配水池	5 2 . 5	
	湯端配水池	3 3 0 . 0	
	新原池配水池	1 6 2 . 0	
	青木の森低区配水池	1 8 1 . 5	
	青木の森高区配水池	1 7 2 . 4	
		合計	3 , 0 2 0 . 0

第16節 生活必需品の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、村が備蓄分を供給する。被害状況等に応じて、村は、県に生活必需品の調達・供給を要請する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 村は、被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、村では調達できないものについて、県に協力を要請する。
- 2 県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

村は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努めるものとする。

(2) 実施計画（対策）

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達、確保に努め、不足分については県へ要請する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

村は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

村は、生活必需品の避難設備等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、高齢者、障害者等要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分に配慮する。

イ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

日本赤十字社長野県支部は、村災害対策本部並びに村日赤奉仕団等と連携をとり、ボランティア団体等の労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

第17節 保健衛生・感染症予防活動

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握、健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置、蔓延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮するなどの活動を行う。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講じる。
- 2 平常時から県に準じて感染症予防対策用資機材の整備に努め、訓練（含む点検）の実施も検討し、感染症予防対策のための組織の明確化にも努め、災害発生時には県との連携の下、衛生指導、健康調査等の感染症予防活動を行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒など蔓延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難場所等に保健師を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

この他、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携のうえ、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告する。

(イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。

(ウ) 被災者の食料確保のため、炊出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。

(イ) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を事前に防止するため、村は県との連携の下に衛生指導などの感染症予防活動に努める。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、蔓延防止を図る。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防活動に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織の明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応するものとする。
 - (イ) 災害の発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練(含む点検)を検討し、機材の確保に努める。
 - (ウ) 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設けるよう検討し、速やかな感染症予防活動が実施できるよう県が実施する対策と一体的活動に努める。
 - (エ) 感染症の発生を未然に防止するため、上田保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策に努める。
また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
 - (オ) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
 - (カ) 感染症患者または無症状病原体保有者が発生した場合は、蔓延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。
 - (キ) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、上田保健福祉事務所長を経由して知事に報告する。
 - (ク) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、上田保健福祉事務所長を経由して知事に報告する。
 - (ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。
なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、上田保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。
- イ【住民が実施する対策】
- 村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。
 - また、避難所においては、村の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

第18節 遺体の搜索及び処置等の活動

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者の搜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処理を施す。

第3 活動の内容

遺体の搜索及び処置

1 基本方針

- (1) 遺体の搜索は、村が県警察本部、消防機関の協力のもとに行う。
- (2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元の確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- (3) 多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置場所等をあらかじめ把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

2 実施計画（対策）

- ア 遺体の搜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。
- イ 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所については予め選定しておくことが望ましい。また、収容に必要な機材及び遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等を確保する。
- ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- エ 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- オ 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。
- カ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行い、必要に応じて特例火葬許可証発行の手続きをとる。
- キ 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処理等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

第 1 9 節 廃棄物の処理活動

第 1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行ううえで重要となる。

村によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

第 2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を越える場合は、広域応援による処理を図る。

第 3 活動の内容

1 ごみ、し尿の処理対策

(1) 基本方針

村は、被災地における衛生的環境を保全するため廃棄物の処理活動を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。
- (イ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置・確保する等の対策を講じるものとする。
- (ウ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。
- (エ) 災害により粗大ごみ、不燃ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等には十分な注意を払う。
- (オ) 収集にあたっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努める。
- (カ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。
- (キ) 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に県環境課へ報告する。
- (ク) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。

イ【住民が実施する対策】

住民は、災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入する。

搬入にあたっては、分別区分等村が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、村のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画（対策）

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めらる。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

(1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

(2) 実施計画（対策）

- ア あらゆる手段により適切な情報を迅速に被災住民に周知する。
- イ 災害応急復旧措置を迅速かつ的確に実施する。
- ウ 住民による防犯パトロール及び高齢者世帯訪問活動を実施する。

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場機能の低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれにとまなう品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こる恐れがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 買占め売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査監視に努める。
- (イ) 情報の不足、混乱により損なう消費者の利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (ウ) 買占め売惜しみ便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等の設置に努める。
- (エ) 管内または広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

イ 【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第 2 1 節 危険物施設等応急活動

第 1 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れのあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施し、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。

第 2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩（ろうえい）の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 4 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第 3 活動の内容

1 共通事項

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の完全を確保する。

(2) 実施計画

【県及び村が実施する主な対策】

ア 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し、または発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

イ 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、または地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。

ウ 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

エ 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保するものとする。

オ 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

カ 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、隣接県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

2 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画（対策）

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生したまたは発生の恐れがある場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

(ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等の恐れがある場合には、操業の停止または制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講じる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土嚢積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに川西消防署、上田警察署等関係機関に通報する。

c 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。

d 従業員及び周辺地域住民に対する措置

川西消防署、上田警察署等関係機関と連携し、広報の実施等従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 液化石油ガス施設応急対策

(1) 基本方針

風水害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、本村と長野LP協会上小支部と一般社団法人長野県LPガス協会との間に3者協定が締結されており、それに従い対応を要請することになるが、大規模災害発生時においては他からの応援体制、冬期（特に積雪時）の特別体制等、より効果的な体制で活

動する必要がある。

(2) 実施計画（対策）

県が実施する（一般社団法人）長野県L Pガス協会に対する下記要請等に協力する。

ア 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、（一般社団法人）長野県L Pガス協会に要請する。

イ 容器の流出等の恐れがある容器置場や供給設備について、容器の搬出または流出防止措置を行うよう、（一般社団法人）長野県L Pガス協会に要請する。

ウ 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、（一般社団法人）長野県L Pガス協会に要請する。

エ 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、（一般社団法人）長野県L Pガス協会に要請する。

オ 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、（一般社団法人）長野県L Pガス協会に要請する。

カ 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、（一般社団法人）長野県L Pガス協会に要請する。

キ 救援活動により持込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄または放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、（一般社団法人）長野県L Pガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

ク 広域的な応援が必要な事態においては、埼玉県所在の㈱サイサンとの協定をもとに、応援を依頼する。

4 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出、しみ出または地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、または、その恐れのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署または消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。また、村、県は、事故発生時に緊急に必要なとされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

(2) 実施計画（対策）

ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

5 放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生または発生の恐れのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2) 実施計画（対策）

放射性物質使用施設において火災が発生し、または延焼する恐れのある場合、消防機関は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火または延焼防止活動を行うものとする。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備えるものとする。

第 2 2 節 電気施設応急活動

第 1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、「早期復旧による迅速な供給再開」、「感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害の防止」を重点に応急対策を推進する。

第 2 主な活動

- 1 電気工事事業者、中部電力株式会社と連携し、復旧体制を確立する。
- 2 中部電力株式会社の行う応急復旧活動に協力する。
- 3 関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

第 3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。

本村は、一般財団法人中部電気保安協会長野支店との災害協定を締結しているため、事態により、適宜応援を要請する。

2 迅速な応急復旧活動

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

村は、中部電力株式会社の行う応急復旧活動に協力する。

3 二次災害防止

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

このため、村は電力会社からの要請に基づき、防災無線等により住民に対する広報活動を行う。

第 2 3 節 上水道施設応急活動

第 1 基本方針

大規模災害により長期間断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、村は、水道施設の復旧を優先して実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事にかかる許可手続きの迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講じる

第 2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を図る。

第 3 活動の内容

1 水道施設応急復旧対策

(1) 基本方針

復旧作業については、村の指定工事店が復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、近隣市町村からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 操作、被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。

(イ) 復旧体制の確立を行う。

(ウ) 被災の状況により近隣市町村等へ支援要請を行う。

(エ) 住民への広報活動を行う。

(オ) 指定工事店等との調整を行う。

イ【関係機関が実施する対策】

指定工事店等施工業者は、村が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

第24節 下水道施設応急活動

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害等の災害時においてもライフラインとしての機能の応急的確保に努める必要がある。

このため、風水害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

村は、管理する下水道施設等について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。

このため下水道施設台帳・浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

(2) 実施計画（対策）

下水道施設台帳（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

2 応急対策の実施体制

- (1) 村は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大であった場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、近隣市町村等に応援を求める等の措置を講じる必要もある。

(2) 実施計画

ア 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 被害が甚大である場合には、近隣市町村に応援を求める等の措置を講じる。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害等の災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。村は、備蓄してある応急資材等の活用を図る他、必要に応じて建設業者等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。村は、備蓄してある応急資材等の活用を図る他、必要に応じて建設業

協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫（しょんせつ）、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限に留めるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場等

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場等での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

イ【関係機関が実施する計画】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、村の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合は、これに協力するものとする。

第 2 5 節 通信・放送施設応急活動

第 1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

これらの確保を図るため必要な対策計画を定める。

第 2 主な取組み

村は、防災行政無線施設及び情報電話放送施設の復旧活動、疎通維持を行う。

第 3 計画の内容

1 村防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

(2) 実施計画

ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。

イ 通信施設が被災した場合には、村職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。

ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。

エ 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。

オ 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

2 村情報電話放送施設の応急活動

(1) 基本方針

村の大半の世帯が加入している情報電話放送は住民と行政・防災機関を結ぶ重要な情報収集伝達手段である。

このため施設または架線等に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努める。

(2) 実施計画

情報電話放送施設が被災した場合には、職員と保守業者等により復旧活動を行い、通信及び放送の確保にあたる。

3 電信電話施設の応急活動

(1) 基本方針

【通信サービス確保の基本方針】

ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ 避難場所等に特設公衆電話を設置する。

(2) 実施計画

【東日本電信電話㈱、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I ㈱が実施する計画】

ア 重要通信のそ通確保

(ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。

- (イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。
- イ 特設公衆電話の設置
 - 災害救助法が適用された場合等には、避難場所に特設公衆電話の設置に努める。
- ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供
 - 災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171を速やかに提供する。
- エ 情報提供等
 - 通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

4 放送施設の応急活動

- (1) 基本方針
 - 災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。
- (2) 実施計画
 - ア【日本放送協会が実施する計画】
 - (ア) 放送設備
 - 空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所への被害については、必要に応じて応急措置を講ずる。
 - (イ) 会館設備
 - a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。
 - (a) 非常用放送施設の開設運用
 - (b) 非常持ち出し機材・書類の搬出および保管
 - (c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む）
 - (d) 連絡系統の確保、非常通信の利用
 - (e) 施設の応急対策
 - (f) その他、電波確保に必要な事項
 - b 局間連絡系統開設順位
 - 各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用、または併用する。
 - (a) 加入電話
 - (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
 - (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
 - (d) 放送回線
 - (e) 非常通信協議会加盟通信網
 - (f) 長野県防災行政無線電話通信網
 - (g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網
 - (h) 放送電波
 - (i) アマチュア無線局
 - (ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講じる。
 - a 常設、臨時掲示板による情報提供
 - b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
 - c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設
 - イ【信越放送(株)が実施する計画】
 - (ア) 復旧の優先順位
 - a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保

- b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制(11CH)確保
- c サテライト局の復旧
- d 連絡通信網の確保
- (イ) ラジオ対策
 - a ラジオマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出する。
 - b 送信所が完全マヒの場合(回復不可能)
 - (a) 応急代替設備をセットして放送を行う。
 - (b) 伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機の1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設する。
 - c 放送中継網の確保
本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上移動局にて対応する。
- (ウ) テレビ対策
 - a 親局(美ヶ原送信所)対策
11CH確保を前提に応急対策を講ずる。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。
 - b 本社(中継車を含む)が全滅の場合
NTT～美ヶ原間にFPUをセットしネット受けに対応する。
 - c テレビマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出する。
 - d 放送中継網の確保
 - (a) NTT～本社間の回線障害の対策
 - ・キー局の放送波受信により対応する。
 - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応する。
 - ・中継映像素材などの各局への送り出しはSNGにより対応する。
 - (b) STL回線障害の対策
 - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応する。

ウ【榊長野放送が実施する計画】

- (ア) 本社演奏所設備が被災した場合
 - a 商用電力が断たれた場合、非常用発電機(500KVA)で電力供給を図る。非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機(20KVA)から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給する。
 - b 本社～送信所間のSTL回線が故障した場合は、中継用のFPUを応急に使用する。
 - c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保する。
 - d NTT～演奏所間の同軸ケーブル(光ファイバー)が断となった場合は、最寄りのNTT無線中継所からFPUにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保する。
- (イ) 送信所が被災した場合
 - a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機(150KVA現用予備2台)で電力供給を図る。
 - b 現用(10KW)の送信系が故障の場合は、予備(1KW)の送信系に切り替え放送を確保する。
 - c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保する。

エ【榊テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 演奏所(放送センター・長野)が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図る。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原

送信所をSNGまたはFPUで結び放送を確保する。

- (イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討する。また、演奏所と善光寺平サテライト間にFPUを設置して長野地域の放送を確保する。(他の地域の放送は不可能)
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先する。

オ【長野朝日放送(株)が実施する計画】

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局より要請による広報活動に協力する。

- (ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施する。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努める。
- (イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努める。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接FPUで結び可能な限りの放送を確保する。
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行う。
- (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保する。
- (オ) その他必要な措置は、非常災害対策要領による。

カ【長野エフエム放送(株)が実施する計画】

放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図る。

- (ア) 演奏所設備の被災、およびSTL設備が被災し放送不能の場合
美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備および仮設STLにより復旧する。また、被災の状況によっては送信所において、JFN加盟社のFM電波を受信し直接中継する。
- (イ) 送信所設備が被災の場合
放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図る。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行う。
- (ウ) FM中継局が被災した場合
可搬型非常用FMサテライト装置により速やかに復旧する。
- (エ) 災害地域の情報救済
部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時FM放送局の開設を検討する。

第26節 災害広報活動

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安を解消するとともに、住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速に対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍住民等、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

村、県、放送局及び関係機関が相互に緊密な連絡をとり、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 広報活動

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、パソコンネットワーク、村ホームページ、情報電話放送、掲示板、広報誌等を活用し、災害の規模に応じ次の情報の提供に努める。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の予防に関する情報
- c 避難場所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制等の状況に関する情報
- g 双方の機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i その他必要と認められる情報

イ【放送局が実施する対策】(NHK長野放送局・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)

(ア) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施するものとする。

なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次の通りである。

- a 村及び県(担当課＝総務課)

- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社長野県支部
- (イ) 臨時ニュース等の送出
放送事業者は、災害などの緊急事態に際して進んで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。
- ウ【報道機関が実施する対策】
報道機関は、災害報道にあたっては、可能な限り、高齢者、障害者、外国籍住民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。
- エ【関係機関が実施する対策】
(ア) 広報活動
村、県と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、双方の業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ等を利用して広報活動を行うものとする。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

- (1) 基本方針
村、県及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確迅速な対応を行う。
また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。
- (2) 実施計画（対策）
必要に応じ、専用電話、FAX、インターネット用パソコン、相談職員の配置などによる、災害の状況等に即した相談窓口の設置を検討する。

第 2 7 節 土砂災害等応急対策

第 1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第 2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地滑り、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し、応急工事を実施する。

第 3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。

イ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地滑り等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。

(イ) 地滑り被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

イ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、勧告、指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

被災状況、不安定土砂の状況を把握し、住民等に対し警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

必要に応じて避難勧告等の措置を講じる。

イ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、勧告・指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

4 かけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。

(イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

イ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

第 28 節 建築物災害応急活動

第 1 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第 2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下等の危険性があるものについては応急措置を講じる。
- 2 村指定文化財は住民の貴重な文化的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第 3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画（対策）

ア【村が実施する対策】

(ア) 庁舎、社会福祉施設、診療所、村営住宅、小・中学校等については、利用者等の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県もしくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

(ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

イ【建築物所有者等が実施する対策】

(ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下の恐れのあるものについて必要な措置を講じる。

2 文化財

(1) 基本方針

村指定文化財は、住民の貴重な文化的財産であるため、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するとともに、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

イ【所有者または管理者が実施する対策】

(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。

- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況、及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

第 2 9 節 道路及び橋梁応急活動

第 1 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第 2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路情報を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第 3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、村建設業者等の関係団体に協力を要請し、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

(2) 実施計画（対策）

ア 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに住民等からの情報収集を行う。なお、被害の概況がまとまり次第、速やかに県に報告する。

イ パトロール結果及び住民等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と連絡をとり、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。

ウ 災害発生箇所、内容、交通規制状況、迂回路等の情報について、立て看板等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

エ パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路及び橋梁等の応急復旧計画を策定し、村建設業者等の関係団体に協力を要請し、緊急交通路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行ない交通の確保に努める。

オ 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画（対策）

村は、村のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第30節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

風水害による被害を軽減するため、村の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資機材の調達体制
- 3 水門の適切な操作
- 4 市町村における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な風水害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

村は、水防上必要な資機材の調達並びに技術的な援助等県の支援を受けて、河川施設の応急復旧及び改良復旧を実施し、治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(イ) 河川管理施設、特に工事中的の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

イ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

(ア) 村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡または交換を図るものとする。

(イ) 河川管理施設、特に工事中的の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

(エ) 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

ウ【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

2 ダム施設応急対策

(1) 基本方針

異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い、安全を確保する。

(2) 実施計画

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向

を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

第3 1節 被害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、風水害による、漏洩等により周辺住民に対して被害を与える恐れがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生の恐れがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提

供を行う。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【村が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、施設等の一時停止を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生しまたは発生する恐れのある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

イ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等の恐れがある場合には、操業の停止または制限をするとともに危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土嚢積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防署、警察署等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する対策】

(ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一部使用停止を命ずる。

(イ) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(商工労働部)

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区

域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者

等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(警察本部)

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 保管または貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。
- (イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知するものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する対策】(商工労働部)

下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

- (ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施する。
 - a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。
 - b 施設の保安責任者は、災害が発生しまたは発生する恐れがある場合は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。
 - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等の恐れのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。
 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、または放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。
 - e 貯蔵所または充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとるものとする。
 - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。
 - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。
 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所(資料68参照)に応援要請するものとする。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。
 - a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所(資料68参照)に応援要請する。

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する対策】(商工労働部)

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施

するよう、(一社)長野県エルピーガス協会に要請する。

イ【(一社)長野県エルピーガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

[毒物劇物関係]

ア【村が実施する対策】

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

(イ) 飲料水汚染の恐れがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署または消防機関へ連絡するものとする。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

(2) 実施計画(対策)

ア【村が実施する対策】

(ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(イ) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡回し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従代前の河川の機能を回復させる。

イ【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

ウ【ダム管理者が実施する対策】

(ア) 異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施するものとする。

(イ) 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

(ウ) この場合、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び住民へ連絡及び警報

等を行うものとする。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画（対策）

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講じるものとする。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、山腹・斜面の土砂崩壊、地滑り及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画（対策）

緊急点検結果に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

第3 2節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

洪水にともなうため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況を的確に把握し、被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

1 基本方針

ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事等を実施する。

2 実施計画（対策）

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。
- (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第 3 3 節 農林水産物災害応急活動

第 1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾患の発生・蔓延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について速やかな復旧に努める。

第 2 主な活動

被害状況について迅速かつ的確な調査を実施し、関係機関が連携して、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第 3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、村、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病虫害、家畜疾患の発生・蔓延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧に努める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期かつ的確な把握に努め、その結果を速やかに上小地方事務所に報告する。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

(ウ) 家畜等の伝染性疾患の発生・蔓延を防止するため畜舎消毒等の徹底を期する。

(エ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 村と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努めるものとする。

(イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

(ア) 村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施するものとする。

(イ) 作目別の主な応急対策

a 水稲

(a) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

(b) 土砂流入田は、茎葉が 3 分の 2 以上埋没した場合、土砂を取り除く。

(c) 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

b 果樹

(a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。

(b) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

(c) 果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。

(d) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。

c 野菜及び花き

- (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
- (b) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- (d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。
- d 畜産
 - (a) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ
 - (b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待つて適期刈取りに努める。
- e 水産
 - 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに二次災害の恐れのある場合は、下流地域の市町村と連携を図り、その防止に努めるものとする。
(上田営林署)

(イ) 村と連絡をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第34節 文教活動

第1 基本方針

小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）は多くの児童生徒を収容する施設であり災害発生時には児童生徒の安全及び教育を確保する必要がある。

このため村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒に対する教科書の供与及び就学の援助等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒に対する安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒に対する教科書の供与、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

学校長は、風水害が発生し、または発生する恐れのある場合は、児童生徒の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ア 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生または発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、村教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。

イ 児童生徒等が在校中の場合の措置

(ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校または保護者への引渡しを行う。

(イ) 村長から避難の勧告または指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

(ウ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、村及び関係機関に連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

(ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

(イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

(ウ) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校または避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画（対策）

ア 村教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について学校を指導及び支援する。

(ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備に係る被害の程度が大きく、残存施設・設備で事業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や、近隣の市町村立学校の施設、他の公共施設の利用を図るなどの総合調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、(財団法人)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

イ 学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教委、村、及び関係機関へ報告または連絡する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、村教委と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、村教委と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講じる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 難所等に避難している児童生徒については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- d 授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡の下に登下校の安全確保に努めるとともに、健康、安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒の健康管理

- a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講じる。
- b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみでは授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の市町村立学校の施設、他の公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

(カ) 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、村教委と連絡をとり、必要な措置を講じる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力するものとする。

3 教科書の供与及び就学援助等

(1) 基本方針

村は、被災した児童生徒の学習を支援するために教科書の供与や就学の援助等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

村は、学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

村における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

イ 村教委は、被災した児童生徒のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めてその実施に努める。

第35節 飼養動物の保護対策

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷または放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。

2 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講じる。

(イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。

イ【飼養動物の飼い主が実施する対策】

(ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第36節 ボランティアの受入体制

第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに的確迅速に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入はもとより災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努める。
- 2 災害対策本部にボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じ資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

第3 活動の内容

1 被災地のニーズの把握と受入体制の確保

- (1) 災害時のボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。村及び村社会福祉協議会は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図るものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 被災地域におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

(イ) 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

(ウ) ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告する。

イ【村社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部・ボランティア関係団体が実施する対策】

災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともにボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

2 ボランティアの活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地域におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援態勢を確立する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、ボランティアが自由に利用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じて物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

イ【社会福祉協議会が実施する対策】

(ア) 県社会福祉協議会は、県災害対策本部内に福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、行政関係機関との連絡調整を行う。また、ボランティアの登録、受入、コーディネーターの派

遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調達等支援を行う。

(イ) 村社会福祉協議会は村の災害対策本部内に福祉救援現地本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録、受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

(ウ) 近隣の市町村で災害が発生した場合で通信交通アクセスが良い場合、被災市町村広域圏内の社会福祉協議会は、現地本部の活動を支援する前線拠点として救援本部を設置し、ボランティアの登録、コーディネーターの派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

ウ【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

県及び村災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネーターの派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第37節 義援物資・義援金品の受入体制

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、村は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

- 1 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。
- 2 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を、報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。
- 3 村、県及び日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関は、大規模な災害が発生した場合義援金募集（配分）委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を引き継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。また、義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 4 寄託された義援金は、需給状況を勘案し、効果的に配分する。

第3 活動の内容

1 義援金品の募集、受入れ（住民福祉課）

(1) 基本方針

義援金品の募集にあたり、特に義援物資については被災地において受入れを希望する物資の種類を十分に把握し、募集する義援物資の種類、送り先、募集期間等の周知徹底を図る。

(2) 実施計画

ア【県及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金品の募集を行うものとする。
- (イ) 村、県は機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- (ウ) 村、県及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

イ【住民、企業等が実施する対策】

- (ア) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入れを希望する義援物資とするよう配慮する
- (イ) 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

2 義援金品の引継及び配分（住民福祉課）

(1) 基本方針

寄託された義援金は、委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において十分協議のう

え、迅速かつ公正に配分する。

義援物資については、需給状況を勘案し、効果的に配分する。

なお、義援金品は被災者に配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 実施計画

村、県及び日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、寄託された義援金は委員会に、義援物資は村に速やかに引き継ぐ。

委員会は、被災状況等配慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、村を通じ、迅速かつ適正に配分する。

なお、義援金品は被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

3 義援金品の管理（住民福祉課）

(1) 基本方針

寄託された義援金品は、被災者に配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理するものとする。

(2) 実施計画

村、県、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあつては、村に引き継ぐまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

配分委員会は、寄託された義援金を村を通じ被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

別記

青木村災害義援金募集（配分）委員会会則

（目的）

第1条 本委員会は災害により被害を受けた被災者を救援するため、青木村における災害義援金の募集及び配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

（名称）

第2条 本委員会は長野県災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という）と称する。

（所掌事務）

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

(1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。

(2) その他必要な事項

（組織等）

第4条 委員会は、第1条の目的に賛同し、協力する次の機関または団体（以下「構成団体」という。）をもって組織するが、被害の状況により他の関係機関、団体等を構成団体に加えることができる。

- (1) 青木村
- (2) 青木村社会福祉協議会
- (3) 長野県町村会
- (4) 日本赤十字社長野県支部
- (5) 長野県共同募金会
- (6) 長野県社会福祉協議会

（委員）

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

2 委員は会議に出席し事案を協議する。

（委員長等の職務）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（監事）

第7条 委員会に監事2名を置く。

2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

第8条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

（事務局）

第9条 委員会の事務を処理するため、長野県危機管理部危機管理防災課及び長野県会計局会計課に事務局を置く。双方の事務分掌は長野県災害対策本部規程第2条の3による。

（要綱）

第10条 義援金募集（配分）要綱は別紙要綱骨子によるものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

（意見の聴取）

第11条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて防災関係機関等から意見を求めることができる。

（附則）

この会則は、平成〇年〇月〇日から実施する。

別紙

災害義援金募集（配分）要綱骨子

青木村災害義援金募集（配分）委員会会則第 10 条に定める要綱骨子は次の通りとする。

1 義援金募集（配分）要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集（配分）要綱」とする。

2 実施主体

青木村災害義援金募集（配分）委員会とする。

3 構成団体

委員会構成団体名を明記する。

4 趣旨

その都度委員会において定める。

5 義援金の種別

募集する義援金は原則として現金とする。

特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金または有価証券等は特別の場合を除き募集しない。

6 募集期間

その都度、委員会において定める。

7 損金等の取扱い

構成団体が募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。

8 義援金の受付窓口

原則として、各構成団体（同地方組織を含む）は、事務所に義援金窓口を設定する他、義援金受付口座を開設し、当該口座への振込みまたは該当募金等により受付を行う。

9 受領書の発行

(1) 構成団体が義援金窓口で現金等により義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において必要に応じて受領書を発行する。

(2) 則として、街頭募金の場合、受領書は発行しない。

10 義援金の送金

各構成団体において受け付けた義援金は、委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。

11 配分方法

委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は募集期間終了後速やかに委員会を開催し協議

のうえ適正に被災市町村長または都道府県知事等に配分する。

12 広報・周知

(1) 義援金募集の広報・周知は構成団体が連携して、新聞、ラジオ、テレビ等の広報媒体を通じて広報する他、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。

(2) 援金の募集成績はおおむね 1 か月に 1 回程度集計し、また配分結果についてはその都度委員会名をもって公表する。

13 義援品の取扱い。

義援品は原則として取り扱わない

14 経費

(1) 構成団体が義援金を募集するにあたって必要とする諸経費については、原則として当該団体が負担する。

(2) 災地への義援金送金等については委員会において定める。ただし、これらの費用を義援金から支出することは原則として行わない。

15 その他

本要綱骨子に定めるものの他、必要な事項は委員会において定める。

第38節 災害救助法の適用

第1 基本方針

風水害等による被害が一定の基準以上となり、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法が適用され、被災者の保護及び社会秩序の保全が図られる。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 村、県は双方の役割分担により、迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 被害状況の把握

(1) 基本方針

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し災害の実態に応じた救助を行うため、被害情報を、迅速かつ正確に収集把握し、上小地方事務所長（総務課）に報告し、必要に応じ災害救助法を適用する。

(2) 活動の内容

ア 村長は、次の災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに上小地方事務所長（総務課）に報告する。

(ア) 災害救助法による救助が必要と思われる災害

(イ) 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

(ウ) 住家に及ぼす被害が、5世帯以上滅失した災害

(エ) (ア)～(ウ)以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害

イ 村長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。

ウ 村長は、被害の認定を別表1の基準により行う。

2 適用の手続き

(1) 基本方針

災害救助法の適用が必要と認められる場合は、直ちに必要な手続きを行う。

(2) 実施計画（対策）

災害に際し、村における災害が次に掲げる基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、村長は、直ちにその旨を知事に報告する。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関しては知事の指揮を受けて実施する。

【災害救助法適用の基準】

(ア) 法適用は市町村を単位とする。

(イ) 原則として同一の原因による災害によるものであること。

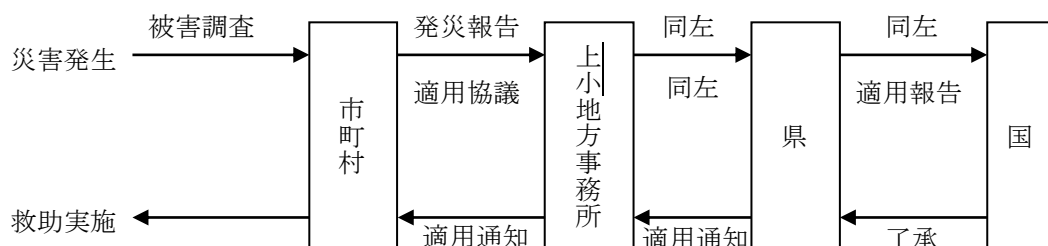
(ウ) 被害が次のいずれかに該当するものであること。

- a 村における住家の被害が次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下に同じ。）に達したとき。

市 町 村 の 人 口	住 宅 滅 失 世 帯 数
5,000人未満	30世帯以上
5,000人以上～15,000 "	40 "
15,000 " 30,000 "	50 "
30,000 " 50,000 "	60 "
50,000 " 100,000 "	80 "
100,000 " 300,000 "	100 "
300,000 "	150 "
青木村4,609人(平成22年国勢調査人口)	30世帯以上

- b 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯が2,000世帯以上であって、市町村の滅失世帯数が前表の滅失世帯数の1/2に達したとき。
- c 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市町村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。
- d 市町村被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - (a) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (b) 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受ける恐れが生じたとき。
 - (c) 時間的に同時にまたは相接近して2以上の災害が発生し、双方の滅失世帯数がaに規定する滅失世帯数に達しないが、合算すればこれに達するとき。
 - (d) 当該災害前に前各条に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。
 - (e) その被害状況がaからdまでに準ずる場合で救助の必要があるとき。

【法の適用事務】



3 救助の実施

(1) 基本方針

村、県は関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 救助の役割分担

村長は、県から委任されている職権に基づき次に掲げる救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告する。

- a 収容施設のうち避難所の供与
- b 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- c 災害にかかった者の救出
- d 学用品の給与
- e 埋葬
- f 遺体の捜索及び処理
- g 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(イ) 救助の実施基準

救助の実施は別表 2-1 「災害救助法で実施可能な応急救助基準」、2-2 「被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与のために支出できる費用」により行う。

イ 知事の従事命令

知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者が、一般の協力によってもなお不足し、特に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木事業者等に対し、従事命令等を発令して、救助活動を実施する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

(ア) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

(イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

別表 1

被害等の認定基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

別表 2-1 災害救助法で実施可能な応急救助基準

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	備考
避難所設置	現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者	避難所の設置・維持・管理運営経費（賃金、消耗器材費、建物の使用謝金、備品等の使用謝金・購入費、燃料費）	【基本額】 1人1日当たり 300円以内 【加算額】 ○冬期(10月～3月)加算 ○高齢者等を収容する福祉避難所を設置した場合は当該地域の通常実費を加算	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含む 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊(焼)・流失し、居住する住家がない者で自らの資金では住宅を得ることができない者	整地費、建築経費(建築費・附帯工事費・老人居宅介護事業等)を利用しやすい構造及び設備を有する施設の整備費・賃金・輸送費・事務費)、リース料、集会所建築費	【基準面積】 1戸当たり 29.7㎡(9坪) 【基準額】 2,401,000円以内 【集会所設置費】 基準額以外で別途定める(住宅50戸以上設置の場合)	災害発生の日から20日以内に着工→ 供与期間は工事完了日から2年以内	1 全壊等直接被害がない場合でも対象となる場合あり 2 基準面積及び基準額は県内総数を上回らなければ調整可 3 実情により輸送費別途計上
炊き出しその他による食品の給与	○避難所に収容された者 ○全半壊(焼)・流失・床上浸水で炊事のできない者	主食費、副食費、燃料費、雑費(機器使用謝金または借上料、消耗品等購入費)	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	1 被災者支給分のみが対象 2 輸送費、賃金は別途計上
飲料水の供給	現に飲料水(炊事用水を含む)を得ることができない者	ろ水器等他給水に必要な機械器具の借上・修繕・燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、賃金は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給(貸)与	全半壊(焼)、流失・床上浸水、船舶の遭難等により被服等生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	被服・寝具、身のまわり品、炊事用具、日用品、光熱材料	別表の範囲内災害発生日により限度額を区分 夏期(4～9月) 冬期(10～3月)	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は当該地域の時価による 2 現物給付に限る
医療	応急的に医療を必要とするが、災害により医療の途を失った者	診察、薬剤または治療材料、処置・手術その他の治療・施術、病院または診療所への収容、看護	1 救護班 使用した薬剤治療材料・医療器具修繕費等の実費 2 病院・診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 当該地域における協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 原則、救護班が現地により処置 2 救護班では治療困難な重傷患者等がある場合または救護班の到着を待つことのできない急迫している場合は医療機関で処置 3 患者等の移送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者で災害のため助産の途を失った者(死産、流産を含む)	分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料	1 救護班 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	1 救護班のほか助産婦・産院・一般医療機関による実施も可 2 妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	○現に生命、身体が危険な状態にある者 ○生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1 明らかに生存している者を除き、原則4日以降は死体の捜索として扱う 2 輸送費、賃金は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者で、自らの資力により応急処理をすることができない者	居室・炊事場・便所等日常生活に不可欠な部分の最小限度の修理費(原材料費・労務費・材料輸送費・工事事務費)	1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)・流失、半壊(焼)、床上浸水により学用品を喪失・毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲・ろう・養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む)	教科書(検定済のもの)、教材(教育委員会承認済のもの)	実費	災害発生日から1ヶ月以内	1 入進学時の場合は個々の実情に応じ給与 2 備蓄物資は評価額
		文房具、通学用品(運動靴・カバン・体育着等)	小学生1人当たり 4,100円 中学生1人当たり 4,400円	災害発生日から15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者の埋葬を実施する者に支給	棺(付属品を含む)埋葬(火葬)料、骨壺・骨箱	1 体当たり 大人(12才以上) 201,000円以内 小人(12才未満) 160,800円以内	災害発生日から10日以内	風習・宗教等に配慮する
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者	機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	輸送費、賃金は別途計上
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	洗浄、縫合、消毒等	1 体当たり 3,300円以内	災害発生日から10日以内	1 原則、検案は救護班による 2 輸送費・賃金は別途計上
		一時保存	○既存建物借上 通常の実費 ○野外仮設 1 体当たり 5,000円以内 ○ドライアイス等 購入費を要する場合は当該地域の通常実費を加算		
		検案	当該地域の慣行料金の額以内		

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれたため生活に支障があり、自らの資力により応急処理をすることができない者	除去に必要な機械器具等の借上賃輸送費及び賃金	1世帯当たり133,900円以内	災害発生日から10日以内	限度額は市町村内の平均額が限度額内であれば調整可。市町村相互間は調整不可
輸送費 賃金職員等雇 上費	1 被災者の避難 2 飲料水の供給 3 医療及び助産 4 被災者の救出 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	輸送または賃金	当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実施が認められる期間以内	
実費弁償	施行令第10条第1号から4号までに規定する者	1 被災者の避難 2 医療及び助産における移送 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理、配分及び輸送	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

別表2-2 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与のために支出できる費用

1 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
夏季 (4～9月)	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,200
冬季 (10～3月)	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400

(単位：円)

2 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
夏季 (4～9月)	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬季 (10～3月)	9,100	11,900	16,800	19,900	25,300	3,300

(単位：円)

第39 観光地の災害応急対策

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、村、県、国、関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には村、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 【県及び村が実施する対策】

観光地での災害発生時の村、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

(2) 【村が実施する対策】

ア 観光地での災害発生時には、村消防計画における救助・救急計画に基づき、上田警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。

イ 消防機関は観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

(3) 【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 【県及び村が実施する対策】

事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

(2) 【村が実施する対策】

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行なうものとする。

(3) 【関係機関が実施する対策】

バスターミナル、ホテル、旅館など多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行うものとする。

第 3 章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、近隣市町村等の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり必要に応じ近隣市町村等への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

村は迅速な原状復旧または計画的な復興を目指すかの基本方向を早急に決定し、実施に移るものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 村は、被災の状況、地域の特性、県及び関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、または更に災害に強い村づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知する

(イ) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は、村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

住民は、村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じて近隣市町村等の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ近隣市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 村は、他市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために村は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画（対策）

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

イ 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

ウ 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

エ ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。

オ 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。

キ 村は、災害復旧の事業に要する費用について、国、県の補助がある事業については、復旧事業の計画を速やかに作成する。

ク 復旧事業に要する費用について、村は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定を受けられる体制を確立する。

ケ 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

コ 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた災害廃棄物の

円滑で適切な処理が求められる。

村は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画（対策）

ア 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項に留意して行う。

(ア) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(イ) 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。

(ウ) 災害廃棄物処理にあたっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求めるものとする。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、村は他市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、村は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

イ 村が被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

第3節 計画的な復興

第1 基本方針

風水害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強い村づくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備。
- 2 再度災害防止と、より快適な農村環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりの実施。

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災した村の再建に当たり、更に災害に強い村づくりを目指し、農村構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑、及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能な村づくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障害者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画（対策）

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に村における復興計画を作成する。

2 防災村づくり

(1) 基本方針

被災した村の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止とより快適な農村環境を目指し、「村づくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを住民の理解を求めながら実施する。

併せて、女性・高齢者・障害者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 住民の早急な生活再建の観点から、防災村づくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努める。

- a 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備

- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
 - c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
 - d 耐震性貯水槽の設置等
- (イ) 防災村づくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項を目標とする。
- a 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。
 - b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
 - d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
 - e 住民に対し、新たな村づくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となる村づくりを行う。
 - f 女性・高齢者・障害者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (エ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- イ【住民が実施する計画】
- 再度災害防止、より安全な村づくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のための村づくりでもあることを認識し、防災村づくりへの理解と協力を努めるものとする。

第4節 資金計画

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講じる。

第2 主な活動

村は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第3 活動の内容

村が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）の他、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

1 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

2 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

3 一時借入金

災害応急融資

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第1 基本方針

災害を受けた住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講じることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続き等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料(税)の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する被災証明書の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。
- 12 災害復旧用木材の供給の支援を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置を講じる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(2) 実施計画(対策)

ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会を行い、申込に必要な、罹災証明書の発行を行う。

イ 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目標に災害公営住宅の建設を行う。

ウ 既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

エ 村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置を講じる。

オ 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画（対策）

ア 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地方事務所長へ報告する。

イ 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

ウ 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。

エ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

オ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付を行う。

(2) 実施計画

ア 【村社会福祉協議会が実施する対策】

村社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生・児童委員の協力を得て、災害援護資金の貸付を行う。

なお、必要に応じて据え置き期間の延長等資金貸付条件の緩和措置を講じる。

イ 【村の実施する対策】

村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対しては災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画（対策）

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

村は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

イ 災害援護資金の貸付

村は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

5 租税の徴収猶予、及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画（対策）

地方税法又は村税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

6 医療費の一部負担の減免、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画（対策）

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理する他、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講じるとともに、関係団体への協力要請を行う。

7 罹災証明書の交付（住民福祉課）

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画（対策）

発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

ア 被害認定調査

家屋の被害認定調査は、第1次調査及び第2次調査の2段階で行うことを検討する。この場合、被災対象者が、第1次調査の判定結果に不服のあるときは、申し出に基づき第2次調査（再調査）を実施する。

イ 判定基準

家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行うが、判定が困難なときは、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からなる判定委員会を設置し、助言を得て判定することなどを検討する。

ウ 被災者台帳、罹災証明書

村は、調査結果を被災者台帳として整理し、これに基づき、罹災証明書を発行する。

8 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画（対策）

ア 村長は必要に応じ、村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

イ 住民に対し、掲示板、情報電話放送、広報誌等を活用し広報を行う。

ウ 報道機関に対し、発表を行う。

第6節被災中小企業等の復興

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の融通等の促進による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を促進する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講じる。

(2) 実施計画（対策）

ア 利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。

イ 被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

震災対策編

第 1 章 災害予防計画

第1節 地震に強い村づくり

第1 基本方針

村内における構造物・施設等について、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い村づくりを行うものとする。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設等の耐震性の確保、村土保全機能の増進等地震に強い村土を形成する。
- 2 地震に強い農村構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強い村づくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

村内には活断層の存在は確認されておらず、地質的に見ても良い地盤または基盤そのものに近い岩盤が村域の大部分を占めているが、急峻な地形が多く、また、一部にはもろい地質の地域もあるため、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な村土づくりに取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合的・広域的計画の作成に際しては、地震災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ 地滑り、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの村土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

エ 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震対策大綱〔地震防災対策のマスタープラン（防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策）〕や地震防災戦略（期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策）を踏まえ、総則編第5節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。

オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 地震に強い村づくり

(1) 現状及び課題

建築物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い農村構造、建築物への安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮した村づくりが必要になっている。

(2) 実施計画

ア 地震に強い農村構造の形成

(ア) 幹線道路、河川など骨格的な農村基盤整備及び建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い農村構造の形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(イ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

イ 建築物等の安全化

(ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

(イ) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

(ウ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

(エ) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(イ) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

(ウ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

(エ) 再生可能エネルギーは枯渇の恐れがなく、災害時にも発電が可能なことから、村は、再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強いむらづくりを推進する。

エ 地質、地盤の安全確保

(ア) 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施する他、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

(イ) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

(ア) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。

(イ) 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図るものとする。

(ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

(エ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村、県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第3節「情報の収集・連絡体制計画」のとおりとする。

第3節 活動体制計画

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。また、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第4節「活動体制計画」のとおりとする。

第4節 広域相互応援計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施できるよう体制の整備を図るものとする。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第5節「広域相互応援計画」のとおりとする。

第5節 救助・救急・医療計画

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、消防署等の災害対応機能の強化を図る。

また、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」のとおりとする。

第6節 消防・水防活動計画

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらの体制整備を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第7節「消防・水防活動計画」のとおりとする。

第7節 要配慮者支援計画

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年要配慮者関連施設が、土砂災害等により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害等が発生するおそれのある地域内の要配慮者関連施設については、避難誘導等についての対策すすめる。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第8節「要配慮者支援計画」のとおりとする。

第8節 緊急輸送計画

大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両等の事前確認等を行い、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第9節「緊急輸送計画」のとおりとする。

第9節 障害物の処理計画

災害時に道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、必要な資機材の備蓄を図るとともに、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第10節「障害物の処理計画」のとおりとする。

第 1 0 節 避難収容活動計画

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 11 節「避難収容活動計画」のとおりとする。

第 1 1 節 孤立防止対策

村は、災害時の孤立地域を予想し、住民と村との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路を確保に努める。

また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し食料品等を備蓄しておくよう啓発する。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 12 節「孤立防止対策」のとおりとする。

第 1 2 節 食料品等の備蓄・調達計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる震災直後から概ね 3 日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

災害の発生後、できるだけ速やかな食料供給を行うため、関係機関との間で発災時に対応ができるよう協力関係の強化を進める。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 13 節「食料品等の備蓄・調達計画」のとおりとする。

第 1 3 節 給水計画

本村での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村から応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車、給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 14 節「給水計画」のとおりとする。

第 1 4 節 生活必需品の備蓄・調達計画

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、村は、地域の実情と災害に備えて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、村民住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 15 節「生活必需品の備蓄・調達計画」のとおりとする。

第 1 5 節 危険物施設等災害予防計画

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 16 節「危険物施設等災害予防計画」のとおりとする。

第 1 6 節 電気施設災害予防計画

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 17 節「電気施設災害予防計画」のとおりとする。

第 1 7 節 上水道施設災害予防計画

第 1 基本方針

上水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災しにくいものにする必要がある。これらについては、将来の施設・設備の更新時に十分に考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第 2 主な取組み

通常のメンテナンス体制を充実するとともに、施設の安全性の確保を図る。

第 3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

水道事業では、水利用の多様化にともなう通年安定的な水量確保が課題となっている。今後は浄水場を改修し、水需要の変化にも対応できるよう安定供給をめざす。

また、老朽管の布設替を計画的に実施し、有収率の向上に努めていく。

2 実施計画

- (1) 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図るものとする。
- (2) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- (3) 復旧資材の備蓄を行う。
- (4) 水道管路図等の整備を行う。
- (5) 老朽管の布設替の推進を図るよう開発業者に指導する。
- (6) 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。

第18節 下水道施設等災害予防計画

第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強い村づくりに資する下水道等の整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

被害の予防を図るとともに、被災時における復旧作業を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳等の整備、拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 新耐震基準に基づく施設整備

(1) 現状及び課題

平成14年度には計画面積150haとして整備を進めた下水道整備が完了し、管渠の総延長は60kmに達した。また、平成8年に供用を開始した処理場の設備も更新の時期を迎えている。

(2) 実施計画

管渠、処理施設の改築・更新に際しては、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講じる。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制について、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

イ 災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資機材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

災害時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整・保管が義務づけられている。

下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

(2) 実施計画

下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努める。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等ができる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。

このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第 19 節 通信・放送施設災害予防計画

災害時においては通信・放送施設の被災、通信量の飛躍的な増大により通信回線が一時的に利用不能又は輻輳、放送の途絶により、災害応急対策の遅れ、情報の混乱発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、の災害対策に必要な通信を確保するため緊急用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 20 節「通信・放送施設災害予防計画」のとおりとする。

第 20 節 災害広報計画

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りづくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 21 節「災害広報計画」のとおりとする。

第 21 節 土砂災害等の災害予防計画

本村の地勢は起伏に富み複雑であり、土砂崩壊、地すべり、土砂崩壊等による被災が懸念される。これら土砂災害を防止するため、平素から、危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 22 節「土砂災害等の災害予防計画」のとおりとする。

第22節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア 村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、公民館、村営住宅、村立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

イ 防火管理者の設置

病院、学校等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

ウ 緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 【村が実施する計画】

ア 耐震診断、耐震改修のための支援措置

(ア) 住宅及び村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(イ) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

イ 崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

ウ 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村はそれらの制

度の普及促進に努める。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒にともなう人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及、啓発を図るための広報活動を行う。

(イ) ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をするものとする。

イ【住民が実施する計画】

(ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

(イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じる。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法または文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な住民皆の財産であり、正しく次世代へ継承していくことが必要である。

村指定文化財のうち、建造物については、全てが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 所有者または管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

第 2 3 節 道路及び橋梁災害予防計画

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行い、風水害に対する安全性の確保を図る。

被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 24 節「道路及び橋梁災害予防計画」のとおりとする。

第 2 4 節 河川施設等災害予防計画

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

また、過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案して、特に注意を要する地域として指定されている水防区域を中心に堤防等の点検を行い、安全性の向上を図るための河川整備の促進を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 25 節「河川施設等災害予防計画」のとおりとする。

第 2 5 節 ため池災害予防計画

被害発生を未然に防止するために、定期的な点検等により、現状を把握するとともに、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 26 節「ため池災害予防計画」のとおりとする。

第 2 6 節 農林水産物災害予防計画

地震による農林水産関係の被害は、温室、キノコ栽培施設、畜舎、花き・果樹施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設等の倒壊が予想されるとともに、施設被害にともない、農林産物の減収や家畜等の死亡被害なども予想される。

そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

具体的な対策については、風水害対策編第 1 章第 27 節「農林水産物災害予防計画」のとおりとする。

第27節 積雪期の地震災害予防計画

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、村、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強い村づくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強い村づくりを行う。
- 2 冬期道路交通を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 6 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 7 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 8 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。

第3 計画の内容

1 道路交通の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じる恐れがあるため、村、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 村は、除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の保全を図るものとする。

(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

(ウ) 日ごろより豪雪を想定し、村内の重要な交通路に関しては、私道、県道に関わらず、緊急時には除雪の対象とするシュミレーションを行っておくものとする。

イ【自主防災組織・住民が実施する計画】

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

2 航空輸送の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的麻痺、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

(2) 実施計画

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート(場外離発着場を含む)の除・圧雪体制を整備する。

3 雪害予防計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯で発生する雪害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業等を計画的に実施することが重要である。

(2) 実施計画

村内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図るものとする。

4 家屋倒壊の防止

(1) 現状及び課題

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。特に、地区ごとに早期に効率的な除雪作業が行えるよう、自主防災組織や住民に、雪かきの際の暫時的な雪かき組織の結成を薦める等、豪雪時の動きをイメージしやすい指導啓発に努める。

(イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及を行う。

(ウ) 豪雪時に、空き家の屋根雪に対して対策が行われないことが想定され、その際に地震が発生した場合、家屋倒壊や周辺家屋・道路への被害につながることから、日ごろより空き家の所有者に対して、雪下ろしに関する指導に努める。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

(イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

5 消防活動の確保

(1) 現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

イ 防火水槽および及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。

ウ 防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。

エ 多雪式消火栓の整備を図る。

6 避難場所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずるものとする。

ア【村が実施する計画】

(ア) 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備

(イ) 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

(ウ) 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所におけ

る重点的な消融雪施設等の整備

- (エ) 地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。
- (オ) 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置するものとする。

7 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

ア 村は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか他、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。

イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

ウ 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第 2 8 節 二次災害の予防計画

第 1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

第 2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第 3 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[建築物や宅地関係]

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の受入体制を整備するとともに養成を行う必要がある。

[道路橋梁関係]

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

[建築物・宅地関係]

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

[道路橋梁関係]

村の基本計画等に基づき整備を進める。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設、設備の耐震化の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

(イ) 立入検査の実施等指導の強化

(ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

(エ) 自衛消防組織の強化についての指導

(オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

- (イ) 危険物施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (エ) 自衛消防組織の強化促進
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。

今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 河川管理施設の耐震性の向上を図る。

イ 現在工事中の箇所及び危険箇所箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を常時把握しておくよう努める。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地滑り及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集体制の整備

イ 警戒避難体制の整備

第 29 節 防災知識普及計画

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、村、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、村は、災害文化伝承や、体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、村の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第29節「防災知識普及計画」のとおりとする。

第 30 節 防災訓練計画

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。

発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

村及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第30節「防災訓練計画」のとおりとする。

第 31 節 災害復旧・復興への備え

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

災害発生後円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。また、災害復旧用資材の供給体制の整備を図るとともに、財源の確保を行い、的確な運用を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第31節「災害復旧・復興への備え」のとおりとする。

第32節 自主防災組織等の育成に関する計画

災害発生時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、災害時要護者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の結成及び強化育成を積極的に図っていく。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第32節「自主防災組織等の育成に関する計画」のとおりとする。

第33節 企業防災に関する計画

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

村は、これらの活動に対し、支援・指導にあたる。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第33節「企業防災に関する計画」のとおりとする。

第34節 ボランティア活動の環境整備

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第34節「ボランティア活動の環境整備」のとおりとする。

第35節 災害対策基金等積立及び運用計画

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第35節「災害対策基金等積立及び運用計画」のとおりとする。

第36節 震災対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要になる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な震災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、長野県地震対策基礎調査を実施し、県内における被害想定を行っているところであるが、さらに、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

このことから村は、国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力するとともに、村内のデータの累積に努める。

第2 主な取組み

県、国が行う活断層及び地質の調査に協力し、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

- 1 村の災害特性や災害危険性を科学的、総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- 2 国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。

第37節 観光地の災害予防計画

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第37節「観光地の災害予防計画」のとおりとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」のとおりとする。

第2節 非常参集職員の活動

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」のとおりとする。

第3節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

なお、被災地方公共団体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請にあたっては、受入体制に不備が生じないように十分配慮するものとする。

また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断し速やかに応援体制を整えるものとする。

<p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p>
<p>東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定）</p> <p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ）</p>

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害知覚時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請時の円滑な受入体制を確立する。
- 4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。
- 5 応援活動にともなう経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

村が被災した場合、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要がある場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、または、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請し、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

村長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

a 緊急消防援助隊

b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

c その他、他都道府県からの消防の応援

イ 消防以外に関する応援要請

[他市町村に対する応援要請]

村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、または、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定等の協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請をするものとし、その旨知事に連絡するものとする。

(応援の要請事項)

- ・ 応援を求める理由及び災害の状況
- ・ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣機関等
- ・ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- ・ その他必要な事項

ウ 県に対する応援要請等

村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、または、応急措置の実施を要請する。

エ 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請

村長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、または、斡旋を求める。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要になることから、村は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集及び応援体制の確立

村は（以下「応援側」という。）、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要

請側」という。) から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入体制の整備が重要になる。

しかし、受入体制を全て整えた後に応援要請を行うことは、初動の応急措置に遅れが生じることになることから、要請時には、配置、指揮命令系統及びヘリポート等応援活動に必要な基本的事項を整え、宿泊場所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整える等、迅速かつ弾力的な受援体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

他の地方公共団体等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

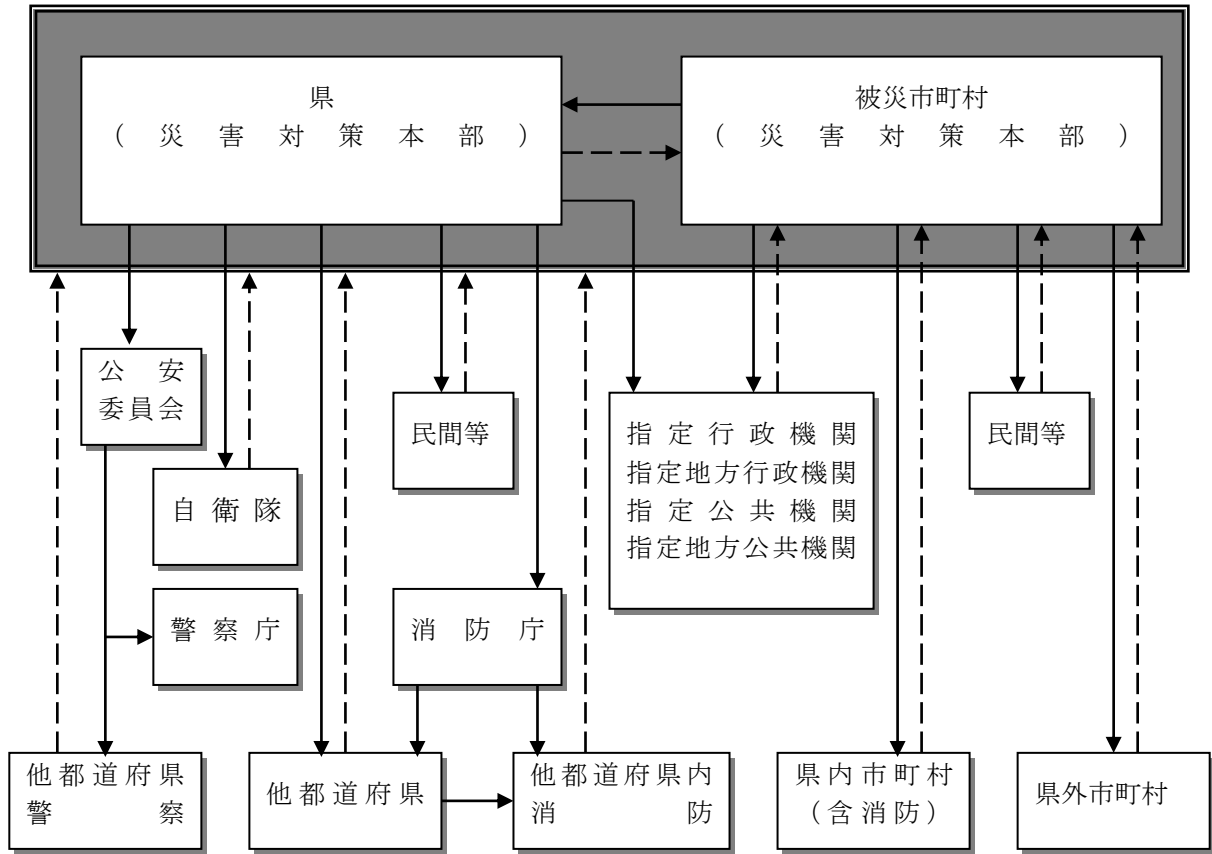
4 経費の負担

(1) 国から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から村に派遣を受けた職員の給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

(別記)

広域相互応援体制

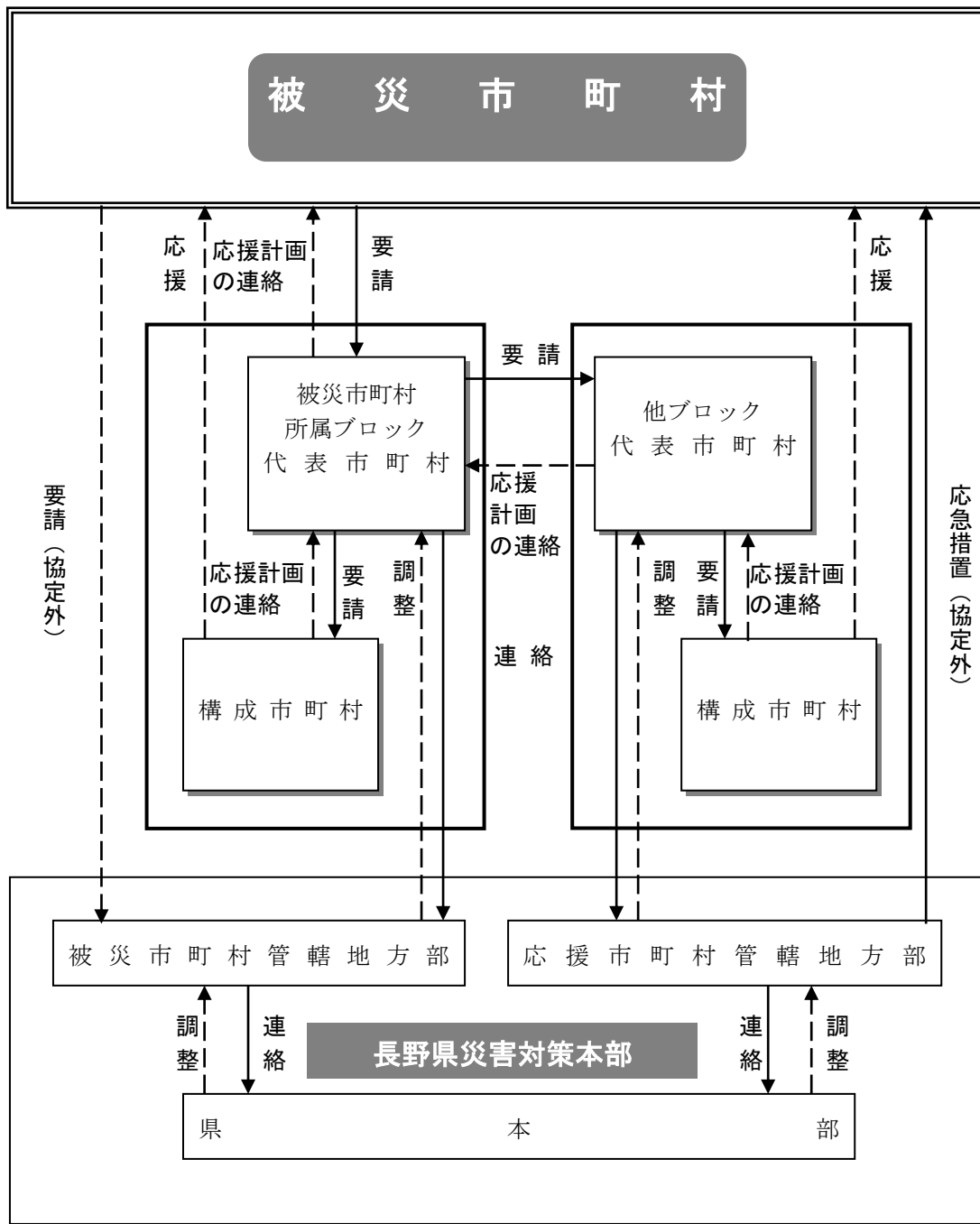


要請等
応援、応急措置、協力等



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



第4節 ヘリコプターの運用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとする。

第5節 自衛隊災害派遣活動

大規模な災害が発生したときには、村及び県並びに関係機関だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。

このような場合には、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努めるものとする。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」のとおりとする。

第6節 救助・救急・医療活動

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」のとおりとする。

第7節 消防活動・水防活動

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第8節「消防・水防活動」のとおりとする。

第 8 節 要配慮者に対する応急活動

災害が発生した際、要配慮者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村及び県並びに医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 9 節「要配慮者に対する応急活動」のとおりとする。

第 9 節 緊急輸送活動

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 10 節「緊急輸送活動」のとおりとする。

第 1 段階の活動	第 2 段階の活動	第 3 段階の活動
<ul style="list-style-type: none">・ 人命救助・ 消防等災害拡大防止・ ライフライン復旧・ 交通規制	<ul style="list-style-type: none">・ (第 1 段階の続行)・ 食料、水、燃料等の輸送・ 被災者の救出・搬送・ 応急復旧	<ul style="list-style-type: none">・ (第 1・2 段階の続行)・ 災害復旧・ 生活必需品輸送

第 10 節 障害物の処理活動

災害により排出された土砂、立木及び倒壊物件、道路上の放置車両、被災車両等は、復旧作業、救援活動の阻害と、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想されるので、これらを直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路の確保と、住民の生活の安定を図る

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 11 節「障害物の処理活動」のとおりとする。

第 11 節 避難収容及び情報提供活動

災害時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第一次の実施責任者である村長が中心に計画作成をしておく。

その際、高齢者、障害者等の要配慮者についても十分考慮する。

特に、村内の土砂災害危険箇所内に所在している要配慮者関連施設には、避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 12 節「避難収容及び情報提供活動」のとおりとする。

第 1 2 節 孤立地域対策活動

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

村は、孤立地域への災害応急対策の実施にあたっては、常にこのことを念頭に置き、以下の優先順位をもってあたる。

- 1 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 13 節「孤立地域対策活動」のとおりとする。

第 1 3 節 食料品等の調達供給活動

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。また、あらかじめ締結している応援協定等に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 14 節「食料品等の調達供給活動」のとおりとする。

第 1 4 節 飲料水の調達供給活動

飲料水の調達は、村内の各配水池に確保された貯留水及び村内各所に湧出する地下水により行うこととし、水の確保が困難となった場合は、隣接市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、診療所等を中心に、村が給水タンク等により行い、被災の規模により村が行う給水活動が困難となる場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により近隣市町村等が給水応援を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 15 節「飲料水の調達供給活動」のとおりとする。

第 1 5 節 生活必需品の調達供給活動

災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には村が備蓄分を給与又は貸与するが、被害状況等に応じて、被災住民からの要請に基づき、村は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制を整備し、迅速な調達・供給を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 16 節「生活必需品の調達供給活動」のとおりとする。

第 1 6 節 保健衛生・感染症予防活動

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 17 節「保健衛生、感染症予防活動」のとおりとする。

第 1 7 節 遺体の捜査及び処置等の活動

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者の捜査は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 18 節「遺体の捜査及び処置等の活動」のとおりとする。

第 1 8 節 廃棄物の処理活動

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

村におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 19 節「廃棄物の処理活動」のとおりとする。

第 1 9 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 20 節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」のとおりとする。

第 2 0 節 危険物施設等応急活動

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 21 節「危険物施設等応急活動」のとおりとする。

第 2 1 節 電気施設応急活動

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、「早期復旧による迅速な供給再開」、「感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害の防止」を重点に応急対策を推進する。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 22 節「電気施設等応急活動」のとおりとする。

第 2 2 節 上水道施設応急活動

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、村は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 23 節「上水道施設等応急活動」のとおりとする。

第 2 3 節 下水道施設応急活動

下水道は、水道、電気等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 24 節「下水道施設等応急活動」のとおりとする。

第 2 4 節 通信放送施設応急活動

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため関係機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 25 節「通信・放送施設応急活動」のとおりとする。

第 2 5 節 災害広報活動

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍住民等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 26 節「災害広報活動」のとおりとする。

第 2 6 節 土砂災害等応急対策

土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 27 節「土砂災害等応急活動」のとおりとする。

第27節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 村指定文化財は住民の貴重な文化的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

【実施する対策】

- ア 庁舎、社会福祉施設、病院、村営住宅、村立学校等については、利用者等の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- イ 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講じる。
- ウ 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被害の状況を把握し、被災住宅の応急危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置を講じる。
- (イ) 災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行う他、県もしくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- (ウ) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

イ 【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

3 文化財

(1) 基本方針

村指定文化財は、住民の貴重な文化的財産であるため、被災した場合は、見学者の生命・

身体の安全を確保するとともに被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

イ【所有者または管理者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況、及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

第 28 節 道路及び橋梁応急活動

地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 29 節「道路及び橋梁応急活動」のとおりとする。

第 29 節 河川施設等応急活動

地震による被害を軽減するため、村の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資機材の調達体制
- 3 水門の適切な操作
- 4 市町村における相互の協力及び応援体制

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 30 節「河川施設応急活動」のとおりとする。

第30節 被害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物に係る二次災害を防止するため応急危険度判定士の派遣等を県に要請する。また、建造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物、建造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[建築物関係]

被災した建築物について余震等による倒壊等の二次災害から住民を守るための措置を講じる。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の建造物について余震等による倒壊等の二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

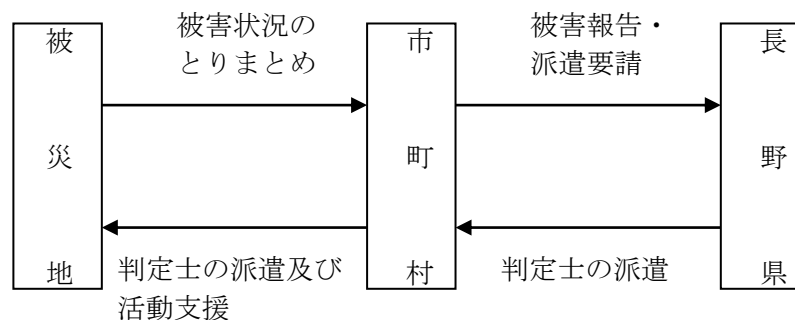
[建築物関係]

ア【村が実施する対策】

(ア) 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるように次の事項を整備する。

- a 応急危険度判定士の派遣要請
- b 応急危険度判定士を要する建築物または地区の選定
- c 村内の被災地域への派遣手段の確保
- d 応急危険度判定士との連絡手段の確保

(イ) 村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。



イ【建築物の所有者等が実施する対策】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物の所有者等は、判定結果に基づ

き必要な措置を講じるものとする。

[道路及び橋梁関係]

ア【村が実施する対策】

村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

地震発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災等による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。

このため、地震災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与える恐れがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生の恐れがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、施設等の一時停止を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生しまたは発生する恐れのある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

イ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等の恐れがある場合には、操業の停止または制限をするとと

もに危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土嚢積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防署、警察署等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水または、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

【実施する対策】

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡回する。

イ 巡回の結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ 災害防止のため応急工事を実施する。

エ 災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

オ 必要に応じて水防活動を実施する。

【ダム管理者が実施する対策】

ア あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施するものとする。

イ 臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

ウ この際、各ダムの操作規則等の規定により関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行うものとする。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生にともない、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土

砂崩壊、地滑り及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

緊急点検結果に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

第31節 ため池災害応急活動

地震発生にともなうため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第32節「ため池等災害応急活動」のとおりとする。

第32節 農林水産物災害応急活動

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・蔓延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について速やかな復旧に努める。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第33節「農林水産物災害応急活動」のとおりとする。

第33節 文教活動

小学校、中学校は多くの児童生徒を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒の安全及び教育を確保する必要がある。

このため村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒に対する教科書の供与等の措置を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第34節「文教活動」のとおりとする。

第34節 飼養動物の保護対策

災害時には、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第35節「飼養動物対策」のとおりとする。

第35節 ボランティアの受入体制

災害時には、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第36節「ボランティアの受入れ体制」のとおりとする。

第 3 6 節 救援物資・義援金品の受入体制

大規模な災害が発生した場合には、村及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 37 節「義援物資、義援金の受入れ体制」のとおりとする。

第 3 7 節 災害救助法の適用

村の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、知事が実施する。ただし村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 38 節「災害救助法の適用」のとおりとする。

第 3 8 節 観光地の災害応急対策

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。

具体的な対策については、風水害対策編第 2 章第 39 節「観光地の災害応急対策」のとおりとする。

第 3 章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

具体的な計画については、風水害対策編第3章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」のとおりとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害によって生じたがれき等の適切な処理が求められる。

村及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

具体的な計画については、風水害対策編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」のとおりとする。

第3節 計画的な復興

地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

具体的な計画については、風水害対策編第3章第3節「計画的な復興」のとおりとする。

第4節 資金計画

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

具体的な計画については、風水害対策編第3章第4節「資金計画」のとおりとする。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

具体的な計画については、風水害対策編第3章第5節「被害者等の生活再建等の支援」のとおりとする。

第6節 被災中小企業等の復興

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

具体的な計画については、風水害対策編第3章第6節「被災中小企業等の復興」のとおりとする。

第4章 東海地震に関する事前対策活動

第 1 節 総 則

第 1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第 2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第 3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務または業務の大綱

震災対策編第 1 章第 3 節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱」の通り。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

第1 村の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、本計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備、また、
 - ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - イ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認
 - ウ 管理している施設の緊急点検
 - エ 小・中学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

2 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発せられたときは、「村地震災害警戒本部」を設置し、青木村地域防災計画等に定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 村内における地震防災対策の実施

第2 防災関係機関の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌業務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行うものとする。

- (1) 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- (2) 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- (3) 管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておくものとする。また、その所掌業務について発災時に備えての準備を行う。

別表『東海地震に関連する情報』に対応する県の活動体制

危険度	東海地震関連情報		県地域防災計画に規定する対応		
	名称	発表基準等	主な防災対策活動	活動体制	配備人員
	東海地震に関連する調査情報(臨時)	○観測データに通常とは異なる変化が観測され、東海地震に関連する現象について調査が行われた場合	①連絡要員の確保 ②情報収集	東海地震観測体制	(警戒二次相当)
	↓				
	東海地震注意情報	○東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合	①地震注意情報等の収集・伝達・防災対応等に関する広報 ○住民に対する適切な広報 ②地震災害警戒本部設置準備 ③地震防災応急対策の準備 ○警戒宣言時の対応確認 ○地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入準備、物資、資機材等の確認 ○管理施設の緊急点検 ○県立学校の児童・生徒の引渡し等安全確保等	東海地震注意体制	(全職員)
	↓				
	東海地震予知情報	○警戒宣言発令 ○東海地震が発生するおそれがあると認められた場合	①地震災害警戒本部の設置 ①地震予知情報等の収集・伝達 ②防災関係機関等の対策状況の収集・国への報告 ③地震防災応急対策の実施・総合調整 ④広域的応急対策の実施	東海地震警戒体制	(全職員)
↓					
発災		①地震災害対策本部の設置 ②応急対策活動	全体体制	(全職員)	

第3節 情報収集伝達計画

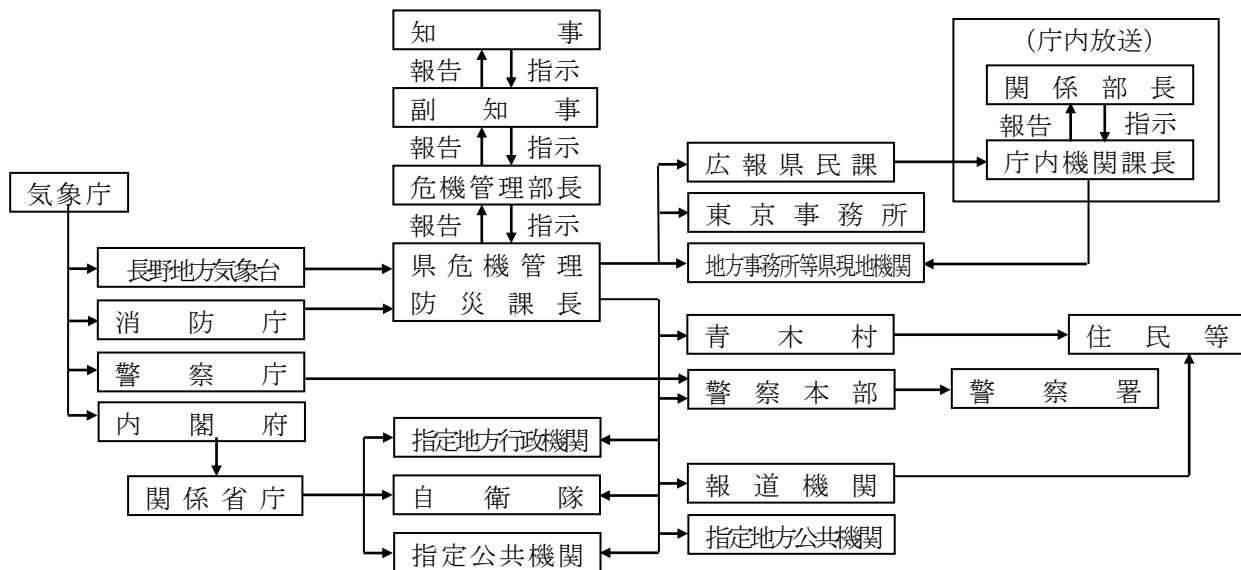
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

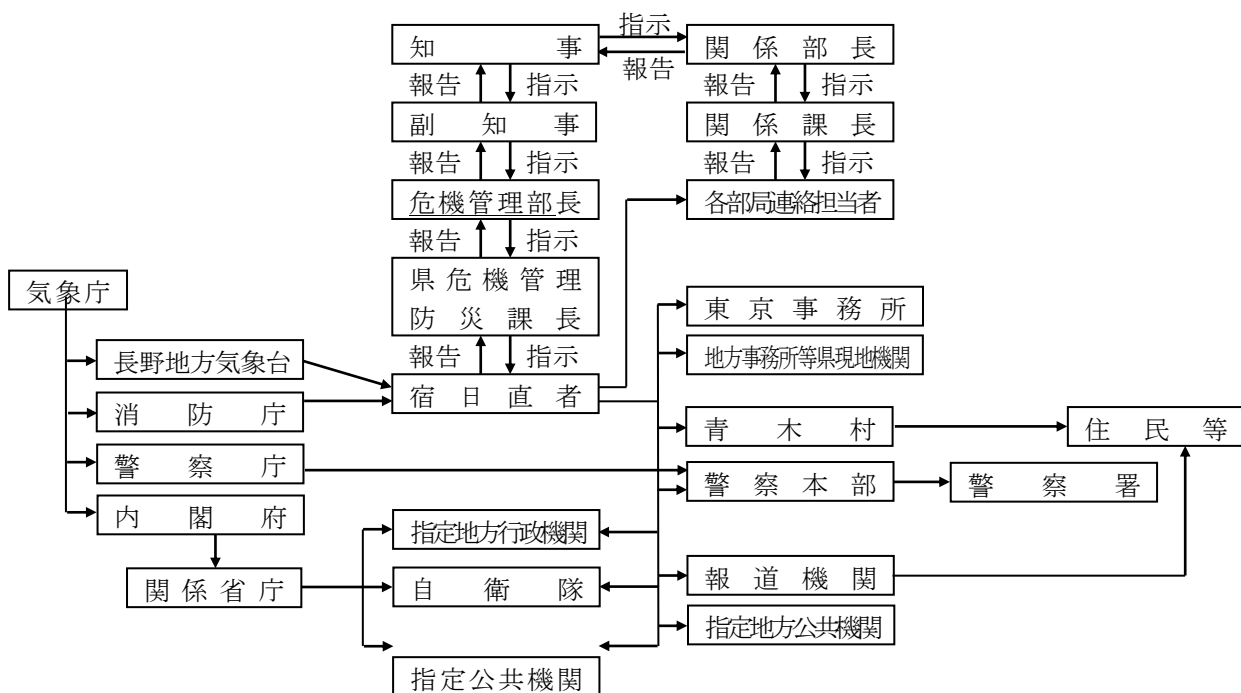
1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

(1) 伝達系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生する恐れがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合（3ヶ所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆滑りによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合（2ヶ所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆滑りによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等）
東海地震に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合（1ヶ所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等）
東海地震に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

村、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次の通りである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	病院管理者－市町村－保健福祉事務所（保健所）－県警戒本部（健康福祉部）
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） （農協－市町村－地方事務所－県警戒本部）（農政部） （労働金庫－県警戒本部）（健康福祉部） （その他の金融機関－地方事務所－県警戒本部）（危機管理部）
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野地域センター－県警戒本部（農政部）
列車の運転状況、旅客の状況	J R各社－県警戒本部（企画部）
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社－県警戒本部（企画部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県警戒本部（危機管理部）
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部－県警戒本部（健康福祉部） （社）県医師会－県警戒本部（健康福祉部）

調査事項	報告ルート
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱－県警戒本部（建設部） 地方整備局－県警戒本部（建設部） 市町村－建設事務所－県警戒本部（建設部）
緊急輸送車両の確保台数	(社)県トラック協会－県警戒本部（危機管理部）
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村－地方事務所－県警戒本部（危機管理部）
幼稚園、小・中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会－教育事務所－県警戒本部（教育委員会） 私立学校－県警戒本部（総務部）

第4節 広報計画

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等にもなう混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

なお、強化地域外の居住者等に対しても、的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

第2 活動の内容

1 東海地震注意情報受理時の広報

【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、県警察本部）

県は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- エ その他必要な事項

(2) 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて県民に呼びかける。

2 警戒本部設置時の広報

【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、県警察本部）

県は、警戒本部が設置された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- エ ライフラインに関する情報
- オ 強化地域内外の生活関連情報
- カ 事業者等がとるべき措置
- キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- ク 家庭において実施すべき事項
- ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- コ 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- サ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- シ その他必要な事項

(2) 広報手段

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行う他、ヘリコプター、広報車等により実施する。

なお、外国籍県民等の情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子または外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

3 【村が実施する計画】

村においては、県に準じた、内容、手段、方法により、県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、情報電話放送、広報車、半鐘等を活用する他、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知する。

(1) 広報内容

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- エ 警戒宣言及び地震予知情報等
- オ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- カ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- キ ライフラインに関する情報
- ク 強化地域内外の生活関連情報
- ケ 事業者等がとるべき措置
- コ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- サ 家庭において実施すべき事項
- シ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- ス 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- セ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- ソ その他必要な事項

(2) 広報手段

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行う他、ヘリコプター、広報車等により実施する。

なお、外国籍住民等の情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子または外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、村警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて住民に呼びかける。

第5節 避難活動等

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生にともなう被害を最小限に留め、また、避難にともなう混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民等、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難勧告、避難指示の対象となる崖地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

第2 活動の内容

1 避難の勧告または指示

(1) 【村が実施する計画】

ア 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ村長が定める地区とする。

- (ア) 崖地、山崩れ崩落危険地区
- (イ) 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- (ウ) その他村長が危険と認める地域

イ 避難対象地区の住民等に広報車、無線施設、情報電話放送等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び避難勧告、避難指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた時、村長は、避難対象地区に避難勧告、避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。

また、村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。

- (ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- (イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ウ) 避難場所の点検及び収容準備
- (エ) 収容者の安全管理
- (オ) 負傷者の救護準備
- (カ) 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

(2) 【住民が実施する計画】

平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、村の指示にしたがいあらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。

2 車両による避難

(1) 【村が実施する計画】

ア 村は、警察本部、危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。

イ 車両避難対象地区は、山間地等で、避難地までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とする他、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、上田警察署と調整して

おくものとする。

ウ 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。

エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。

オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。

(2) 【住民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心がけるとともに、発災時の停車または、避難地における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

3 屋内避難

(1) 【村が実施する計画】

ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、別添 資料「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）（資料編参照）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

イ 村は、屋内避難指針にしたがい、小・中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。

ウ 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者を想定した対策を講じるものとする。

4 要配慮者関連施設における避難対策

(1) 【村が実施する計画】

村は、避難対象地区内の要配慮者関連施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておくものとする。

ア 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）

イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等

ウ 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

(2) 【要配慮者関連施設の管理者が実施する計画】

要配慮者関連施設の管理者は、村と調整のうえ、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

ア 夜間・休日を含めた連絡体制

イ 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等

ウ 利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5 避難活動

(1) 【村が実施する計画】

ア 村は、避難の状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。

イ 避難地の設置及び運営については、次により行うものとする。

(ア) 避難地の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておくものとする。

また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。

(イ) 避難地で避難生活をする者は、避難勧告、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。

(ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。

(エ) 避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまでまたは地震発生にとまなう避難所が設置されるまでの間とする。

(オ) 避難地の運営は、自主防災組織の協力を得て村が行う。

(カ) 避難地には、運営のため必要な村職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請するものとする。

(2) 【住民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとする。

村及び県は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及び斡旋等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。

また、地震発生時の飲料水確保について、村及び県は必要な措置を講ずるものとする。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 【村が実施する計画】

ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達または斡旋を行うものとする。

イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行うものとする。

ウ 県に対する緊急物資の調達または斡旋の要請を行うものとする。

エ 村は、避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請するものとする。

また、上記の要請が可能となるよう、村における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておくものとする。

オ 生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知するものとする。

カ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【住民が実施する計画】

住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。

住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

2 飲料水の確保計画

(1) 【村が実施する計画】

ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底するものとする。

イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。

エ 応急復旧体制の準備を行うものとする。

オ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【住民が実施する計画】

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

第1 基本方針

村及び県は、地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるものとする。

(1) 【村が実施する計画】

ア 小県医師会等に対し、救護班の出動準備を要請するものとする。

イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対して供給の要請を行う。

ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整えるものとする。

エ 傷病者の搬送準備をするものとする。

オ 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図るものとする。

2 保健衛生体制の確立

村及び県は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は、自己完結の努力をするものとする。

(1) 【村が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備するものとする。

(2) 【住民が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

第1 基本方針

小・中学校においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

第2 活動の内容

1 【村（教育委員会）及び小・中学校が実施する計画】

小・中学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業または学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間または地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校しないものとする。

なお、遠距離通学などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、村が設置した避難地または学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、村警戒本部及び県教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、村警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、崖下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

第9節 消防・救急救助等対策

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、村は、村地域防災計画及び村消防計画に基づき、平常時の業務を停止または縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、村及び県は東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。

第2 活動の内容

1 【村が実施する計画】

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立するものとする。
- (2) 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (3) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図るものとする。
- (4) 火災発生の防止、初期消火活動については住民等への広報を行うものとする。
- (5) 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施するものとする。
- (6) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行う。

2 【関係機関が実施する計画】（自衛隊、消防本部）

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立するものとする。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行うものとする。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保するものとする。
- (4) 迅速な救急救助のための体制確保
- (5) 応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (6) 出火防止、初期消火等の広報を行うものとする。（消防本部）
- (7) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示するものとする。（消防本部）

第10節 売惜しみ・買占め等の防止

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売惜しみや買占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第2 活動の内容

1 【村が実施する計画】

- (1) 売惜しみ買占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。
- (2) 適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (4) 売惜しみ買占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (5) 管内または広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

2 【住民が実施する計画】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第 1 1 節 交通対策

第 1 基本方針

警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。

なお、県、公安委員会、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

第 2 活動の内容

1 道路に関する事項

【村が実施する計画】

- (1) 村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。
- (2) 村は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

第 1 2 節 緊急輸送

第 1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議のうえ、地震災害警戒本部が必要な調整を行うものとする。

なお、村、県及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

第 2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次の通りである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資または資機材

2 【村が実施する計画】

- (1) 村は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両、物資輸送拠点等の確保を図るものとする。
- (2) 村は、必要に応じて、震災対策編第 3 章第 4 節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

3 緊急通行車両の確認

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、震災対策編第 3 章第 9 節「緊急輸送活動」の 5 「緊急通行車両確認事務」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。

その他災害対策編

第1章 航空災害対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第2 計画の内容

1 情報の収集・連結体制の整備

村は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間及び休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 非常参集体制の整備及び関係機関との連携体制

村は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

3 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材について、消防本部と協議の上、その整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。

第2 活動の内容

1 情報の収集・連絡・通信の確保

(1) 情報の収集及び報告

ア 村は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 村は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに上小地方事務所へ連絡する。

(2) 応急活動対策の情報収集

村は、応急対策の実施状況について県と相互に情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

風水害対策編第2章第2節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

村は、災害の規模等により、村の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、第2編風水害対策編第3節「広域相互応援活動」に基づき、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

(3) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、風水害対策編第2章第5節「自衛隊災害派遣活動」の定めるところにより実施する。

3 捜索、救助・救急及び消火活動

(1) 捜索活動の実施

村は、県から災害の発生情報を得た場合は、消防本部と消防団との連携による捜索活動に着手し、得た情報は県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」、第7節「消防・水防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や医師会、日本赤十字社長野県支部、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

(4) 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

4 関係者等への情報伝達活動

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び一般住民等に対して行う災害広報は、風水害対策編第2章第27節「災害広報活動」の定めるところによるほか次により実施する。

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
 - イ 家族等の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - オ その他必要な事項
- (2) 一般住民等への情報伝達活動

報道機関を通じ、音声放送または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

第2章 道路災害対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生ずることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第2 計画の内容

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路利用者に対する気象情報・注意報等周知不足が大災害に発展することも考えられることから、道路交通の安全確保のための情報収集とともに、情報を周知するための体制の整備を図る。

2 道路・橋梁等の整備

- (1) 村は、施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (2) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧の備え

- (1) 災害応急体制の整備
村は、関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。
- (2) 関係者への的確な情報伝達体制の整備
村は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を放送事業者等と連携を図りながら行う。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

村は、自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食いとどめるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第2 活動の内容

1 災害直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

パトロール等による巡視の結果や通報、村防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

2 救急・救助・消火活動

風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

3 災害応急対策の実施

- (1) 村内の道路・橋梁等の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- (2) 必要物資等について速やかに県に要請するなど、県との連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

4 関係者への情報伝達活動

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

5 道路・橋梁等の応急復旧活動

- (1) パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。
- (2) 応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

第3章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第2 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 規制及び指導の強化

村は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し(資料36参照)、以下の指導を行う。

ア 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者(申請者)に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛消防体制の整備について指導する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

ア 消火資機材の整備促進

村は、消防本部と連携し、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

イ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

ウ 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

(2) 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

ア 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

イ 消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除き、本節に定めるところによる。

第2 活動の内容

1 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

村は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

2 災害の拡大防止活動

(1) 共通事項

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

(2) 危険物関係

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(3) 毒物・劇物関係

ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 消防本部の協力を得て、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

エ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

(4) タンクローリー等の横転事故関係

パトロール等による情報、発見者の通報等をもとに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

3 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

(2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 環境モニタリングを実施する。

(4) 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

第4章 大規模な火事災害対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いむらづくりを推進する。

第2 計画の内容

1 災害に強いむらづくり

(1) 大規模な火事災害に強いむらの形成

村は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いむらづくりを行う。

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、公園の積極的な整備に努める。

ウ 村道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。

エ 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。

オ 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(平成9年法律第49号)に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進する。

(2) 火災に対する建築物の安全化

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

ア 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。

イ 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。

ウ 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。

エ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。

オ 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 救助・救急用資機材の整備

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

イ 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備

を図る。また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

(2) 消防及び医療機関との連絡体制の整備

ア 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請(ヘリコプターを含む)等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成と任務

(カ) 消防団の活動要請

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連絡

(ケ) 報告及び広報

(コ) 訓練計画

(サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

ウ 関係機関の協力を得て、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

(3) 消火活動の計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

エ 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

オ 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画の策定に努める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

カ 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

本節では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第2 活動の内容

1 消火活動

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の応急措置に万全を期する。

(1) 消火活動関係

ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

(ア) 村長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を風水害対策編第2章第3節「広域相互応援活動」により行う。

(イ) 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第2章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(2) 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」により、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

(3) 住民に対し以下の事項について指導する。

ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

2 避難誘導活動

大規模な火事災害により庁舎、社会福祉施設、村営住宅、村立学校等に被害が生じた場合については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。その

際、要配慮者を考慮に入れる。

第3節 災害復旧・復興計画

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進にあたり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 活動の内容

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを実施する。

第5章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第2 計画の内容

1 林野火災に強い地域づくり

村は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

(1) 林野火災消防計画の確立

村は、関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

ア 特別警戒実施計画

- (ア) 特別警戒区域
- (イ) 特別警戒時期
- (ウ) 特別警戒実施要領

イ 消防計画

- (ア) 消防分担区域
- (イ) 出動計画
- (ウ) 防ぎょ鎮圧要領

ウ 資機材整備計画

- エ 防災訓練の実施計画
- オ 啓発運動の推進計画

(2) 予防対策の実施

林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期し、村は、林野火災予防のため、次の事業を行う。

ア 防火思想の普及

- (ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- (ウ) 自主防災組織の育成を図る。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- (ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- (イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- (ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム(治山ダムへの開閉装置の設置)、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- (エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火

- 機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。
- ウ 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視
 - エ 林野所有(管理)者に対する指導
 - (ア) 火の後始末の徹底
 - (イ) 防火線・防火樹帯の設置
 - (ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保
 - (エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするにあたっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。
 - (オ) 火災多発期における見回りの強化
 - (カ) 消火のための水の確保等
 - オ 応援体制の確立
 - 長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

2 林野火災防止のための情報の充実

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

- (1) 気象情報の収集体制の整備
 - 長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。
- (2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備
 - 林野火災の発生しやすい時期において、広報車、ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

- (1) 情報の収集・連絡関係
 - 防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。
 - また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。
- (2) 災害応急体制の整備関係
 - 職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。
 - ア 職員の参集等活動体制の確認を行う。
 - イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。
- (3) 消火活動関係
 - 消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。
 - ア 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。
 - イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。
- (4) 防災関係機関等の防災訓練の実施
 - 消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。
 - ア 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。
 - イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

林野火災発生時においては、村及び関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第2 活動の内容

1 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火入れによる出火を防止するため、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、音声 有線放送等を通じ、周知徹底する。

2 発災直後の情報の収集・連絡活動

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、次の活動を行う。

(1) 県に対するヘリコプターによる偵察の要請(風水害対策編第2章第4節「ヘリコプターの運用計画」参照)

(2) 職員の災害現場への派遣

3 活動体制の確立

関係機関との連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(1) 職員の災害現場への派遣及び派遣した職員による状況報告

(2) 消防本部からの県への火災即報の送信

(3) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

(4) 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

4 消火活動

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

村は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動にあたっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずることとする。

(1) 出動部隊の出動区域

- (2) 出動順路と防御担当区域
- (3) 携行する消防機材及びその他の器具
- (4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の設定
- (7) 救急救護対策
- (8) 住民等の避難
- (9) 空中消火の要請

5 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

村は、県の行った二次災害発生危険箇所の緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第3節 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 活動の内容

寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

また、事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

第6章 雪害対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、交通確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第2 計画の内容

1 雪害に強い地域づくり

村は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを促進する。

- (1) 豪雪の際の交通途絶を想定し、日ごろより、応急復旧のために建設業者と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。
- (2) 電力供給設備の雪害防止は、それぞれの関係機関が対策を講じているところであるが、電力は住民の日常生活の安定と産業経済活動に欠くことのできないものであるため、積雪前期の点検整備及び施設の強化を図る等、事業者に対して雪害防止を要請する。
- (3) 雪害時には、圧雪による建築物倒壊といった事態も考えられることから、以下のような対策を行う。
 - ア 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。
 - イ 住民に豪雪の際建物の雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるよう呼びかける。特に、地区ごとに早期に効率的な除雪作業が行えるよう、自主防災組織や住民に、雪かきの際の暫時的な雪かき組織の結成を薦める等、豪雪時の動きをイメージしやすい指導啓発に努める。
 - ウ 豪雪時の空き家の屋根雪が、周辺道路や施設に被害を及ぼすこともあるため、日ごろより所有者への指導に努める。
 - エ 雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努める。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行う。

3 観測・予測体制の充実

雪を克服するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制の整備を行う。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定める。

第2 活動の内容

1 住民の避難誘導等

- (1) 村は、住民の避難が必要とされる場合には、避難勧告、避難指示を行う。また、要配慮者に考慮した避難誘導等を実施する。
- (2) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

2 除雪等活動

村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。また、除雪活動を迅速かつ効果的に行うために、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。

3 住民の安全対策、福祉対策

- (1) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。
- (2) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

第7章 火山災害対策

第1節 火山災害に強いむらづくり

第1 基本方針

青木村は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いむらづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的当村に近いのは浅間山である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 計画の内容

村は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかわる災害から村の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いむらづくりが必要となっている。

1 火山災害に強いむらの形成

- (1) 必要に応じ、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。
- (2) 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山対策災害に対する安全性の確保についても配慮する。

3 ライフライン施設等の機能の確保

上水道等の施設の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

4 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

5 災害応急対策等への備え

災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生の恐れのある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ住民に対する情報伝達体制、避難誘導體制を整備しておく必要がある。

第2 計画の内容

1 住民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

- (1) 村は、県及び气象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。
- (2) 噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、必要により住民等に対する広報活動を行うものとする。

2 避難誘導體制の整備

村は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ防災対応や避難計画を作成しておく。

(避難誘導體制については風水害対策編第1章第11節「避難収容活動計画」に準ずる。)

(1) 噴火警報・予報

噴火警報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、居住地域や火山周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、火山活動対策特別処置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

噴火警報・予報の種類（浅間山）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所 までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は鎮静。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(2) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に発表する。

(3) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の結果、統計及び調査の成果等を編集した資料で定期的に、または必要に応じ作成し発表する。

3 異常現象の通報

住民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合には、ただちに村長又は警察官に通報するものとする。村長等は、住民から災害発生恐れのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

第3節 災害応急対策

第1 基本方針

火山災害が発生した場合は、住民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は風水害対策編第2章「災害応急対策計画」に準ずる。

第4節 災害復旧・復興計画

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害復旧・復興活動は風水害対策編第3章「災害復旧・復興計画」に準ずる。

第8章 原子力災害対策

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から予防対策を実施する。

第2 計画の内容

1 モニタリング

県及び村は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 村は、広域的な避難に備えて他市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。

(2) 村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

県及び村は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握に努める。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 放射線防護に関すること
- (4) 村及び県等が講じる対策の内容に関すること
- (5) 屋内退避、避難に関すること
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

5 原子力防災に関する訓練の実施

村は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、村、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2 活動の内容

1 情報の収集・連絡活動

村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

2 モニタリング等

村は、必要に応じてモニタリング及び放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施するモニタリング及び測定が円滑に行われるよう協力する。

3 健康被害防止対策

県及び村は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

4 住民等への的確な情報伝達

- (1) 村は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。
- (2) 村は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講じる。

6 広域避難活動

村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。また、要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

7 飲料水・飲食物の摂取制限等

- (1) 村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。
- (2) 村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

8 県外からの避難者の受入れ活動

- (1) 県及び村は、避難元都道府県等と連携し、村内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。
- (2) 県及び村は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

第3節 災害復旧・復興計画

第1 基本方針

国、県、村及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

第2 活動の内容

1 放射性物質による汚染の除去等

県及び村は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 制限措置の解除

県及び村は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

3 風評被害等の未然防止

県及び村は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。